

# 第4期愛知県障害福祉計画

(案)

平成27年3月





# 目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画の基本的考え方	2
1 計画の基本理念	2
2 計画の基本的考え方	2
3 計画期間	3
4 市町村との連携	4
5 区域の設定	4
第3章 現状	6
1 人口構成	6
2 障害者の状況	6
(1) 身体障害者（手帳所持者）の状況	6
(2) 知的障害者（手帳所持者）の状況	9
(3) 精神障害者の状況	10
(4) 発達障害・難病のある人の状況	11
3 障害福祉サービスの利用状況	13
(1) 在宅サービス	13
ア 在宅サービス利用状況	13
イ 障害保健福祉圏域別在宅サービスの利用状況	13
(2) 通所系サービス	14
ア 通所系サービス利用状況	14
イ 障害保健福祉圏域別通所系サービスの状況	15
(3) 居住系サービス	16
ア 居住系サービス利用状況	16
イ 障害保健福祉圏域別居住系サービスの状況	16
第4章 地域生活移行についての成果目標の設定と取組施策	17
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	17
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	17
(2) ア 成果目標の設定	19
イ 障害者支援施設の必要入所定員総数	19
(3) 目標達成のために必要と考えられる施策	20
(4) 本計画期間の取組	20
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	24
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	24
(2) 成果目標の設定	25
(3) 目標達成のために必要と考えられる施策	26
(4) 本計画期間の取組	26
3 地域生活支援拠点等の整備	29
(1) 成果目標の設定	29
(2) 本計画期間の取組	29
4 福祉施設から一般就労への移行	31

(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	31
(2) 成果目標の設定	33
(3) 目標達成のために必要と考えられる施策	34
(4) 本計画期間の取組	34
<b>第5章 障害児支援体制の整備</b>	<b>38</b>
1 児童発達支援センターを中心とした児童発達支援事業の充実	39
2 重症心身障害児者に対する支援体制の整備	41
3 愛知県心身障害者コロニーの再編整備	42
4 発達障害のある子どもの支援体制の充実	43
5 経済的負担の軽減	43
<b>第6章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策</b>	<b>44</b>
1 訪問系サービス	45
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	45
(2) サービス見込量	45
(3) サービスの確保策	46
2 日中活動系サービス	47
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	47
(2) サービス見込量	48
ア 生活介護	48
イ 自立訓練（機能訓練）	48
ウ 自立訓練（生活訓練）	49
エ 就労移行支援	50
オ 就労継続支援（A型）	50
カ 就労継続支援（B型）	51
キ 療養介護	52
ク 短期入所（ショートステイ）	52
(3) サービスの確保策	53
3 居住系サービス	54
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	54
(2) サービス見込量	54
ア 共同生活援助(グループホーム)	54
イ 施設入所支援	55
(3) サービスの確保策	56
4 相談支援	59
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	59
(2) サービス見込量	60
ア 計画相談支援	60
イ 地域移行支援	60
ウ 地域定着支援	61
(3) サービスの確保策	62
5 発達障害・難病のある人のサービス利用	64
6 障害児支援サービス	64
(1) サービス見込量	64
ア 児童発達支援	64

イ	医療型児童発達支援	65
ウ	放課後等デイサービス	65
エ	保育所等訪問支援	66
オ	障害児相談支援	66
カ	福祉型障害児入所支援	67
キ	医療型障害児入所支援	68
(2)	サービスの確保策	69
7	就労支援	70
8	障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）	72
(1)	圏域単位での地域特性及び課題	72
(2)	平成29年度末までに不足するサービスの基盤整備	74
(3)	各圏域の現状と今後のサービス見込量	76
ア	名古屋圏域	76
イ	海部圏域	78
ウ	尾張中部圏域	80
エ	尾張東部圏域	82
オ	尾張西部圏域	84
カ	尾張北部圏域	86
キ	知多半島圏域	88
ク	西三河北部圏域	90
ケ	西三河南部東圏域	92
コ	西三河南部西圏域	94
サ	東三河北部圏域	96
シ	東三河南部圏域	98

<b>第7章</b>	<b>障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する者の確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上のために講ずる措置</b>	<b>100</b>
1	サービス提供に係る人材の育成	100
2	サービス提供事業者に対する第三者評価	101
3	障害のある人の権利擁護	101

<b>第8章</b>	<b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b>	<b>104</b>
1	専門性の高い相談支援事業	104
(1)	発達障害者支援センター運営事業	104
(2)	高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	105
(3)	障害児等療育支援事業	106
(4)	障害者就業・生活支援センター運営事業	106
2	広域的な支援事業	107
(1)	相談支援体制整備事業	107
(2)	精神障害者地域生活支援広域調整等事業	107
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	108
(1)	手話通訳者養成研修事業	108
(2)	手話通訳者派遣事業	108
(3)	要約筆記者養成研修事業	108
(4)	要約筆記者派遣事業	108

(5)	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	109
(6)	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	109
(7)	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	109
4	人材育成等その他の事業	109
(1)	障害支援区分認定調査員等研修事業	109
(2)	相談支援従事者等研修事業	109
(3)	サービス管理責任者等研修事業	109
(4)	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	110
(5)	視聴覚障害者情報提供施設運営事業	110
(6)	盲人ホーム事業	110
(7)	障害者社会参加促進事業	110
ア	情報支援等事業	110
イ	障害者 IT 総合推進事業	110
ウ	生活訓練事業	110
エ	身体障害者補助犬育成事業	110
オ	社会参加促進事業	111
カ	スポーツ振興事業	111
キ	障害者芸術活動参加促進事業	111

第9章	計画の推進	112
-----	-------	-----

用語説明一覧	113
第4期愛知県障害福祉計画策定経過	121
愛知県障害者施策審議会	122

## 第1章 計画策定の趣旨

身体・知的・精神障害といった障害種別ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた居宅介護・施設入所等の障害福祉サービスは、平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害種別を越えて市町村により一元的に提供される体制となりました。

なお、障害者自立支援法は、障害者の範囲の見直しを行う等の改正がされ、平成25年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）として施行されています。

障害者総合支援法では、都道府県及び市町村に、※国の基本指針に即して、障害福祉計画を策定することを義務付けており、都道府県は、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する内容を定めることとなっています。

### ※国の基本指針

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）

最終改正 平成26年5月15日

これまで県は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、3年を計画期間として、具体的な数値目標及び目標達成に向けた取組を定めた県障害福祉計画を策定してきました。（平成18年度から平成20年度までの第1期愛知県障害福祉計画（以下「第1期計画」という。）、平成21年度から平成23年度までの第2期愛知県障害福祉計画（以下「第2期計画」という。）、平成24年度から平成26年度までの第3期愛知県障害福祉計画（以下「第3期計画」という。）を策定）

第4期愛知県障害福祉計画（以下「第4期計画」という。）は、平成27年度から平成29年度までを計画期間とし、これまでの計画の進捗状況等の分析・評価を行うとともに、第4期計画期間における課題を整理し、それらを踏まえ、策定したものです。

### 1 計画の基本理念

本計画は、「全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会」の実現を基本理念とし、障害のある人が、他の者と平等と選択の機会をもって、地域社会に完全に包容され、多様な福祉サービスを活用しながら自立した生活を営み、様々な形で社会参加や自己実現を図るに当たっての支援等をまとめたものです。

### 2 計画の基本的考え方

障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、次の5つの考え方のもとに、必要な障害福祉サービスや相談支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組んでいきます。

#### 1 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします

障害のある人が地域で安心して生活することができるよう、県内のどこでも必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を利用できるようにします。

#### 2 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします

一般就労を目的とした訓練や生活介護など、障害のある人一人ひとりのニーズに応じ、どこの地域でも日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）が利用できるようにします。

#### 3 グループホーム等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します

地域における居住の場となるグループホーム（共同生活援助）の拡充について、既存の戸建て住宅の活用や公営住宅等の活用や、「グループホーム整備促進支援制度」により推進していくとともに、日常の生活能力の向上のための自立訓練事業等の推進や地域における理解の促進を図るなどにより、福祉施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を進めていきます。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行を推進します

福祉施設を出て企業などで働くことを希望している人が、就労移行支援事業や障害者就業・生活支援センター等の就労支援策の充実・活用を図ることにより、一般就労できるようにしていきます。

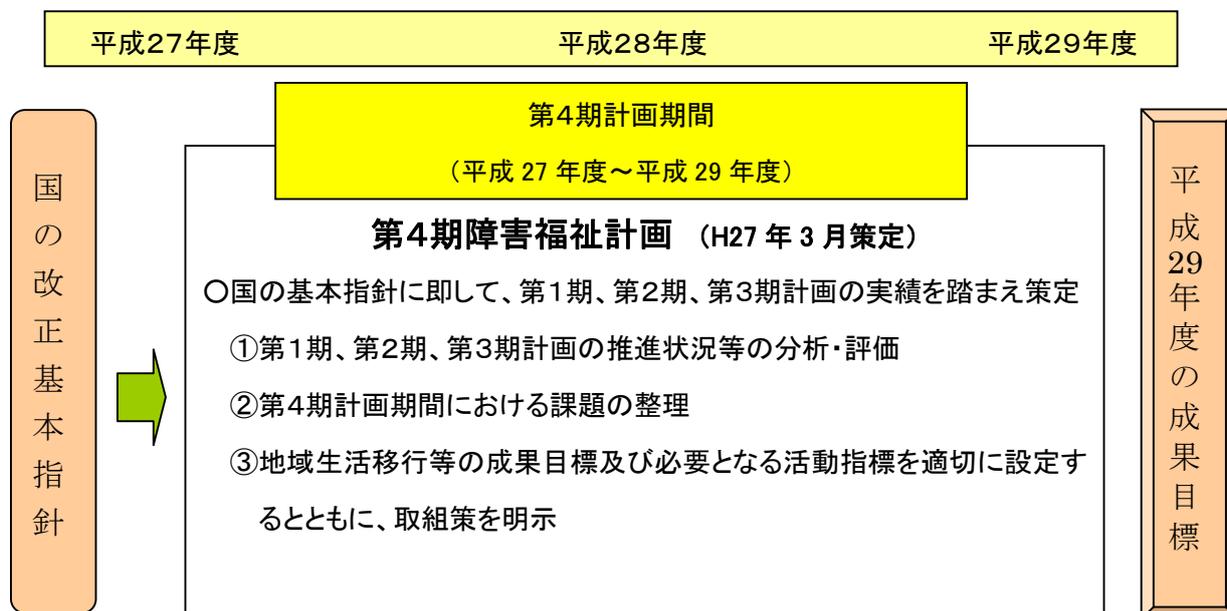
また、平成25年度卒業生の就職率が33.4%となっている特別支援学校高等部卒業生の一般就労も、特別支援学校等と障害者雇用に関する関連機関との連携を強化して、促進していきます。

#### 5 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます

障害のある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、支援に携わる人材を育成するとともに、市町村（基幹相談支援センター）、サービス事業者、保健・医療関係者、障害者関係団体などを構成員とする協議会を核とした相談支援体制の充実など、地域生活支援のためのシステムづくりを進めていきます。

### 3 計画期間

第4期計画は平成27年度から29年度までの3か年を計画期間とします。



---

## 4 市町村との連携

---

障害のある人への支援を進めるためには、まず、支援の実施主体である市町村が、課題やニーズを把握し策定した市町村計画に基づき取組を進めていくことが必要となります。

このため、県としては、市町村が行う自立支援給付や地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等を行います。

県計画については、地域生活への移行などについて、必要となる障害福祉サービスの基盤整備を着実に進めるため、市町村と協働して障害保健福祉圏域単位での課題を整理し、平成 29 年度における障害福祉サービスの種類及び量の見通しを明らかにするとともに、圏域単位ごとに必要となる事業所数（訪問系サービスを除く。）を年次ごとに見込んだ「障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）」（第 6 章の 8）に沿って、市町村との密接な連携を図りつつ、広域的・専門的な視点から適切かつ着実な整備を推進していきます。

---

## 5 区域の設定

---

県の障害福祉計画においては、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを区域ごとに定めることとされています。

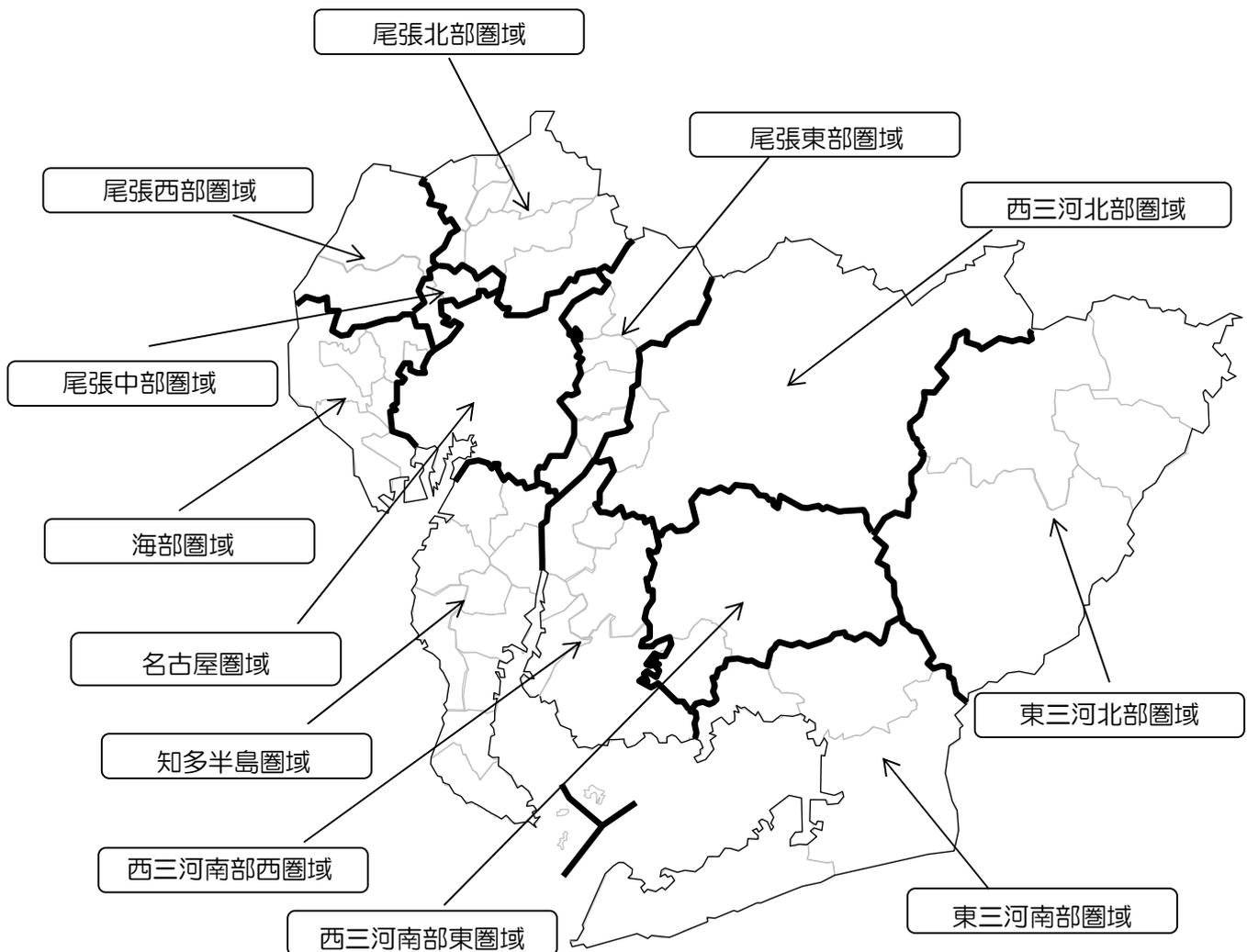
障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人が生活する市町村を単位として、きめ細かなサービスを提供することが基本となります。

しかし、小規模な町村などサービス利用者が少ない地域では、サービス事業者の確保が難しいことから、事業者の活動状況や利用者のニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間の格差が生じないようなサービス提供の体制づくりを進めていく必要があります。

そのため、県では、施策の広域的な実施区域として、二次医療圏及び老人保健福祉圏域と調和を図り 1 2 の障害保健福祉圏域を設定しており、第 4 期計画においても、この障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）を本計画の区域として設定します。

圏域名	圏域に属する市町村
名古屋	名古屋市
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張中部	清須市、北名古屋市、豊山町
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

## 障害保健福祉圏域



### 1 人口構成

平成 26 年 4 月 1 日現在の本県の人口は、742 万 7,518 人で、平成 17 年と比べ 17 万 2,814 人増え、2.4%の増加となっています。

年齢 3 区分で見ると、0～14 歳、15～64 歳は年々減少しているのに対し、65 歳以上は年々増加してきており、下の表には記載していませんが、平成 14 年から、65 歳以上の割合が 0～14 歳の割合よりも大きくなっています。

【人口構成の推移】

区 分		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
総人口		6,868,336 人	7,043,300 人	7,254,704 人	7,410,719 人	7,427,518 人
年 齢 3 区 分	0～14 歳	1,120,992 人 (16.3%)	1,081,280 人 (15.4%)	1,069,498 人 (14.7%)	1,065,254 人 (14.4%)	1,043,887 人 (14.1%)
	15～64 歳	4,919,095 人 (71.6%)	4,914,857 人 (69.8%)	4,901,072 人 (67.6%)	4,791,445 人 (64.7%)	4,645,339 人 (62.5%)
	65 歳以上	819,026 人 (11.9%)	1,019,999 人 (14.5%)	1,248,562 人 (17.2%)	1,492,085 人 (20.1%)	1,681,485 人 (22.6%)

※総人口には年齢不詳を含むため、年齢 3 区分の合計とは一致しない。

※カッコ内は総人口に対する割合

※平成 7 年、12 年、17 年、22 年は「国勢調査」、その他は「あいちの人口」

### 2 障害者の状況

#### (1) 身体障害者（手帳所持者）の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在の本県の身体障害者手帳所持者数は 23 万 9,389 人となっており、県人口の 3.22%を占めています。

等級別で見ると、1 級、2 級の比較的重い障害のある人の割合が全体の 44.3%となっています。

障害別では、肢体不自由が最も多く 13 万 106 人で、全体の 54.3%を占めています。

平成 18 年からの増加率で見ると、内部障害が最も大きくなっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数（平成26年4月1日現在）】

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
級別 所持 者数	68,373人	37,761人	55,725人	53,083人	13,584人	10,863人	239,389人
合計 に占 める 割合	28.6%	15.8%	23.3%	22.2%	5.7%	4.5%	100%

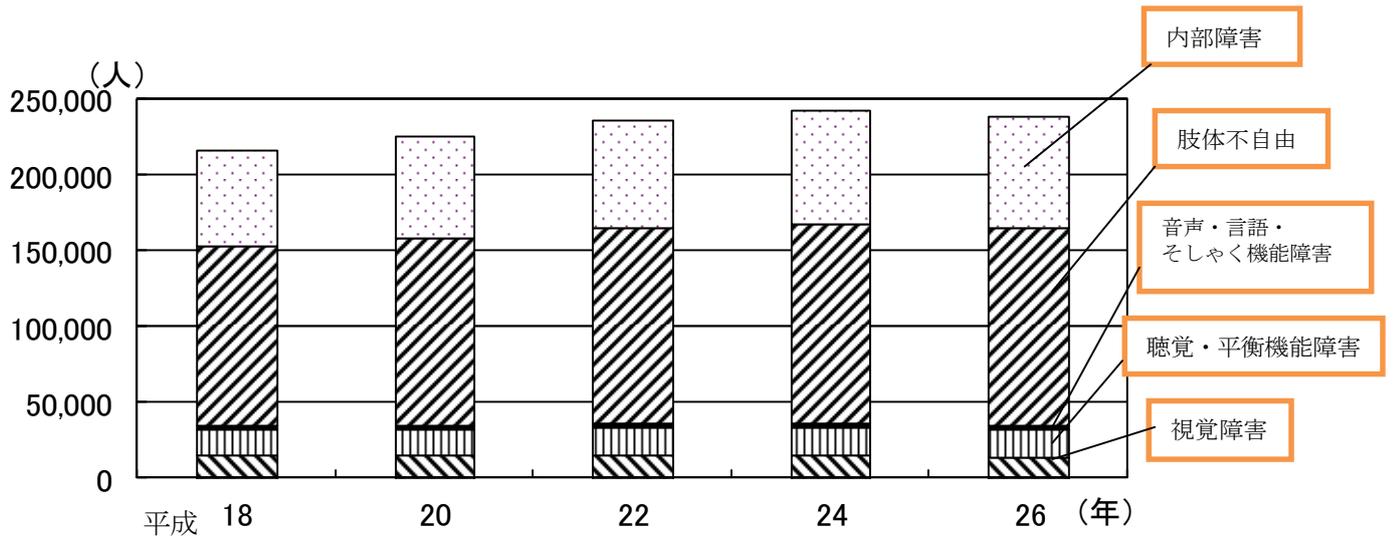
【身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】

図表1

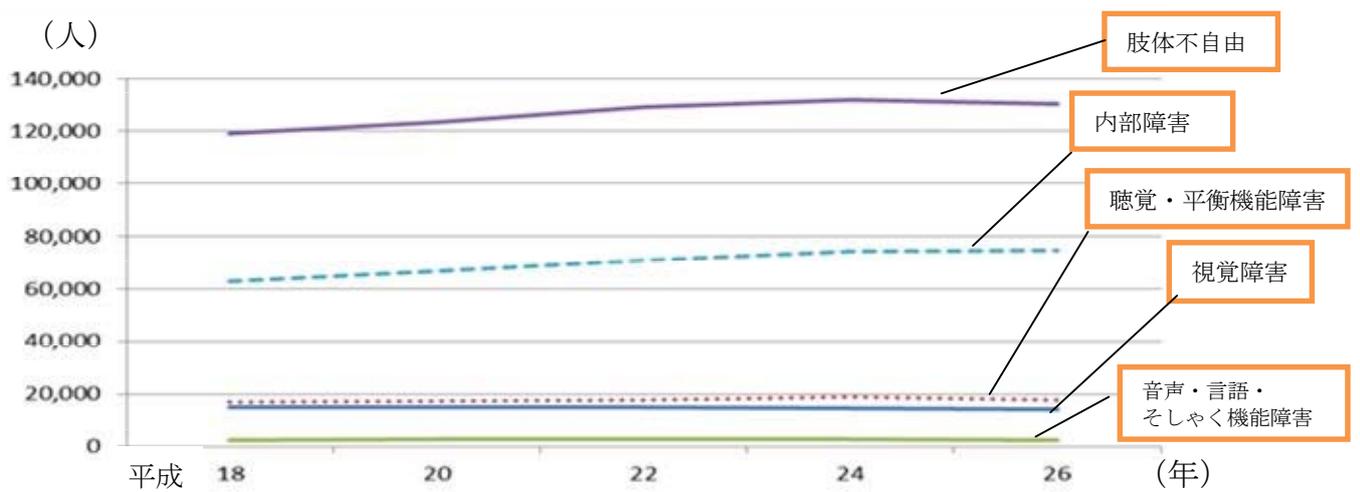
区 分		平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
	合計	216,258人	225,081人	235,617人	242,541人	239,389人
	県人口に占める割合	2.98%	3.06%	3.18%	3.27%	3.22%
障 害 別	視覚障害	15,166人	15,176人	15,112人	14,722人	14,078人(5.9%)
	聴覚・平衡機能障害	16,880人	17,180人	17,848人	18,900人	17,817人(7.4%)
	音声・言語・そしゃく機能障害	2,381人	2,519人	2,616人	2,581人	2,430人(1.0%)
	肢体不自由	118,988人	123,366人	128,961人	131,746人	130,106人(54.3%)
	内部障害	62,843人	66,840人	71,080人	74,592人	74,958人(31.3%)
年 齢 別	18歳以上の者	211,118人	219,869人	230,381人	237,450人	234,330人(97.9%)
	18歳未満の児童	5,140人	5,212人	5,236人	5,091人	5,059人(2.1%)

※2つ以上の障害が重複する者は、主たる障害に計上 ※平成26年のカッコ内は合計に対する割合

図表 2



図表 3



(2) 知的障害者（手帳所持者）の状況

平成26年4月1日現在の本県の療育（愛護）手帳所持者数は4万7,184人となっており、県人口の0.64%を占めています。

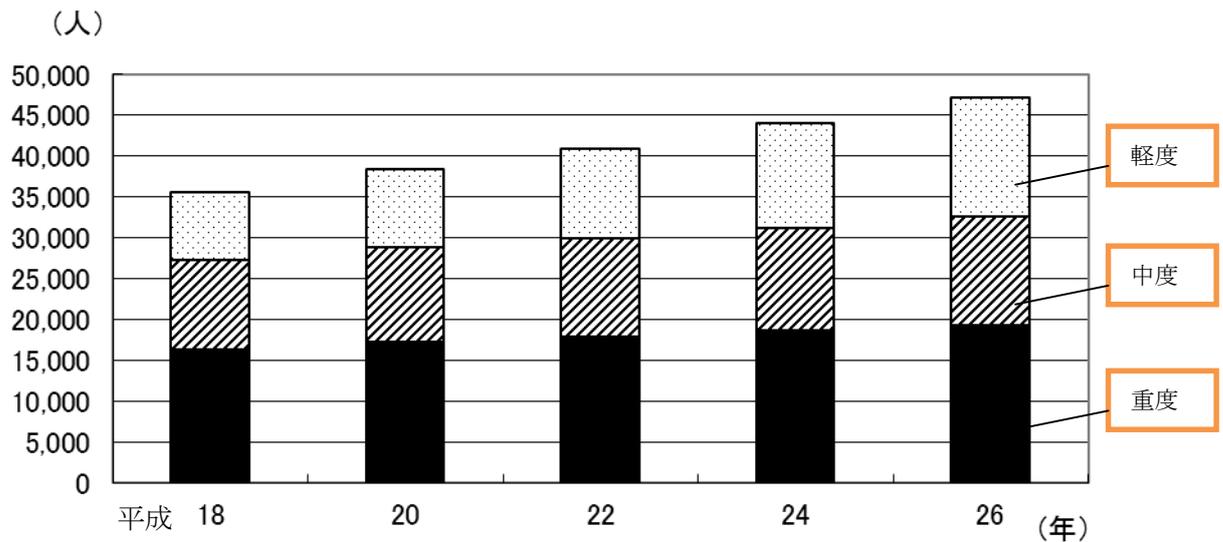
判定別で見ると、重度判定を受けている人は1万9,376人で、全体の41.1%となっています。

手帳所持者数は年率3~4%程度伸びており、平成18年度との比較では32.3%の増となっています。

【療育（愛護）手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】

区 分		平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
合 計	合 計	35,672人	38,466人	40,960人	44,079人	47,184人
	県人口に占める割合	0.49%	0.52%	0.55%	0.59%	0.64%
判 定 別	重度（知能指数35以下）	16,364人	17,207人	17,937人	18,748人	19,376人(41.1%)
	中度（知能指数50以下）	10,916人	11,628人	11,994人	12,524人	13,246人(28.1%)
	軽度（知能指数75以下）	8,392人	9,631人	11,029人	12,807人	14,562人(30.9%)
年 齢 別	18歳以上の者	24,941人	26,365人	28,076人	30,332人	32,592人(69.1%)
	18歳未満の児童	10,731人	12,101人	12,884人	13,747人	14,592人(30.9%)

※療育手帳（愛知県が発行）、愛護手帳（名古屋市が発行） ※平成26年のカッコ内は合計に対する割合



### (3) 精神障害者の状況

#### ア 手帳所持者

平成26年4月1日現在の本県の精神障害者保健福祉手帳所持者数は4万8,341人となっており、県人口の0.65%を占めています。

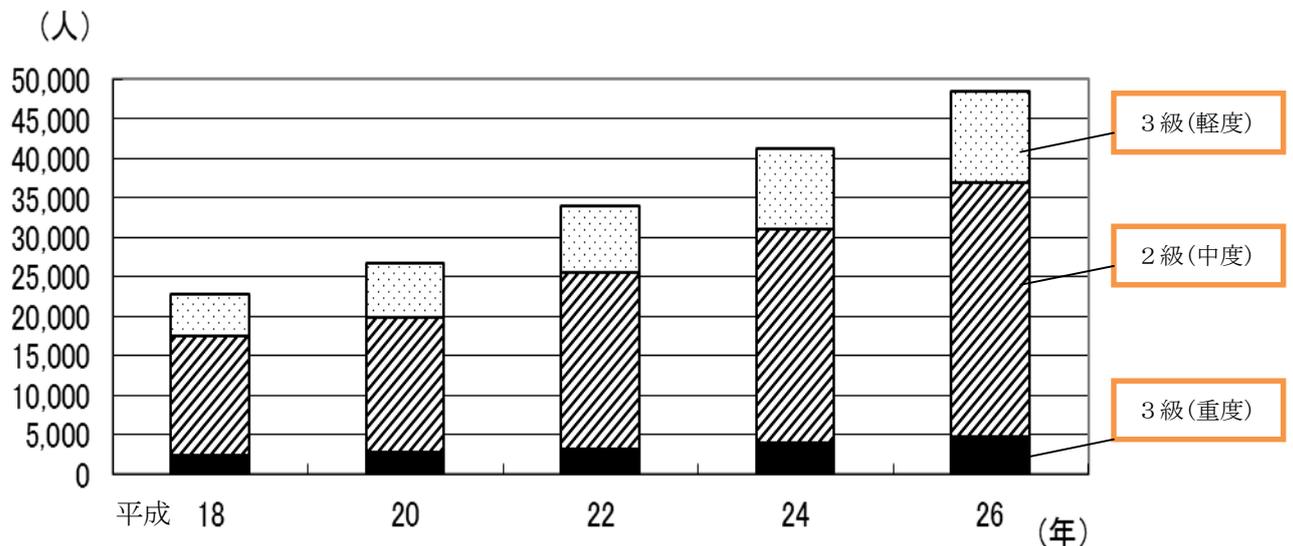
程度別で見ると、1級（重度）の障害のある人は、4,731人で、全体の9.8%となっています。

手帳所持者数は、依然、大きな伸びを示し、平成18年との比較では、2倍を超えています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】

区分	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	
合計	22,710人	26,629人	33,857人	41,133人	48,341人	
県人口に占める割合	0.31%	0.36%	0.46%	0.55%	0.65%	
程度別	1級（重度）	2,369人	2,643人	3,200人	3,845人	4,731人(9.8%)
	2級（中度）	15,139人	17,125人	22,364人	27,044人	32,153人(66.5%)
	3級（軽度）	5,202人	6,861人	8,293人	10,244人	11,457人(23.7%)

※平成26年のカッコ内は合計に対する割合



## イ 公費負担医療の受給者数

平成 26 年 3 月末現在の本県の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は 8 万 5,458 人となっており、県人口の 1.15%を占めています。

受給者数は、平成 26 年は平成 18・20 年の約 1.5 倍となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（各年 3 月末現在）】

区 分	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
合 計	57,721 人	57,735 人	65,448 人	76,571 人	85,458 人
県人口に占める割合	0.80%	0.78%	0.88%	1.03%	1.15%

※県人口に占める割合は、各年 4 月 1 日現在人口に占める割合

### (4) 発達障害・難病のある人の状況

現在、我が国や本県には、発達障害のある人や、難病のある人の数の公的な数値はありません。

発達障害のある人は、その障害の状態により、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合、療育（愛護）手帳を所持している場合、どちらの手帳も所持していない場合があります。

また難病のある人においては、身体障害者手帳を所持している場合があります。

【圏域別手帳所持者数（平成 26 年 4 月 1 日現在）】

圏 域	人 口		身体障害者手帳所持者数		療育（愛護）手帳所持者数		精神障害者保健福祉手帳所持者数	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
県 全 体	7,427,518	100	239,389	100	47,184	100	48,341	100
名 古 屋	2,268,217	30.5	78,399	32.7	15,002	31.8	18,588	38.5
海 部	329,283	4.4	10,564	4.4	1,967	4.2	2,029	4.2
尾 張 中 部	164,293	2.2	4,874	2.0	903	1.9	985	2.0
尾 張 東 部	468,570	6.3	13,045	5.4	2,331	4.9	2,547	5.3
尾 張 西 部	515,497	6.9	17,573	7.3	3,459	7.3	3,050	6.3
尾 張 北 部	730,639	9.8	23,206	9.7	4,670	9.9	4,241	8.8
知 多 半 島	620,440	8.4	19,233	8.0	3,942	8.4	3,586	7.4
西 三 河 北 部	480,869	6.5	14,412	6.0	3,052	6.5	2,399	5.0
西 三 河 南 部 東	414,668	5.6	12,618	5.3	2,600	5.5	2,811	5.8
西 三 河 南 部 西	680,433	9.2	19,887	8.3	4,151	8.8	3,596	7.4
東 三 河 北 部	57,434	0.8	2,664	1.1	448	0.9	341	0.7
東 三 河 南 部	697,175	9.4	22,914	9.6	4,659	9.9	4,168	8.6

※人員の単位は人、構成比の単位は%

参考 類似県・近県の手帳所持者数（平成 25 年 3 月 31 日現在）

	人 口		身体障害者 手帳所持者数		療育（愛護） 手帳所持者数		精神障害者保健福祉 手帳所持者数	
	人員（千人）	構成比	人員（人）	構成比	人員（人）	構成比	人員（人）	構成比
全 国	127,515	100	5,231,570	100	908,988	100	695,699	100
愛知県	7,427	5.8	233,926	4.5	46,207	5.1	44,925	6.5
埼玉県	7,212	5.7	198,079	3.8	39,059	4.3	34,249	5.0
岐阜県	2,061	1.6	91,631	1.8	15,909	1.8	10,348	1.5
静岡県	3,735	2.9	126,770	2.4	27,110	3.0	15,293	2.2
三重県	1,840	1.4	73,549	1.4	12,015	1.3	9,244	1.3

※構成比の単位は%

身体障害者手帳と療育（愛護）手帳は、平成 24 年福祉行政報告例

精神障害者保健福祉手帳は、平成 24 年衛生行政報告例

### 3 障害福祉サービスの利用状況

#### (1) 在宅サービス

##### ア 在宅サービス利用状況

###### 【訪問系サービス】

区 分	24 年度	25 年度
実績（時間数/月）	360,907	395,811
対前年比	109.0%	109.7%

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の各サービス量の合計

###### 【短期入所】

区 分	24 年度	25 年度
実績（人日/月）	13,722	15,051
対前年比	111.9%	109.7%

##### イ 障害保健福祉圏域別在宅サービスの利用状況

###### 【平成 25 年度実績（平成 26 年 3 月利用分）】

圏 域	訪問系サービス		短期入所	
	延利用時間数	構成比	延利用日数	構成比
県 全 体	395,811	100	15,051	100
名 古 屋	280,592	70.9	5,087	33.8
海 部	5,399	1.4	801	5.3
尾 張 中 部	4,197	1.1	400	2.7
尾 張 東 部	10,336	2.6	659	4.4
尾 張 西 部	13,409	3.4	1,374	9.1
尾 張 北 部	17,129	4.3	1,111	7.4
知 多 半 島	16,540	4.2	931	6.2
西 三 河 北 部	8,364	2.1	1,069	7.1
西 三 河 南 部 東	7,297	1.8	686	4.6
西 三 河 南 部 西	13,893	3.5	1,033	6.9
東 三 河 北 部	1,091	0.3	211	1.4
東 三 河 南 部	17,564	4.4	1,689	11.2

※延利用時間数の単位は時間、構成比の単位は%

## (2) 通所系サービス

### ア 通所系サービス利用状況

(利用定員(人日/月)は、利用定員から算出した月間の利用可能定員=定員×22日)

#### 【生活介護】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員 (人日/月)	253,528	265,782
対前年比	125.9%	104.8%

#### 【自立訓練 (機能訓練)】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員 (人日/月)	880	880
対前年比	100%	100%

#### 【自立訓練 (生活訓練)】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員 (人日/月)	4,928	5,302
対前年比	100.4%	107.6%

#### 【就労移行支援】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員 (人日/月)	31,570	33,198
対前年比	128.2%	105.2%

#### 【就労継続支援 (A型)】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員 (人日/月)	51,348	71,522
対前年比	160.7%	139.3%

#### 【就労継続支援 (B型)】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員 (人日/月)	117,502	136,004
対前年比	128.1%	115.7%

イ 障害保健福祉圏域別通所系サービスの状況

【日中活動系サービス（平成26年4月1日現在）】

圏域	生活介護		自立訓練(機能)		自立訓練(生活)		就労移行支援		就労継続支援(A型)		就労継続支援(B型)	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
県全体	392	12,243	1	40	22	253	114	1,532	170	3,363	327	6,258
名古屋	126	3,440	1	40	12	151	41	651	76	1,468	94	1,796
海部	11	395					2	45	10	185	16	345
尾張中部	6	179					1	8	3	60	3	80
尾張東部	22	563			1	6	6	62	4	70	18	282
尾張西部	32	840			1	20	8	112	11	260	25	330
尾張北部	37	1,450			2	26	6	93	18	350	29	664
知多半島	37	1,126			2	12	8	87	9	148	36	697
西三河北部	23	885					8	78	7	145	16	348
西三河南部東	20	566			1	20	5	72	7	160	25	499
西三河南部西	32	1,000			1	6	12	150	16	284	29	519
東三河北部	4	172					2	12	1	20	3	44
東三河南部	42	1,627			2	12	15	162	8	213	33	654

(3) 居住系サービス

ア 居住系サービス利用状況

【共同生活援助及び共同生活介護】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員（人/月）	3,089	3,461
対前年比	120.0%	112.0%

【施設入所支援】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員（人/月）	4,497	4,218
対前年比	131.1%	93.8%

イ 障害保健福祉圏域別居住系サービスの状況

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

圏 域	グループホーム		施設入所支援	
	箇所数	定員	箇所数	定員
県 全 体	286	3,481	69	4,218
名 古 屋	97	1,357	14	672
海 部	12	166	3	200
尾 張 中 部	1	4	1	50
尾 張 東 部	15	193	3	165
尾 張 西 部	19	206	5	285
尾 張 北 部	22	260	10	702
知 多 半 島	38	386	5	360
西 三 河 北 部	11	153	5	349
西 三 河 南 部 東	8	78	4	270
西 三 河 南 部 西	20	242	5	232
東 三 河 北 部	4	46	3	160
東 三 河 南 部	39	390	11	773

※ 別に福祉型障害児入所施設と障害者支援施設を併設する施設が 4 箇所、定員延 201 人あります。

（愛知県心身障害者コロニーはるひ学園 50 人、若草学園 50 人、米山寮盲児部 17 人、名古屋市あけぼの学園 84 人）

障害のある人の自立に向けた支援を着実かつ計画的に推進していくため、福祉施設入所者の地域生活への移行や、入院中の精神障害者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設からの一般就労への移行について、具体的な成果目標を設定し、その達成状況を把握しながら進めることが求められています。

本計画では、国の改正基本指針に即して、平成29年度を目標として、具体的な成果目標を次のとおり設定し、その目標の達成に向けた取組を進めていきます。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害のある人がそれぞれの能力や適性に合わせて、地域で自立した生活を営むことができるよう、入所施設から地域生活への移行を積極的に進めていきます。

なお、ここでいう地域生活への移行とは、入所者が施設を退所し、生活の場を自宅や共同生活援助（グループホーム）、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移ることなどを指します。

また、その対象となる入所施設は、障害者支援施設とします。

#### (1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価

地域生活移行者数は、目標を大きく下回っており、平成24年度及び平成25年度に地域生活へ移行した人は、それぞれ20施設45人、14施設37人と、平成20年度をピークに減少傾向にあります。

これは、第3期までの計画を通じて、グループホーム・ケアホーム（ケアホームは平成26年4月からグループホームに一元化）の整備等を推進し、地域生活への移行を進めた結果、移行が可能な人は既に移行を果たされ、現在、施設に入所している方は、高齢化や障害の重度化が進んだ人が多く、また、家族の高齢化などの家庭の事情により、地域生活への移行が困難な方の割合が高くなっているためと推測されます。

一方、平成25年4月（一部平成26年4月）に施行された障害者総合支援法では、障害のある人に対する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者の養成や派遣を行う事業、並びに、後見・保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修などが、地域生活支援事業として追加されるなど、地域生活移行・地域定着支援を行うための体制づくりが進められています。

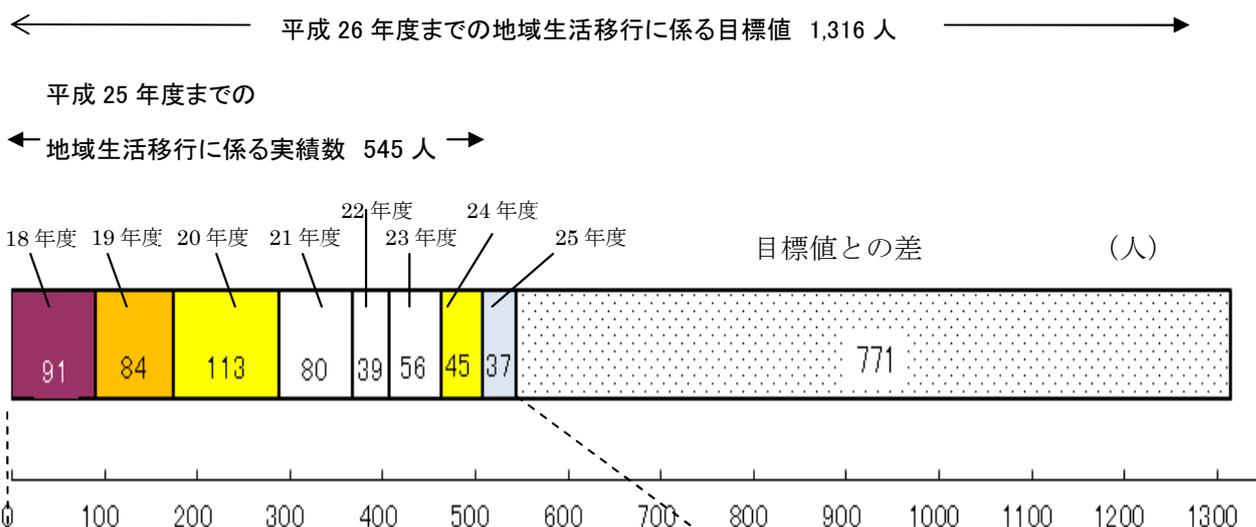
第4期計画では、高齢の人や障害の重い人であっても、地域での継続した生活が可能となるように、特にグループホームや短期入所（ショートステイ）の量的拡充、障害の重い人の地域生活を支援する障害福祉サービスの充実、地域で自立して安心して生活するための相談支援体制の充実等が求められます。

【地域生活への移行状況】

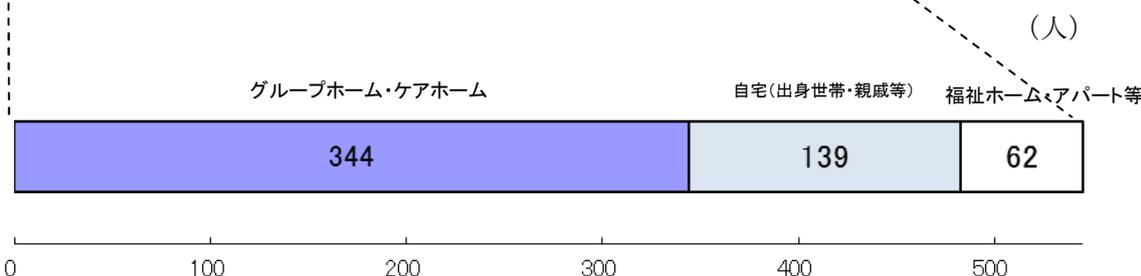
	施設数	施設定員数	地域生活移行状況			
			24年度		25年度	
			施設数	人数	施設数	人数
障害者支援施設	69	4,218人	20	45人	14	37人

※ 施設数及び施設定員数は平成26年4月1日現在

【地域生活移行に係る目標値に対する達成状況】



【地域生活移行者累計545人の移行先内訳】



## (2) 成果目標の設定

### ア 地域生活移行者数及び施設入所者数

平成 29 年度末における地域生活移行者数及び施設入所者数に関する具体的な成果目標を次のとおり設定し、地域生活を希望する施設入所者の計画的な移行を進めていきます。

国の基本指針では、平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することを基本とするとされています。

なお、平成26年度末において、第3期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定するとされています。

県は第3期計画で、国の基本指針に即し地域生活移行者数の目標値を30%としましたが、計画期間終了時の平成26年度末の未達成率は16.7%と推計されます。

第4期計画では、引き続き国の基本指針に即し、下記のとおり目標値を設定します。なお、改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた人（18歳以上の人に限る。）であって、経過措置として障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等としての指定を受けた施設に引き続き入所している人の数を除いて設定します。

平成 25 年度末現在の施設入所者数 (A)		3,962 人	※第3期計画の未達成率 平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数 4,385 人 (A) 第3期計画目標値 30% (B) 平成 26 年度末までの地域生活移行者数見込 582 人 (C) $\left[ \begin{array}{l} \text{平成 18} \sim \text{25 年度までの実績 } 545 \text{ 人} + 37 \text{ 人} \\ \text{(平成 26 年度は 25 年度と同数が移行と仮定)} \end{array} \right]$ 第3期目標達成率 13.3% (D) [(C) / (A)] 第3期末達成率 16.7% (B) - (D)
目 標 値	平成 29 年度末までの地域生活移行者数	1,137 人 (A×28.7%) 12%+※未達成率 16.7%	
	平成 29 年度末までの削減数 (B)	158 人 (A×4.0%)	
	平成 29 年度末における施設入所者数 (A-B)	3,804 人	

### イ 障害者支援施設の必要入所定員総数

必要入所定員総数とは、障害者支援施設の入所者数を合算したもので、施設入所者の地域生活への移行数や在宅からの新たな施設入所者数を勘案しています。

平成 26 年 4 月 1 日現在における入所定員総数は、施設入所支援 69 施設 4,218 人となっています。

平成 29 年度末までに平成 25 年度末時点の施設入所者数の 4%以上を削減することを基本とする国の基本指針を踏まえ、本計画の計画期間の各年度における本県障

害者支援施設の必要入所定員総数を、次のとおり設定します。

なお、改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等であって、経過措置として障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等としての指定を受けた施設（4施設 201人）を除いて設定しています。

#### 【必要入所定員総数】

(単位：人)

区 分	26年4月1日現在	27年度	28年度	29年度
総 数	4,218	4,162	4,106	4,049

### (3) 目標達成のために必要と考えられる施策

地域生活への移行を進めるに当たっては、施設に入所している人が地域生活に魅力を感じられるような啓発活動を行うほか、地域へ送り出す施設の取組と受け入れる地域の取組の両面からの支援が必要です。地域の取組としては、住まいの場や日中活動の場などの社会資源の計画的な整備、地域住民の障害や障害のある人に対する理解や、地域で生活していくための相談支援体制による継続的な支援が不可欠です。具体的には、中心的な住まいの場となるグループホームの整備及びグループホーム利用者の金銭的負担を軽減するための支援、障害の重い人へのサービスの充実、ショートステイ等の緊急時に対応できる体制の整備、地域住民の理解を促進するための講演会の開催など、地域生活移行策の推進が必要です。更に、定期的な障害福祉サービス利用の見直し等、地域定着のための相談支援体制の充実も求められます。

### (4) 本計画期間の取組

上記の目標を達成するための、本計画期間の取組は次のとおりです。

#### ○ 入所施設の取組の強化

地域で自立した日常生活や社会生活を送るためには、施設入所中から移行後の地域生活を想定した日常生活、健康管理、金銭管理などの生活訓練を計画的に実施することが重要です。そのため、一人ひとりの状態・意向に合わせてサービス等利用計画を作成する相談支援専門員や個別支援計画を策定するサービス管理責任者に対して、研修（現任者研修、専門コース別研修）を実施するなど、計画の質の向上に努め、地域生活移行に向けた施設の取組を支援していきます。

障害者入所施設の報酬については、定員数区分により、段階ごとに報酬単価に違いがあり、よりきめ細かなサービスを提供できる定員数の少ない区分ほど報酬単価が高く設定されています。

今後の施設の効率的な運営に向けての検討に資するため、このことについて、周

知を図ります。

## ○ 住まいの場の確保

福祉施設から地域に移行する際の主な住まいの場となるグループホームについては、在宅の障害のある人の需要も踏まえると潜在的な需要はより大きいと考えられることから、拡充する必要があります。

このため、グループホームを整備する場合の経費助成や運営費用の助成を引き続き行います。

なお、グループホームの利用者（利用者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課税されている場合を除く。）に1万円を上限として家賃を対象とする補足給付が行われ、経済的負担が軽減されます。

また、既存の戸建て住宅を活用する場合、一定の条件を満たせば、寄宿舍への用途変更を不要とする本県独自の建築基準法の規制緩和策や、県有地あるいは県営住宅等の公営住宅を活用したグループホームの整備促進を図っていきます。

あわせて、グループホームの開設から運営までをサポートするため、グループホームの設置・運営について精通した支援コーディネーターによる説明会、見学会、相談会を開催し、グループホーム整備促進支援制度を推進していきます。

更に、市町村の実施する福祉ホームの運営についても、引き続き支援していきます。

また、共同生活よりも1人で暮らしたいというニーズに応えるために、グループホームの新たな支援形態の一つとして平成26年4月から創設された本体住居との連携を前提としたサテライト型住居の設置について、グループホーム運営事業者に働きかけていきます。

一般住宅へ入居する人への支援としては、市町村事業である住宅入居支援等事業（居住サポート事業）や愛知県あんしん賃貸支援事業の推進を図ります。

## ○ 日中活動の場の確保

NPO法人などの多様な事業主体の新規参入を促し、生活介護や就労継続支援などのサービスの拡充に努めます。また、短期入所（ショートステイ）については、単独設置のみならず、他のサービスとの併用設置や、入所施設等の空床を利用した設置など、様々な形態により量的な整備を促進します。更に、医療機関の協力を得て医療的ケアを提供できる事業者や、精神障害を含む各種の障害に対応できる事業者等、質的な拡充も働きかけていきます。

また、障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるため、児童発達支援センターを地域における中核施設として位置付け、未就学の障害児に支援を行います。

## ○ 重症心身障害児者の支援

介護されている御家族が高齢化していることから、愛知県心身障害者コロニー再編整備後の医療療育総合センター（仮称）、青い鳥医療療育センター、第二青い鳥学園改築後の三河青い鳥医療療育センター及び「障害者福祉減税基金」を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設を地域の拠点施設として短期入所サービスや日中支援サービスを行い在宅支援の充実を図っていきます。

また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者が身近な地域で短期入所サービスを利用できるよう、福祉型短期入所事業所における受入体制の強化に対し助成を行います。

なお、平成24年4月から、一定の研修を受けた介護職員は、一定の条件の下に喀痰吸引や経管栄養の医療行為を実施できることになり、登録喀痰吸引等事業者において医療的ケアが行われることになりました。県では、こうした登録喀痰吸引等事業者の拡充を促進していきます。

更に、平成26年4月から、重度訪問介護の対象者に、常時介護を要する重度の肢体不自由者に加え、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する、知的障害、精神障害のある人へも拡大されたところであり、重度訪問介護について、支援の充実を推進します。

## ○ 地域における理解の促進

平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）では、国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとされています。

県では、地域で暮らす障害のある人に対する地域住民の理解を促進するためのNPOとの協働による講演会、平成28年度第16回障害者芸術・文化祭など障害のある人が制作した芸術作品を鑑賞できるアート展や、障害の種別に応じたスポーツ大会などを開催し、障害のある人の活躍の場を広げていくとともに、障害に対する理解の促進を図ることにより社会的バリアを取り除き、障害のある人を社会全体で支えられるよう取組を推進します。

## ○ 地域生活の相談支援体制の整備・充実

市町村では、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、労働・教育・医療等関連する分野の関係者等からなる協議会を活用し、基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所間のネットワークや地域資源の整備、サービス等利用計画を踏まえた支援体制を確立していくためのシステムづくりを進めています。

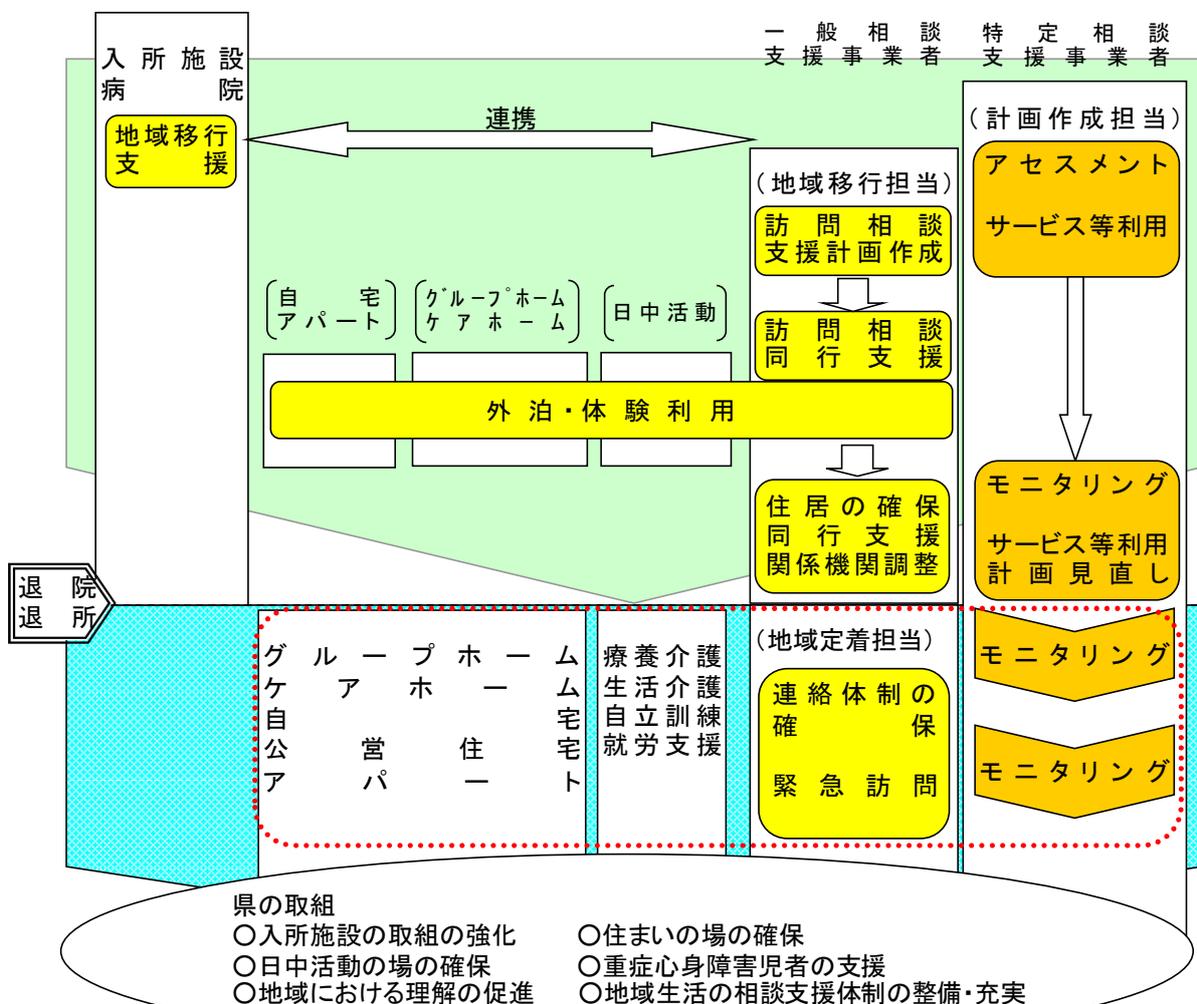
県では、こうしたシステムが円滑に機能するよう、相談支援専門員を養成する相談支援従事者研修を実施するなどして、相談支援体制を担う人材の育成を行うと

もに、相談支援に関するアドバイザーを設置し、地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導を行うとともに、愛知県障害者自立支援協議会や圏域会議を開催するなど、市町村の相談支援体制の充実を支援していきます。

一方、県に障害者権利擁護センターを設置し、市町村との連携を図るとともに、相談支援窓口職員を対象とした障害者虐待防止、権利擁護研修を実施する等、障害者虐待の防止に取り組んでいきます。

更に、成年後見制度利用推進に向けての研修を実施し、成年後見制度の普及啓発にも取り組んでいきます。

### 【地域生活への移行に向けた取組み】



※入院患者はモニタリング対象ではないため精神科病院からの依頼を受けて地域移行支援につなげる。

## 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国は、平成 26 年 3 月に精神障害者の医療の提供を確保するための指針（良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針〔平成 26 年 3 月 7 日厚生労働省告示第 65 号〕）を示し、入院中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向けて、精神障害のある人に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性を定めました。県においてもこの指針を受けて、入院中の精神障害のある人の地域生活移行を積極的に進めていきます。

### (1) 第 1 期、第 2 期及び第 3 期計画の評価

国の基本指針を踏まえ、第 1 期、第 2 期計画では、社会的入院を余儀なくされている精神障害のある人全ての退院を目指し、精神科病院に入院中の退院可能精神障害者について目標値を定めました。しかしながら、厚生労働省は、「退院可能精神障害者」は抽象的であり、客観的に分析・評価することが難しいとして、第 3 期計画においては、「1 年未満の入院者の平成 26 年度における平均退院率を 76%にすることを新たな指標として示したことから、本県では、国の指標と同一の目標値を定めました。

県では、入院している精神障害のある人のより早期の退院、地域生活移行を促進するために、地域生活移行に関する専門家の養成研修や関係者の理解促進のための研修の実施や、障害及び障害者に対する県民理解促進事業、こころの健康フェスティバルによる啓発活動等により、精神障害のある人の地域生活移行の促進の取組を進めてきました。

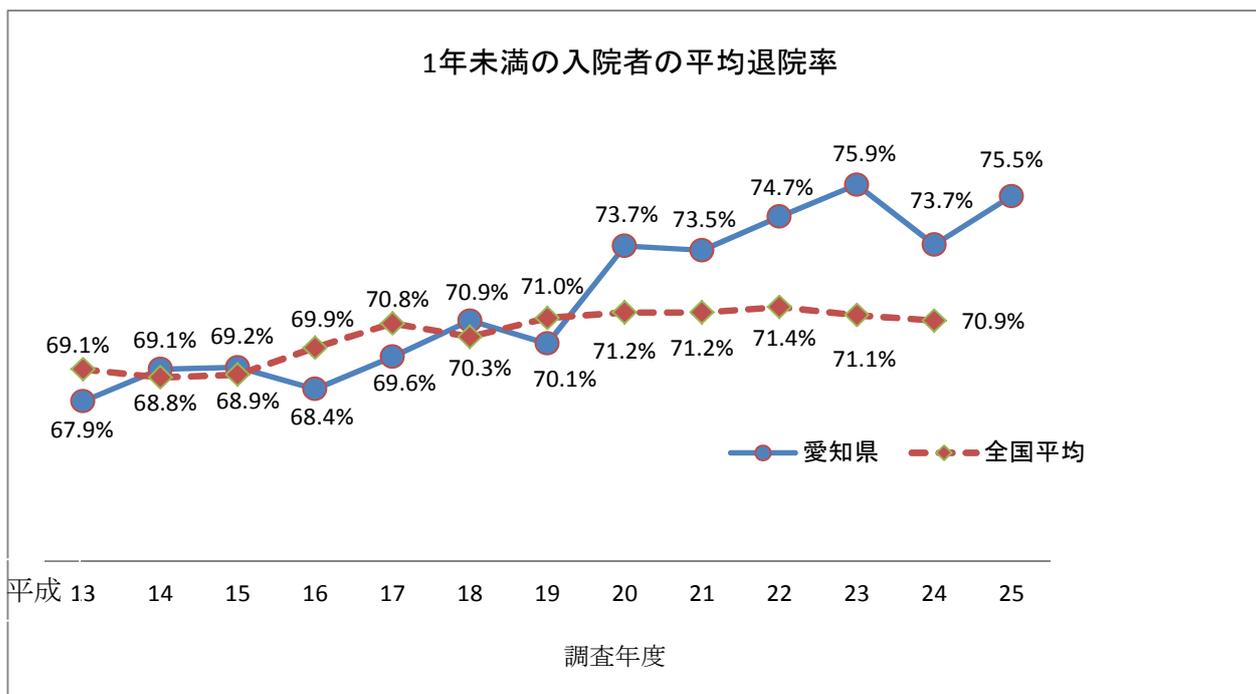
平成 25 年度調査の平均退院率は、全国平均を上回る 75.5%となっており、おおむね目標値を達成しています。

今後、より一層の地域生活移行を図るためには、退院後の総合的な地域生活支援のための取組が不可欠です。

#### 【1 年未満の入院者の平均退院率（各年 6 月末現在）】

区 分	22 年	23 年	24 年	25 年	第 3 期計画の 目標（26 年）
平均退院率	74.7%	75.9%	73.7%	75.5%	76%

※厚生労働省精神科病院調査（愛知県分）から算出



## (2) 成果目標の設定

本県では、国の基本指針に即し、第3期計画では、1年未満の入院者の平成26年度における平均退院率を76%としました。

国は、精神保健福祉法に基づき定められた「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」で示された方向性を踏まえ、第4期計画では第3期の目標に換えて、入院後3か月経過時点の退院率の上昇及び入院後1年経過時点の退院率の上昇並びに在院期間1年以上の長期在院者数の減少を新たな成果目標としました。

これらの3つの目標値の具体的な内容は以下のとおりです。

### ① 入院後3か月経過時点の退院率（目標値64%以上）

新たに入院する患者の早期退院を促進するため、急性期（入院から3か月未満）の患者に対し手厚く密度の高い医療を提供するための機能を確保する。

### ② 入院後1年経過時点の退院率の上昇（目標値91%以上）

在院期間の長期化に伴い社会復帰が難しくなることを踏まえ、在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供するための体制を確保する。

### ③ 在院期間1年以上の長期在院者数の減少（目標値18%以上）

既に1年以上の入院をしている重度かつ慢性の患者以外の長期在院患者に対しては、退院支援や生活支援等を通じて地域移行を推進する。

また、状態像に併せた医療を提供するための体制を確保する。

第4期計画では、この国の基本指針を踏まえ、平成29年度末における精神障害

のある人の地域移行に関する具体的な数値目標を次のとおり設定し、入院中の精神障害のある人の地域生活への計画的な移行を進めていきます。

目 標 値	① 平成 29 年度における入院後 3 か月経過時点の退院率	64%
	② 平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率	91%
	③ 平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数の平成 24 年 6 月末時点からの減少率	18%

### (3) 目標達成のために必要と考えられる施策

目標を達成するに当たっては、新たな長期入院患者、いわゆる「ニューロングステイ」の予防と長期入院の解消の両面が求められます。

精神障害のある人の地域移行を着実に進めるためには、退院に対する入院者の意識を高めることや家族の理解及び協力を得ることのほか、送り出す病院側と受け入れる地域との連絡調整や、移行後もその地域で安心して生活できるように支援するシステムづくりが必要です。

具体的には、医療と福祉双方の関係者の連携を推進し、入院中から、地域生活移行の準備に向けた日中活動の体験利用や宿泊体験、退院後の住居の確保の支援や退院後の生活に関わる機関との連絡調整を行うことや、地域生活移行した後の生活を支えていくために、グループホーム等の住まいの場、日中活動の場、デイ・ケア、訪問系サービス、ショートステイなどの社会資源を計画的に整備していくこと等が考えられます。

また、地域で精神障害のある人が生活していくためには、地域住民の理解や協力が不可欠です。

### (4) 本計画期間の取組

上記の目標を達成するための、本計画期間の取組は次のとおりです。

#### ○ 地域生活移行に向けた支援

入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、保健所のスタッフが、医療と福祉を結びつけるコーディネーターの役割を果たしつつ、相談支援事業者や精神科病院ケースワーカーと連携しながら、地域生活移行に向けた支援や継続的な相談支援を行い、入院中の精神障害のある人がスムーズに地域生活移行に取り組めるように支援していきます。

また、ニューロングステイの予防のため、医療と福祉の双方の関係者を対象とする合同研修会を開催していきます。

## ○ 地域定着のための支援

地域生活移行した精神障害のある人ができる限り再入院することなく地域生活を継続していくためには、診療を受ける必要があるにもかかわらず中断している者や長期入院後退院して病状が不安定な者に対して、精神障害者アウトリーチ（訪問支援）などの適切な支援を行うことが重要となります。

地域で生活するために必要な医療のアクセスを確保するために、保健所を中心とした医療機関、福祉サービス事業所と有機的な連携の構築を目指していきます。

## ○ 住まいの場の確保

グループホームの整備等について、「第4章 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (4)本計画期間の取組 ○住まいの場の確保」に記述があるとおり、その拡充を図っていきます。

更に、家庭、アパート等の家主、グループホーム等移行先との調整が重要となりますので、この役割を担う相談支援事業者が地域関係機関と連携するための支援を市町村とともに推進していきます。

## ○ 日中活動の場の確保

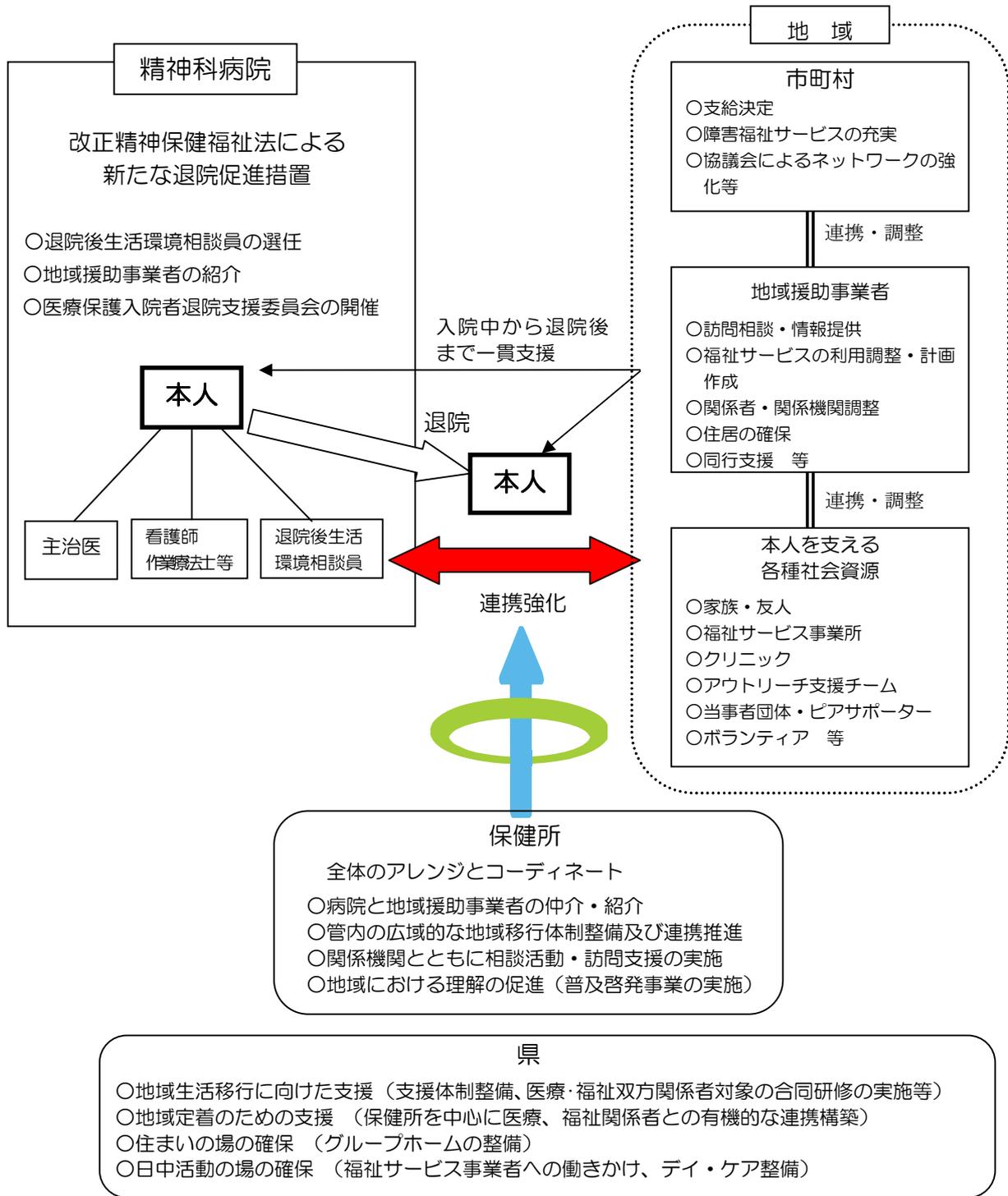
「第4章 1(4) ○日中活動の場の確保」に記述したとおり、障害福祉サービスの質量両面の拡充に向けた取組を進めていきます。

更に、生産活動・創作的活動や交流活動の機会を提供する場の確保は一定程度進んだものの、地域によって格差があることから、遅れている地域においてデイ・ケア施設の整備や、訪問系サービス、ショートステイの充実に努めるとともに、障害福祉サービス事業者に対して精神障害のある人も対象とするよう一層働きかけていきます。

## ○ 地域における理解の促進

市町村や関係団体とともに、地域における精神障害についての理解の促進に努めてきましたが、いまだ十分とは言えない状況であることから、「第4章 1(4) ○地域における理解の促進」に記述した取組に加え、引き続き「こころの健康フェスティバル」を開催し、精神障害についての基本的な情報の提供や精神障害のある人との交流等を通じて正しい理解が広まるよう、努めていきます。

「医療」と「地域・福祉」の連携強化による地域移行促進  
及び県の取組の概念図



### 3 地域生活支援拠点等の整備

#### (1) 成果目標の設定

今後、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。

国の基本指針では、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進するため、各地域内で、地域生活支援の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点（以下「地域生活支援拠点」）の整備を図ることとされています。

なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点とする際には、当該施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行、地域との交流機会の確保、地域の障害のある人等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとする必要があるとされています。

また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）の整備を行う場合、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要であるとされています。

そして、こうした地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とするとされています。

第4期計画では国の基本指針に即し、下記のとおり目標値を設定します。

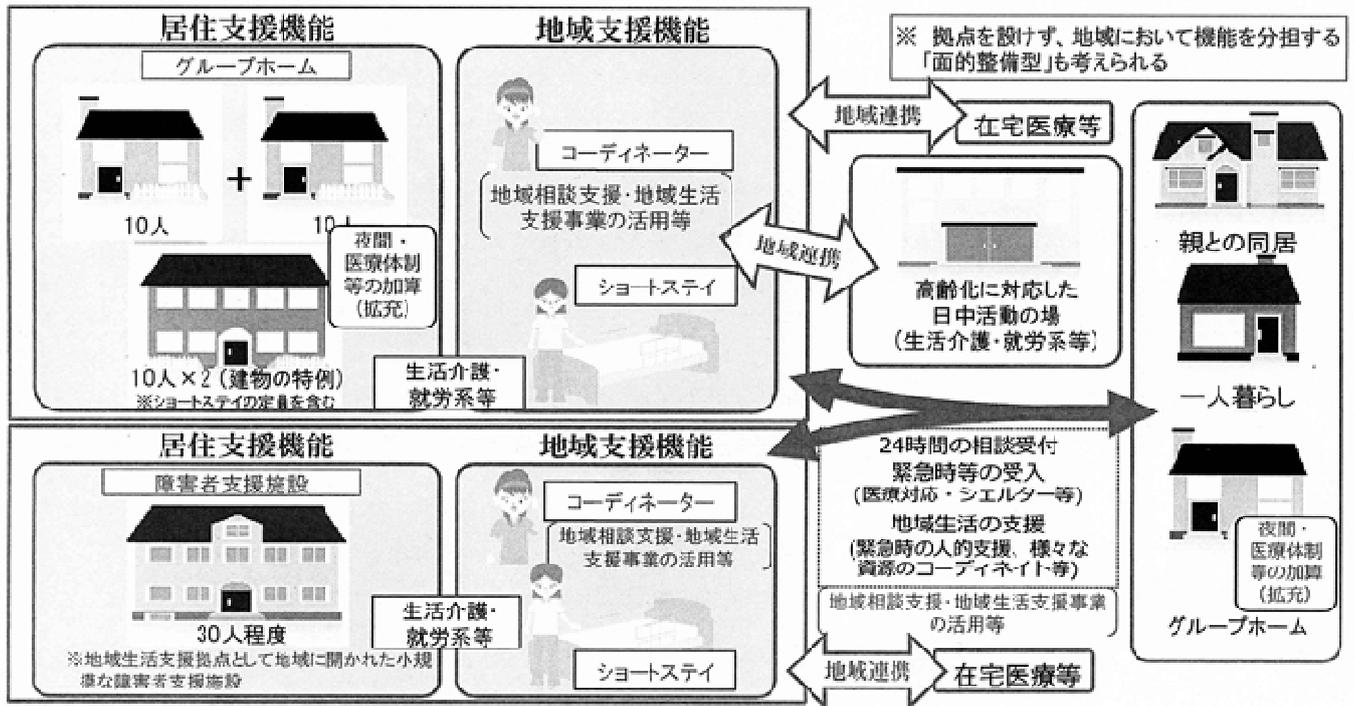
<b>目 標 値</b>	平成29年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備する。
--------------	--

#### (2) 本計画期間の取組

地域生活支援拠点等の整備については、地域での課題に応じて、小規模入所施設やグループホームを核として、相談機能、地域支援機能、在宅医療等との連携などの機能をどのように付加し、整備していくかについて、個別の状況に応じて検討を進める必要があり、市町村の取組状況を集約しながら、市町村、圏域ごとの整備について働きかけていきます。

**障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想  
(地域生活支援拠点)**

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



## 4 福祉施設から一般就労への移行

障害のある人の一般就労は、自立した地域生活を安定かつ継続的に営んでいく上で重要な要素です。

平成 18 年 4 月には、精神障害のある人に対する雇用対策の強化、在宅就業者に対する支援、福祉施設との有機的な連携を柱とする障害者雇用促進法の改正が行われ、更に平成 21 年には中小企業における障害のある人の雇用の促進を図るための同法の改正が行われ、障害のある人への就労支援策の拡充が図られました。(平成 30 年度からは、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることとされています)。

なお、平成 25 年 4 月 1 日からは、障害者の法定雇用率が引き上げられ(例えば民間企業は 1.8%から 2.0%に引上げ)、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員 56 人以上から 50 人以上となりました。

また、同じく平成 25 年 4 月に「障害者優先調達法」が施行され、国や地方公共団体等に物品等の調達方針の作成や実績の公表等が義務付けられました。

県は、就労移行支援事業等の実施や労働施策との連携を通じて、一般就労への移行を積極的に進めるとともに、障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な福祉施設利用者も地域で自立した生活が送れるよう、工賃水準を改善し、就労意欲の向上に取り組んでいきます。

◆ 福祉施設利用者とは、次の施設・事業の利用者を指します。

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業
---

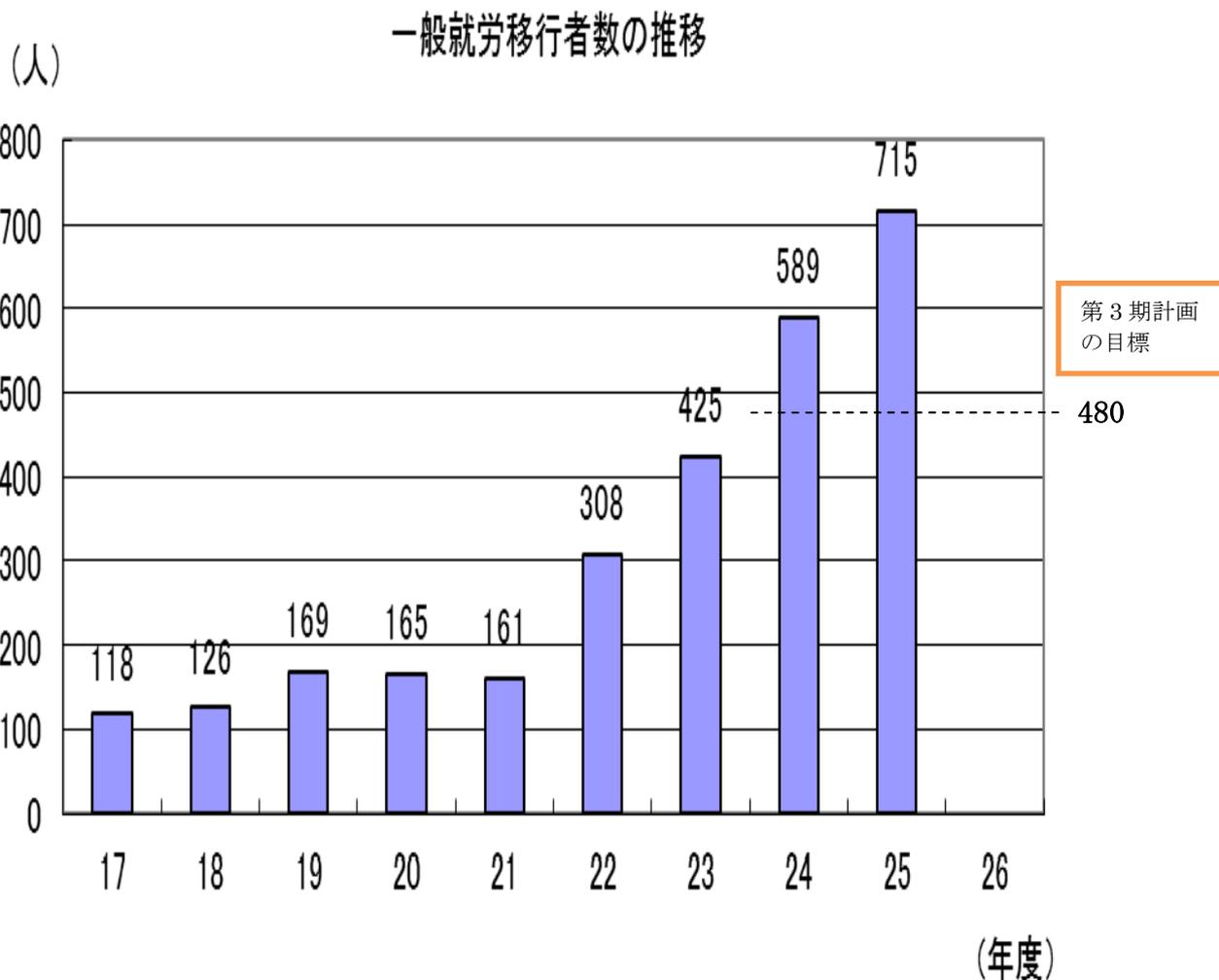
※一般就労に移行した者とは、一般企業へ就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいい、就労継続支援（A型）の利用者になった者は含みません。

### (1) 第 1 期、第 2 期及び第 3 期計画の評価

本県において、福祉施設から一般就労へ移行した人は、平成 18 年度 126 人、19 年度 169 人、20 年度 165 人、21 年度 161 人、22 年度 308 人、23 年度 425 人、24 年度 589 人、25 年度 715 人と、ここ数年大きく増えています。

【福祉施設（障害福祉サービス）からの一般就労移行者の状況（平成 25 年度）】

	就労移行支援	就労継続支援		生活介護	自立訓練		合計
		A 型	B 型		機能訓練	生活訓練	
施設数	79	64	59	2	1	7	212
就労者数	468 人	122 人	106 人	3 人	1 人	15 人	715 人



なお、特別支援学校高等部卒業生の進路動向をみると、全国平均に比べ、福祉施設等の利用割合は低く、就職割合が高くなっています。

【特別支援学校高等部卒業生の状況（平成 26 年 5 月 1 日現在）】（単位：％）

区 分	愛 知 県	全 国
福祉施設等の利用割合	59.9	64.2
就 職 割 合	33.4	28.4

一方、受入れ側となる民間企業の状況に目を向けると、平成26年6月現在の障害のある人の実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合は、1.74%と41.9%で、ともに全国平均を下回っています。

**【民間企業における障害者の実雇用率（平成26年6月1日現在）】**

区 分	愛 知 県	全 国
実 雇 用 率 (%)	1.74	1.82
法定雇用率達成企業 (%)	41.9	44.7

引き続き、労働・教育・医療等の関係機関と民間企業等が連携を密にし、障害に関する理解を深めるとともに、就労支援策や職域の拡大等について検討していく必要があります。また、障害のある人やその家族等に対しては、一般就労や雇用支援策に関する情報の提供を行い、障害のある人の一般就労を進めていく必要があります。

**(2) 成果目標の設定**

国の基本指針では、平成29年度における、福祉施設から一般就労への移行者数を、平成24年度実績の2倍以上とすることを基本とするとされています。

第1期計画では、平成17年度の本県における福祉施設から一般就労への移行状況は、全国平均とほぼ同水準にあったことから、国の基本指針同様、平成17年度実績（118人）の4倍に相当する480人を平成23年度における年間一般就労移行者数の目標値としました。

第2期、第3期計画でも、同数を目標値として一般就労への移行を推進したところ、平成25年度に民間企業における障害者の法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられ、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が従業員56人以上の事業主から従業員50人以上の事業主に変わったこともあり、過去最高の就労移行者数（715人）となりました。

第4期計画では、国の基本指針に即し、下記のとおり目標値を設定します。

**【福祉施設利用者の年間一般就労移行者数】**

平成24年度一般就労移行者数	589人
目 標 値	平成29年度における 年間一般就労移行者数 1,178人 (24年度実績比2倍)

また、国の基本指針では、福祉施設における就労支援を強化する観点から平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加することを目指すとされています。

これに相当する県の数値は、2,374 人となります。

【福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者数】

平成 25 年度末就労移行支援事業利用者数		1,484 人
目 標 値	平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数	2,374 人 (25 年度末から 6 割増)

更に、平成 29 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上を達成する事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すとしており、目標として設定します。

目 標 値	平成 29 年度末における就労移行率 3 割以上を達成する就労移行支援事業所	全体の 5 割以上
-------	--	-----------

### (3) 目標達成のために必要と考えられる施策

福祉施設から一般就労への移行を進めるに当たっては、まず、福祉施設における利用者に対する一般就労に向けた支援を促進する必要がある、就労移行支援に取り組む事業者の育成と量的確保が必要です。

一般就労への移行の促進には、労働分野の施策の強化も重要です。具体的には、職業能力の開発のための訓練の場の充実や、事業主等への障害のある人の雇用に関する啓発が必要とされます。そして、労働関係機関の現行の様々な就労支援策が積極的に活用されるよう、県や国の労働局などの関係機関が一層連携を強化することが特に求められます。

一方で、一般就労へ移行することが困難な人の働く場の確保も必要です。また、福祉施設における工賃の向上施策を推進する必要があります。

### (4) 本計画期間の取組

上記の目標を達成するための、本計画期間の取組は次のとおりです。

#### ○ 一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援

福祉施設における一般就労に向けた取組を強化するため、生産活動の指導や職場

探し、職場定着支援などの取組を、地域における就労支援のネットワークを活用して、促進していきます。

#### ○ 就労移行支援事業者の確保

特に一般就労への移行について、サービス管理責任者等研修や事業者への説明会を通じて、事業所内や企業における活動や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着の支援等を行う就労移行支援事業に取り組む事業者の育成と量的確保及びサービスの質の確保（一般就労に結びつける能力の強化）を図ります。

また、障害のある人が職場に適応できるよう職場に出向いての直接支援を行ったり、事業主や職場の従業員に対して、障害のある人の職場適応に必要な助言や職場環境の改善を提案する職場適応援助者（ジョブコーチ）の配置について就労移行支援事業者に働きかけていきます。

#### ○ 職業能力開発支援

県の障害者職業能力開発施設においてニーズに対応した実践的かつ効果的な訓練の実施に努めるとともに、企業、社会福祉法人、NPO法人などを活用した多様な委託訓練の充実を図っていきます。

#### ○ 企業等に対する働きかけ・支援

障害者雇用に対する事業者等の理解と協力を得るため、事業者等を対象としたセミナーの開催など障害者雇用に関する周知・啓発や、障害者就職面接会の開催などを行うとともに、一層の雇用促進を図るために雇用率未達成企業への働きかけを実施していきます。また、障害者就業・生活支援センターと地域経済団体等との連携を強化し、就労及び定着を推進します。

#### ○ 労働関係機関の就労支援策の活用

福祉施設から一般就労への移行を促進していくためには、職業相談・職業紹介を実施する公共職業安定所（ハローワーク）を始め、専門的な職業リハビリテーションを行う愛知障害者職業センター、就業と生活の両面から支援を行う障害者就業・生活支援センターなどの支援や、それらの機関が実施する障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、委託訓練事業等の雇用施策を、障害のある人に積極的に活用していただくことが必要です。

様々な就労支援策が活用されるように、就労移行支援事業者の確保・育成を図る健康福祉部と、障害のある人の雇用の促進を図る産業労働部の一層の連携を図りつつ、国の機関である愛知労働局や愛知障害者職業センター等関係機関との連携を強化し、地域における就労支援のためのネットワーク化を進め、障害のある人やその家族に対し、適切な情報提供に努めます。

#### ○ 一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等

障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の働く場を確保するため、

就労継続支援事業者の確保及び育成に努めていきます。

なお、福祉施設利用者の工賃水準は全国的にも低い状況にあります。福祉施設利用者の工賃水準の改善、就労意欲の向上や技術向上などを図り、一般就労へつなげるため、官民一体となって障害のある人の福祉的就労の底上げを行う必要があります。このため販路拡大や業務改善等を支援する経営コンサルタント等の派遣及び福祉施設等の職員研修の実施等により工賃向上のための取組を推進していきます。

また、障害者多数雇用企業等への優先発注制度や、障害者優先調達推進法の規定により国や地方公共団体等が策定する調達方針に基づいて、障害者就労支援施設等が供給する物品や役務の優先発注を推進していきます。

### ○ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進

障害のある子どもの自立と社会参加を目指し、特別支援学校では小学部、中学部、高等部の発達段階や障害特性に応じた、一貫したキャリア教育を推進します。

また、関係機関と連携した就労支援で、障害のある生徒の学校生活から社会生活への円滑な移行を図ります。

#### 【福祉施設の平均月額工賃の状況（平成25年度）】 平均工賃額：33,941円

区分	就労継続支援事業（A型）	就労継続支援事業（B型）
平均（円）	71,252	15,318

※平成26年5月に行った平成25年度工賃月額調査で回答のあった498施設の状況

#### 参考 福祉施設の平均月額工賃（平成24年度）全国との比較

区分	就労継続支援事業（A型）	就労継続支援事業（B型）
全国	68,691円	14,190円
愛知県	73,379円	15,200円

#### 【障害者多数雇用事業所への県有物品等優先発注の状況】

年度	件数	金額（千円）
平成23年度	318件	44,554
平成24年度	275件	24,366
平成25年度	314件	25,202

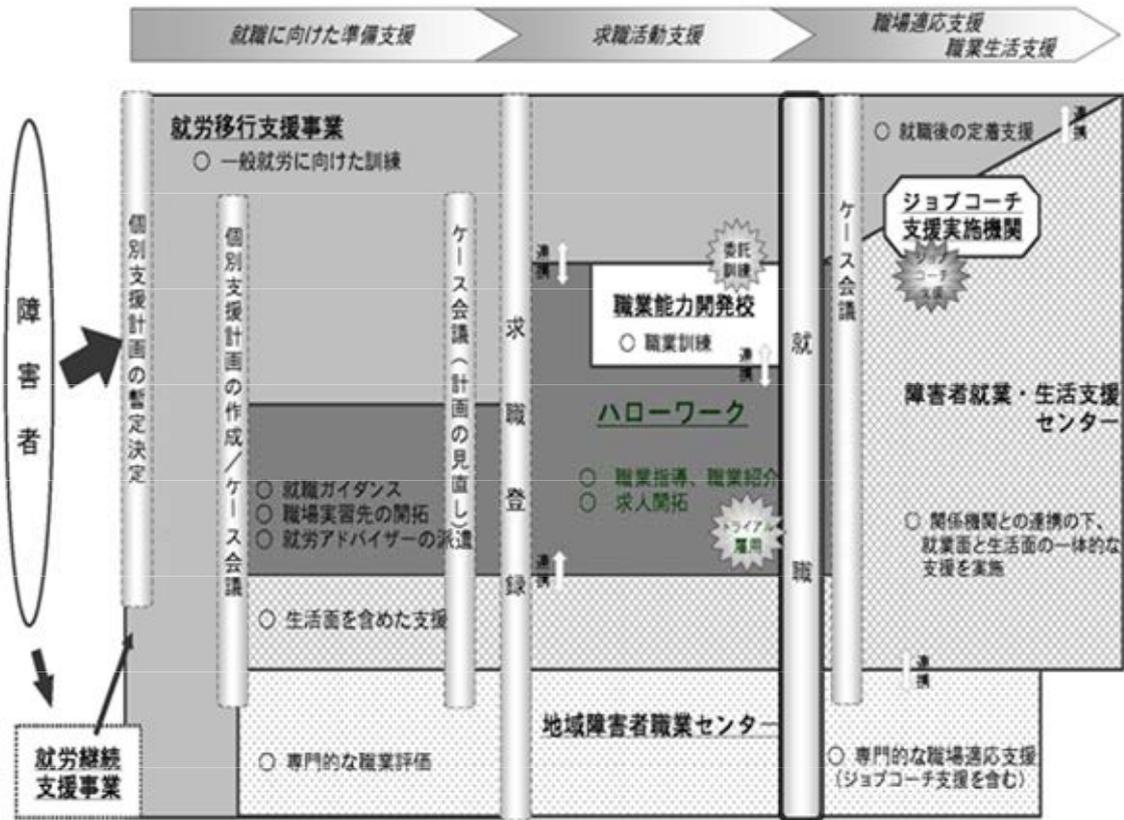
#### 【障害者就労施設等からの物品等の調達実績（愛知県）】

年度	件数	金額（千円）
平成24年度	66件	3,693
平成25年度	88件	4,586

**【障害者就労支援施設等が供給する物品や役務・生産活動の主な内容】**

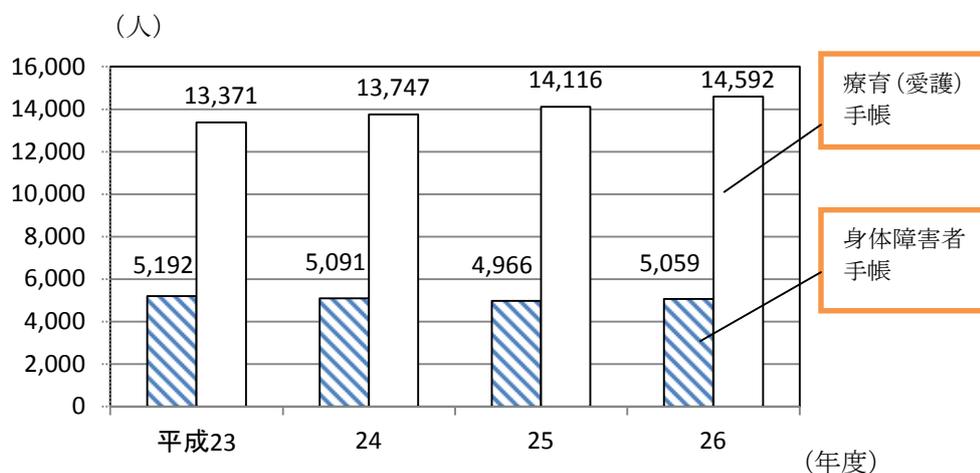
物品	①事務用品・書籍、②食料品・飲料、③小物雑貨、④その他の物品
役務	①印刷、②クリーニング、③清掃・施設管理、④情報処理・テープ起こし、⑤飲食店等の運営、⑥その他のサービス・役務

**福祉施設を利用している障害者が就職・定着するまでの標準的な支援**



本県の18歳未満の障害のある子どもについて各手帳所持者数でみると、身体障害のある子どもは横ばい、知的障害のある子どもは、増加の傾向にあります。

図表 31 子どもの身体障害者手帳・療育(愛護)手帳所持者数の推移(愛知県)



資料：愛知県健康福祉部調べ

注1：18歳未満についての各年4月1日現在の状況

注2：療育手帳・愛護手帳は知的障害児(者)に対し、それぞれ愛知県・名古屋市が発行するもの

障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した、切れ目ない支援を提供することが重要です。そのためには、まず、保健・医療・福祉・教育が連携して、できる限り早期に障害を発見し適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を保ち支援を継続していくことが必要です。

また、必要なときに必要なサービスが利用できるサービス提供体制の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等への助言、指導を行うとともに、相談支援体制の整備についても、取り組んでいくことが必要です。

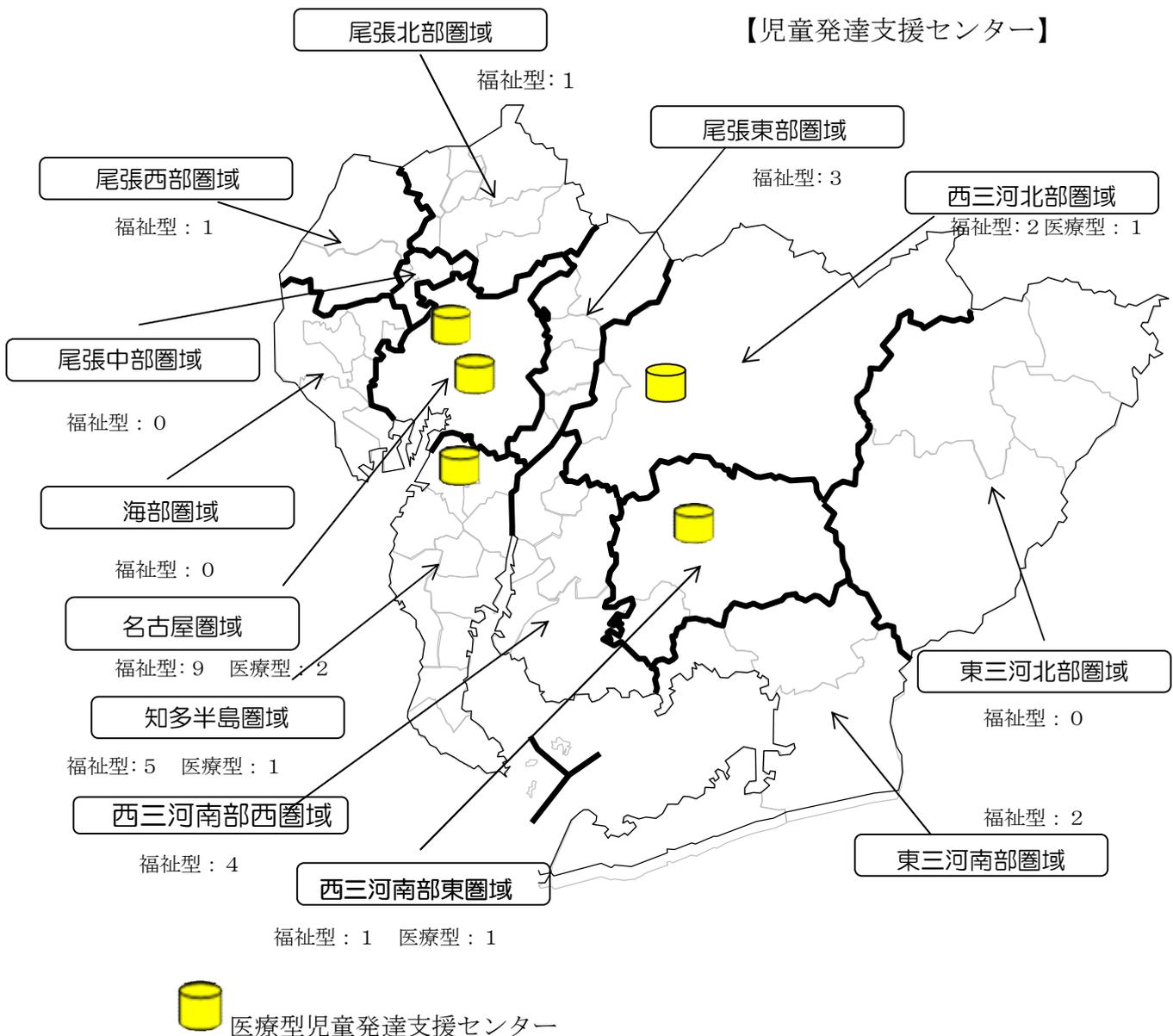
愛知県は、重症心身障害児者の入所施設が、他の類似府県に比べて少なく、国公立の施設に限られています。重症心身障害児や重度の発達障害児などが地域で生活する場合、施設での対応を要する場合であっても、できる限り身近な地域で専門的な療育や医療支援が受けられ、安心して生活できる体制づくりを進めていく必要があります。

発達障害のある子どもへの支援体制も求められてきています。平成24年に実施された文部科学省の調査によると、小・中学校では、特別支援学級だけでなく、通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%在籍しているとの結果が得られています。

これらの子どもたちに対しては、発達障害者支援法に基づき、乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じた、教育や就労、生活面での一貫した支援体制の整備を図るとともに、発達障害に関する診断ができる医師や支援に関わる専門的技術を持つ人材の養成など、各地域における支援体制の充実を図る必要があります。

## 1 児童発達支援センターを中心とした児童発達支援事業の充実

障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるため、児童発達支援センターを地域における中核施設として位置付け、必要なサービスが必要なときに利用できるよう放課後等デイサービスなどのサービス提供体制の充実や、障害児相談支援体制の整備に努めるとともに、在宅での療育上の指導や助言を行う障害児等療育支援事業を県内13箇所の支援・拠点施設において実施するなど、子育て支援関係施策と連携しながら、教育委員会等教育関係機関等と協働して障害児支援に取り組みます。



【医療型児童発達支援センター】（平成26年4月1日）

施設名	所在地	定員
愛知県青い鳥医療療育センター	愛知県名古屋市西区中小田井五丁目89番地	20
名古屋市中央療育センター(わかさ学園)	愛知県名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地	40
東海市立あすなろ学園	愛知県東海市加木屋町泡池3番地の2	40
豊田市こども発達センター たんぼぼ	愛知県豊田市西山町2丁目19番地	40
愛知県三河青い鳥医療療育センター	愛知県岡崎市本宿町字柳沢5-1	20
		計 160

【福祉型児童発達支援センター】（平成26年6月1日）

施設名	所在地	定員
発達センターちよだ	愛知県名古屋市守山区小幡千代田24番17号	20
名古屋市中央療育センター(みどり学園)	愛知県名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地	30
名古屋市中央療育センター(すぎのこ学園)	愛知県名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地	30
名古屋市北部地域療育センター	愛知県名古屋市西区新福寺町2丁目6番地の5	40
さわらび園	愛知県名古屋市千種区新池町1丁目18番地の2	30
名古屋市西部地域療育センター	愛知県名古屋市中川区小本一丁目20番48号	40
南部地域療育センターそよ風	愛知県名古屋市南区三吉町6丁目17番地	40
発達センターあつた	愛知県名古屋市熱田区神宮四丁目9番12号	36
東部地域療育センターぼけっと	愛知県名古屋市千種区猫洞通1丁目15番地	40
瀬戸市のぞみ学園	愛知県瀬戸市原山町1番14	30
児童発達支援センター楽田RAKUDA	愛知県尾張旭市旭ヶ丘町旭ヶ丘5749番地1	20
日進市子ども発達支援センターすくすく園	愛知県日進市竹の山四丁目301番地	48
一宮市立いずみ学園	愛知県一宮市浅井町西浅井式軒家58番地	33
春日井こども学園	愛知県春日井市熊野町3150番地	30
半田市児童発達支援センター 半田市立つくし学園	愛知県半田市東洋町3-23	36
ちよがおか	愛知県常滑市千代ヶ丘二丁目15番地	30
カトレア学園	愛知県東海市荒尾町油田48番地の7	30
大府市発達支援センターおひさま	愛知県大府市江端町六丁目19番地	30
知多市立やまもも園	愛知県知多市岡田字太郎坊15番地の1	30
豊田市こども発達センター ひまわり	愛知県豊田市西山町2丁目19番地	50
豊田市こども発達センター なのはな	愛知県豊田市西山町2丁目19番地	30
若葉学園	愛知県岡崎市欠町字清水田7番地1	35
刈谷市立しげはら園	愛知県刈谷市下重原町3丁目32番地	30
こども発達支援センターひかりっこ	愛知県刈谷市小山町五丁目1番地3	20
安城市立サルビア学園	愛知県安城市和泉町向7番地	40
西尾市立白ばら園	愛知県西尾市室町中屋敷95番地	48
豊橋あゆみ学園	愛知県豊橋市高師町字北原1-104	32
豊橋市立高山学園	愛知県豊橋市多米町字野中152	30
		計 938

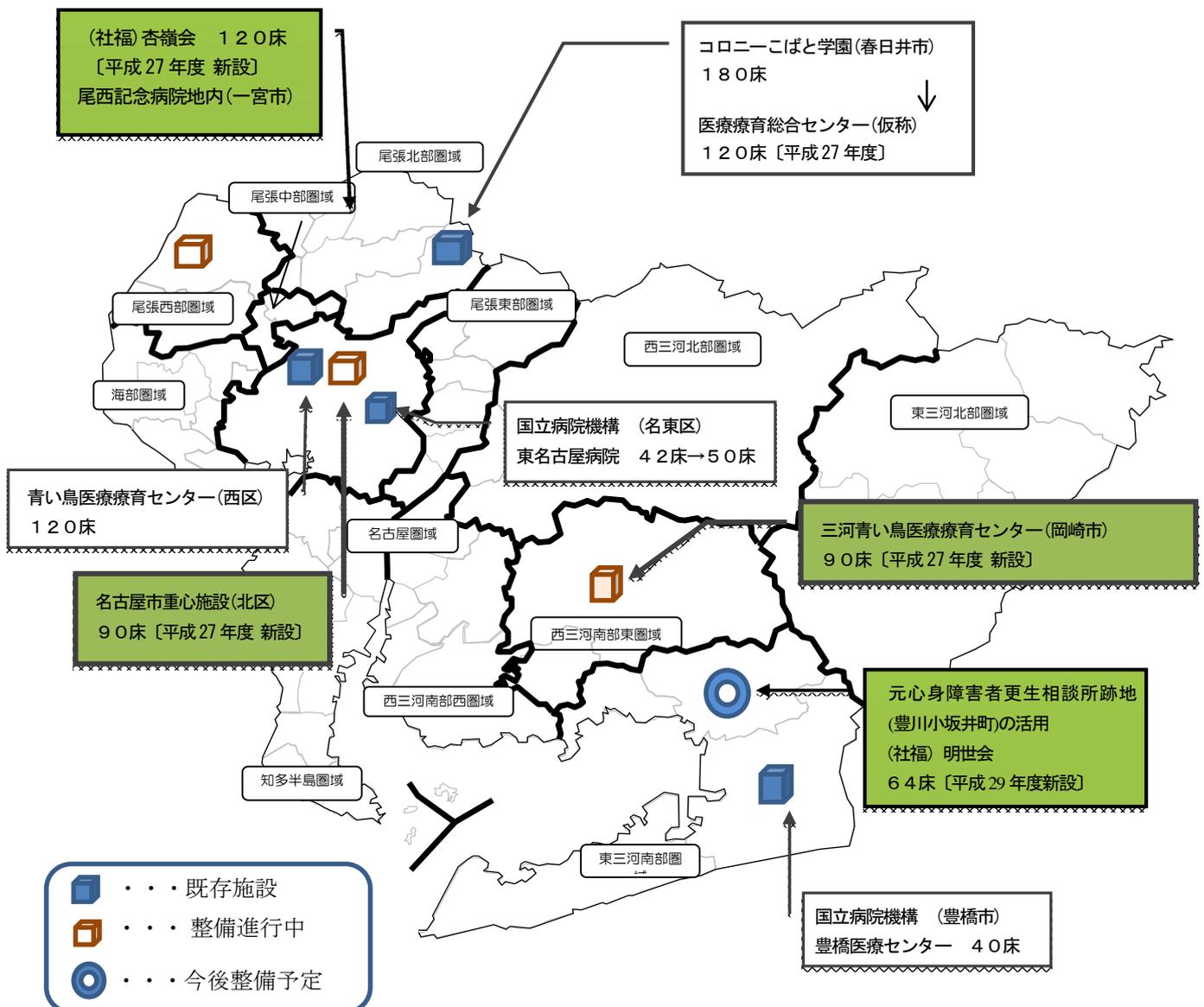
## 2 重症心身障害児者に対する支援体制の整備

重症心身障害児者など医療的ケアが必要な障害児者が、身近な地域において医療や療育などの支援が受けられる体制づくりに向け、「第二青い鳥学園」の改築にあわせた重症心身障害児者のための病床の整備や、「障害者福祉減税基金」を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設の整備により、地域における拠点施設の整備を進めていきます。

また、平成26年度に実施した重症心身障害児者等を対象とした実態調査の結果を基に今後の支援体制のあり方を検討します。

＜重症心身障害児者入所施設(医療型障害児入所施設)の整備目標＞

	26年度末	29年度末
病床数	390床	694床



## 【平成26年度愛知県障害児者実態調査について】

### 1 調査の目的

重症心身障害児者やその家族が必要としている支援内容を調査し、支援体制の構築の検討のための基礎資料とする。

### 2 調査の方法

重症心身障害児者を把握している行政機関（児：児童相談所、者：市町村）から対象者名簿を入手し、県から対象者へ郵送によりアンケート調査を実施

#### (1) 対象者数（名古屋市除く）

1, 929名（18歳未満：630名、18歳以上：1, 299名）

#### (2) 調査時点

平成26年4月1日

#### (3) 主な調査項目

障害支援区分、移動の状況・手段、意思表示・言語、食事、医療的処置内容、主な介護者、介護者の健康状況、介護者が病気のときの対応、サービスの利用状況、短期入所の利用状況、施設入所・グループホーム入居希望、入所・入居理由、入所・入居希望時期

### 3 スケジュール

平成26年 8月 調査票発送

平成26年 9月 調査票回収

平成27年 3月末 調査結果とりまとめ

## 3 愛知県心身障害者コロニーの再編整備

昭和43年6月に心身の発達に障害のある方々に対する療育、医療、教育、授産、職業訓練、治療・予防、研究など幅広い領域にわたる総合的な福祉センターとして設置した「愛知県心身障害者コロニー」を、地域生活を営む障害のある人たちを総合的に支援する医療及び療育の拠点施設「医療療育総合センター（仮称）」に再編整備していきます。

また、再編整備に合わせて「医療療育総合センター（仮称）」を中心に、地域の関係機関との連携を深めていくため、「重心療育ネットワーク」及び「発達障害医療ネットワーク」の構築を進めていきます。

## ◎医療療育総合センター（仮称）の規模・機能

### 【医療支援部門】

発達障害を含む障害者医療の拠点及び小児・周産期医療の後方支援施設

- ・病床数：267床（うち医療型障害児入所施設・療養介護事業所 120床）
- ・研究部門

### 【地域療育支援部門】

- ・短期の障害児入所支援：37人（親子療育支援4人を含む）
- ・あいち発達障害者支援センター

## ◎再編整備に伴い廃止又は機能・規模の見直しをする入所支援施設

- ・こばと学園（医療型障害児入所施設・療養介護事業所） 定員180人  
常時濃厚な医療・介護を必要とする方の支援に特化し、120人定員に再編
- ・養楽荘（障害者支援施設） 定員140人  
新たに社会福祉法人が整備する障害者支援施設等に移行し、廃止
- ・はるひ台学園（福祉型障害児入所施設（障害者支援施設）） 定員80人  
18歳以上の年齢超過者は新たに社会福祉法人が整備する障害者支援施設等に移行し、障害児の短期の入所支援（定員37人）を中心に行う施設に再編

---

## 4 発達障害のある子どもの支援体制の充実

---

県は、市町村における発達障害の相談支援体制づくりの中核となる発達障害支援指導者を、全市町村に配置できるよう養成します（名古屋市は独自で養成するため除く）。

あいち発達障害者支援センターでは、発達障害に関する家族への相談支援や、地域への支援機能の強化として研修の実施や関係機関との連絡調整等を行います。

---

## 5 経済的負担の軽減

---

家庭において精神又は身体の障害のある子どもを監護、養育している方に支給される国の特別児童扶養手当に加え、重度な障害のある方に在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当等を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

## 第6章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策

障害のある人がその能力と適性に応じ、安心して自立した日常生活や社会生活を営むためには、様々なニーズに対応した障害福祉サービスや相談支援を受けることができる体制づくりが必要です。

平成18年4月、障害者自立支援法の施行により、障害のある人が自分の希望に応じて複数のサービスを組み合わせて利用することが可能となり、平成24年の障害者総合支援法への改正で難病が対象に追加され、障害程度区分も障害支援区分に改められたところ  
です。

本章では、これまでのサービス提供の現状と課題を踏まえ、本計画の計画期間である平成27年度から平成29年度までの各年度における障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援及び障害児支援の実施に関する考え方及び必要な障害福祉サービス等の見込量（活動指標）（以下「サービス見込量」という。）、並びにその確保策を定めました。

今後は、このサービス見込量及び確保策に基づき、県と市町村等が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

サービス全体の提供の現状について見てみると、多くの主要なサービスにおいて、その提供基盤は未だ不足している状態にあります。

サービスを提供する事業所が不足すると、利用者が必要なサービスを利用できない場合が生じます。また、利用できる場合でも、事業者についての選択の幅が狭まることとなります。

このため、事業者に対して、あらゆる機会を通じて障害福祉サービス事業への参入の働きかけを行うことが必要です。更に、その従事者の研修参加を促すことにより、サービスの質の一層の向上を図るとともに、視覚障害、聴覚障害等の身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等各障害の特性を正しく理解し、できるだけ多くの障害に対応できる事業所とすることが求められます。

## 1 訪問系サービス

### (1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援からなるサービスであり、障害のある人が居宅等において日常の生活を営む上で必要な便宜を供与するサービスです。

平成24年度・25年度の利用状況は、県全体では見込量を上回っています。

各サービスの提供体制を見ると、居宅介護は全市町村に事業者があり、また、重度訪問介護は多くの市町村に事業者があり、サービス提供体制が整いつつあるのに対し、行動援護は、事業者の参入がないところが多くあります。

また、利用者の高齢化、重度化に伴い、重度心身障害者が利用するサービスや重度障害者等包括支援のニーズが増加していると考えられますが、医療的ケアに対応できる事業所の不足により特定の事業所に利用が集中しています。

特に重度障害者等包括支援は対象者が限定されていることもあり、名古屋市の1事業所のみとなっています。

【訪問系サービスの利用状況】

年 度	サービス利用実績①	サービス見込量(計画値)②	①/②
24	360,907 時間/月	350,032 時間/月	103.1%
25	395,811 時間/月	384,666 時間/月	102.9%

### (2) サービス見込量

サービス見込量は、現在の訪問系サービスの利用者数を基礎として、障害のある人の数の伸びや、入所施設、精神科病院から地域生活へ移行する人等新たに見込まれるサービス利用者数などを勘案し、算定しています。

【圏域別サービス見込量】

区分		27年度		28年度		29年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体		454,462	13,704	499,928	14,829	550,643	16,116
圏 域 別	名古屋	327,000	7,450	365,000	8,240	409,000	9,180
	海部	6,897	295	7,246	310	7,855	330
	尾張中部	4,825	197	5,696	219	6,190	243
	尾張東部	11,541	595	12,627	641	13,764	690
	尾張西部	14,542	748	15,404	779	16,190	801
	尾張北部	19,467	919	20,400	956	21,309	995
	知多半島	16,955	916	17,531	957	18,076	996
	西三河北部	10,287	374	10,997	382	11,415	389
	西三河南部東	7,240	573	7,520	644	7,828	725
	西三河南部西	15,506	695	16,404	730	17,252	765
	東三河北部	1,413	77	1,510	83	1,613	89
	東三河南部	18,789	865	19,593	888	20,151	913

※ 利用時間の単位：時間/月

(3) サービスの確保策

訪問系サービスは、地域生活を支える中核的なサービスであり、福祉施設や精神科病院から地域生活への移行に伴い、量的・質的なニーズが高まることが予想されます。このため、引き続き、次のような確保策を進めていきます。

- 精神障害のある人を対象とした居宅介護事業が実施されていない市町村があるため、居宅介護の対象を精神障害にも拡充していくよう、働きかけていきます。
- 重度の肢体不自由者及び重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人の生活支援を確保するため、すべての居宅介護事業者が重度訪問介護事業を実施することを目指し、働きかけていきます。
- 居宅介護事業者等に対して、知的障害や精神障害により行動する上で支援を必要とする人の危険回避のために必要な支援や外出支援を行う行動援護事業への参入を働きかけていきます。
- 居宅介護事業者等に対して、視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の移動、外出先において必要な視覚的情報の支援等を行う同行援護への参入を働きかけていきます。

- 医療的ケアが必要な方の生活支援を確保するため、居宅介護事業者等に対して、喀痰吸引や経管栄養の医療的ケアを行う喀痰吸引等事業への参入を働きかけていきます。

## 2 日中活動系サービス

### (1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、療養介護、短期入所の8つに整理されています。

各サービスの利用実績は下表のとおりです。

全てのサービスにおいてその提供体制に地域偏在が見られますが、平成25年度における自立訓練(機能訓練)、就労継続支援(A型)を除いたサービスの利用実績は、見込量とほぼ同程度となっています。

なお、自立訓練(機能訓練)の見込量に対する実績が他のサービスと比較して低くなっている理由としては、事業所が名古屋市の1事業所のみとなっていることが挙げられます。

また、就労継続支援(A型)の見込量に対する実績が他のサービスと比較して相当量高くなっている理由としては、近年、事業所数が大幅に増加し、それに伴って利用者も増加したことが挙げられます。

【日中活動系サービスの利用状況(平成25年度)】

サービスの種類	利用実績等①	見込量(計画値)②	①/②
1 生活介護	265,782 人日/月	244,686 人日/月	108.6%
2 自立訓練(機能訓練)	880 人日/月	1,551 人日/月	56.7%
3 自立訓練(生活訓練)	5,302 人日/月	4,004 人日/月	132.4%
4 就労移行支援	33,198 人日/月	29,956 人日/月	110.8%
5 就労継続支援(A型)	71,522 人日/月	31,547 人日/月	226.7%
6 就労継続支援(B型)	136,004 人日/月	94,638 人日/月	143.7%
7 療養介護	451 人/月	454 人/月	99.3%
8 短期入所	15,051 人日/月	13,462 人日/月	111.8%

※ 1～6は利用定員から算出した月間の利用可能日数(定員×22日)

7は利用実人数、8は利用実日数

## (2) サービス見込量

日中活動系サービスの見込量については、現在の利用者数を基礎として、近年の障害のある人の数の伸びや、特別支援学校高等部卒業生など、新たにサービス利用が見込まれる人などの数を勘案し、算定しています。

### ア 生活介護

常に介護を必要とする障害のある人に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うものであり、主に身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的とするサービスです。

障害支援区分が3以上（50歳以上は2以上）の障害のある人が利用対象となります。

【サービス見込量】

区分		27年度		28年度		29年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		262,204	13,677	273,747	14,275	284,847	14,878
圏 域 別	名古屋	81,630	4,370	84,240	4,510	86,860	4,650
	海部	9,161	467	9,650	492	10,376	529
	尾張中部	5,849	305	6,221	325	6,545	362
	尾張東部	12,889	688	13,855	741	14,714	790
	尾張西部	18,896	993	19,415	1,023	19,870	1,042
	尾張北部	24,666	1,293	25,863	1,351	26,721	1,397
	知多半島	21,580	1,119	22,610	1,168	23,659	1,229
	西三河北部	17,388	935	19,523	1,050	21,491	1,156
	西三河南部東	11,160	590	11,519	609	11,896	629
	西三河南部西	23,376	1,239	24,421	1,290	25,486	1,342
	東三河北部	2,516	134	2,599	139	2,658	142
	東三河南部	33,093	1,544	33,831	1,577	34,571	1,610

※ 利用日数の単位：人日/月

※ 人日とは、「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

### イ 自立訓練（機能訓練）

身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。

【サービス見込量】

区分	27年度		28年度		29年度		
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員	
県全体	1,319	109	1,376	114	1,515	124	
圏 域 別	名古屋	410	40	410	40	410	40
	海部	146	10	176	12	249	16
	尾張中部	31	4	31	4	42	5
	尾張東部	114	8	128	10	145	12
	尾張西部	62	5	64	5	66	6
	尾張北部	143	10	154	11	168	12
	知多半島	137	13	137	13	137	13
	西三河北部	47	5	47	5	47	5
	西三河南部東	43	3	43	3	43	3
	西三河南部西	75	6	75	6	75	6
	東三河北部	22	1	22	1	44	2
	東三河南部	89	4	89	4	89	4

※ 利用日数の単位：人日/月

ウ 自立訓練（生活訓練）

知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。

【サービス見込量】

区分	27年度		28年度		29年度		
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員	
県全体	4,789	338	5,290	379	5,926	424	
圏 域 別	名古屋	2,280	150	2,590	170	2,890	190
	海部	49	4	58	5	98	8
	尾張中部	98	7	115	8	116	8
	尾張東部	129	13	168	19	195	22
	尾張西部	290	24	304	25	317	26
	尾張北部	335	27	398	33	479	40
	知多半島	260	34	263	37	271	39
	西三河北部	133	9	150	10	166	11
	西三河南部東	332	24	332	24	332	24
	西三河南部西	170	14	155	14	159	15
	東三河北部	26	1	26	1	150	7
	東三河南部	687	31	731	33	753	34

※ 利用日数の単位：人日/月

## エ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

福祉施設から一般就労への移行といった課題に対応するために制度化されたサービスであり、目標値を設定し、積極的な活用を推進していく必要があります。

### 【サービス見込量】

区分	27年度		28年度		29年度		
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員	
県全体	30,208	1,779	33,530	1,981	37,617	2,218	
圏 域 別	名古屋	9,020	550	9,680	590	10,330	630
	海部	1,627	82	1,952	103	2,426	131
	尾張中部	293	19	323	21	355	24
	尾張東部	2,578	149	2,963	170	3,361	193
	尾張西部	1,937	117	2,112	128	2,289	139
	尾張北部	2,313	137	2,588	157	2,813	172
	知多半島	2,181	123	2,544	142	2,923	162
	西三河北部	1,527	87	1,709	94	1,927	106
	西三河南部東	1,730	100	1,923	111	2,255	128
	西三河南部西	3,077	198	3,369	225	3,751	253
	東三河北部	386	25	436	29	511	33
	東三河南部	3,539	192	3,921	211	4,676	247

※ 利用日数の単位：人日/月

## オ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

事業所内において、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するものです。一般就労に近い形態であり、目標値を設定し、積極的な活用を推進していく必要があります。

【サービス見込量】

区分		27年度		28年度		29年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		84,823	4,442	96,668	5,065	107,881	5,655
圏 域 別	名古屋	35,470	1,870	40,950	2,160	46,420	2,440
	海部	4,015	215	4,540	247	5,229	285
	尾張中部	1,750	109	2,026	125	2,223	144
	尾張東部	3,476	174	3,995	200	4,297	217
	尾張西部	6,141	318	7,235	365	8,239	423
	尾張北部	8,773	438	10,083	504	11,441	573
	知多半島	3,220	190	3,504	206	3,499	203
	西三河北部	4,100	205	5,020	251	5,880	294
	西三河南部東	5,340	270	5,576	282	5,830	295
	西三河南部西	7,146	407	7,863	445	8,265	469
	東三河北部	639	29	842	39	1,136	52
	東三河南部	4,753	217	5,034	241	5,422	260

※ 利用日数の単位：人日/月

カ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人や、一定の年齢に達している障害のある人に、一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。

前述の就労継続支援（A型）と異なり、雇用契約は結びません。

【サービス見込量】

区分		27年度		28年度		29年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		123,643	7,107	132,954	7,637	142,669	8,190
圏 域 別	名古屋	35,480	2,110	39,350	2,340	43,210	2,570
	海部	7,589	389	7,951	411	8,551	444
	尾張中部	1,575	114	1,741	125	1,868	134
	尾張東部	6,336	348	6,716	370	7,203	398
	尾張西部	8,032	426	8,722	462	9,409	499
	尾張北部	11,328	601	12,422	652	13,401	697
	知多半島	12,412	745	12,848	771	13,539	811
	西三河北部	7,227	403	7,892	440	8,503	474
	西三河南部東	9,612	534	10,422	579	11,250	625
	西三河南部西	10,738	643	11,227	672	11,716	702
	東三河北部	1,252	70	1,320	74	1,390	78
	東三河南部	12,062	724	12,343	741	12,629	758

※ 利用日数の単位：人日/月

## キ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする障害のある人に、主として昼間において、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行うサービスです。医療に係るものは、療養介護医療となります。

【サービス見込量】

区分		27年度	28年度	29年度
県全体		626	672	710
圏 域 別	名古屋	190	220	240
	海部	22	22	23
	尾張中部	14	14	14
	尾張東部	15	16	17
	尾張西部	35	36	36
	尾張北部	47	50	51
	知多半島	165	170	176
	西三河北部	27	27	27
	西三河南部東	25	28	28
	西三河南部西	40	42	44
	東三河北部	7	7	8
	東三河南部	39	40	46

※ 単位：人/月

## ク 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人等が短期間、夜間も含め、施設へ入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスで、障害者支援施設等において実施する福祉型と病院、診療所、介護老人保護施設において実施する医療型があります。

【福祉型短期入所：サービス見込量】

区分		27年度		28年度		29年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		18,092	2,986	19,228	3,179	20,486	3,414
圏 域 別	名古屋	5,610	880	5,900	930	6,210	990
	海部	2,156	259	2,225	274	2,352	290
	尾張中部	326	53	354	58	388	63
	尾張東部	715	134	791	148	941	172
	尾張西部	1,448	208	1,587	224	1,724	241
	尾張北部	1,249	238	1,370	258	1,428	268
	知多半島	1,156	295	1,213	309	1,287	327
	西三河北部	1,484	210	1,655	234	1,821	257
	西三河南部東	758	143	822	155	888	168
	西三河南部西	1,197	291	1,250	303	1,298	314
	東三河北部	176	29	207	35	243	66
	東三河南部	1,817	246	1,854	251	1,906	258

※ 利用日数の単位：人日/月

【医療型短期入所：サービス見込量】

区分		27年度		28年度		29年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		973	142	1,167	166	1,301	178
圏 域 別	名古屋	180	30	280	40	350	40
	海部	226	30	227	30	233	31
	尾張中部	16	4	16	4	20	5
	尾張東部	17	6	19	7	25	9
	尾張西部	70	13	90	18	105	20
	尾張北部	92	13	110	16	112	16
	知多半島	134	10	149	11	149	11
	西三河北部	101	14	117	16	133	18
	西三河南部東	24	4	30	5	30	5
	西三河南部西	16	2	16	2	16	2
	東三河北部	31	5	31	5	36	6
	東三河南部	66	11	82	12	92	15

※ 利用日数の単位：人日/月

(3) サービスの確保策

障害のある人が安心して地域で自立した生活をするためには、生活介護や就労支援など日中活動系サービスの提供は不可欠であることから、今後も、サービス内容の周知を図りながら事業者の新規参入を積極的に進め、サービス提供体制の充実を図って

いきます。

- 障害のある人が身近なところで日中活動系サービスを利用できるよう、NPO法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図ります。
- 地域生活のセーフティネット機能となるショートステイについては、今後、障害のある人の地域生活への移行が進むことに伴い、ますますニーズが高まることが予想されることから、入所施設等の空床利用などを促進し、サービス提供体制基盤の充実を図ります。
- 重症心身障害児者が、身近な福祉型事業所でショートステイを利用できるよう、看護師及び生活支援員等による支援体制の整備に要する経費を助成し、支援していきます。

### 3 居住系サービス

#### (1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価

生活の場を提供する居住系サービスは、共同生活援助(グループホーム)及び施設入所支援に整理されます。

グループホームは、入所施設から地域生活への移行を支える居住の基盤としての役割のほか、在宅等から自立して地域で暮らすことを望む方の居住の場としての役割を担っており、潜在的ニーズに対する不足感が強いサービスです。

更に、在宅で生活する障害のある人の増加と、その介護を担っている親が高齢化していることを踏まえた「親亡き後」の生活の場としての必要性も高まっています。

なお、施設入所支援は、利用定員がほぼ見込量どおりとなっています。

#### 【居住系サービスの平成25年度の状況】

サービスの種類	利用定員①	見込量(計画値)②	①/②
共同生活援助及び共同生活介護	3,461人/月	3,242人/月	106.8%
施設入所支援	4,218人/月	4,235人/月	99.6%

#### (2) サービス見込量

##### ア 共同生活援助(グループホーム)

地域において共同生活を営むことに支障のない障害のある人に、主として夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うサービスで、従来からグループホームと呼ばれていたものに、障害のある人に、主に夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、入浴、排せつ、食事の介護その他を行う、従来の共同生活介護(ケアホーム)が、平成26年4月1日から、共同生活援助(グループホーム)に一元化されました。

サービス見込量については、現在の利用者数を基礎として、地域における整備状況や近年の障害のある人の数の伸びに、入所施設、精神科病院から地域生活へ移行する人、自宅等から地域で自立して生活することを望む人など新たにサービス利用が見込まれる人の数を勘案し、算定しています。

【サービス見込量】

区分		27年度	28年度	29年度
県全体		3,953	4,372	4,769
圏 域 別	名古屋	1,550	1,710	1,870
	海部	199	213	226
	尾張中部	55	58	62
	尾張東部	180	218	253
	尾張西部	267	305	345
	尾張北部	296	347	368
	知多半島	390	411	439
	西三河北部	133	142	151
	西三河南部東	97	108	119
	西三河南部西	330	364	393
	東三河北部	63	71	80
	東三河南部	393	425	463

※ 単位：人/月

## イ 施設入所支援

障害福祉施設に入所している障害のある人に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスで、生活介護利用者のうち障害支援区分 4 以上の人（50 歳以上の場合は区分 3 以上）、又は自立訓練や就労移行支援の利用者のうち地域の状況等により、通所することが困難である人が対象となります。

サービス見込量については、現在の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活移行者数と削減数の数値目標や入所待機者数等を勘案し、算定しています。

【サービス見込量】

区分		27年度	28年度	29年度
県全体		4,178	4,116	4,032
圏 域 別	名古屋	1,160	1,145	1,130
	海部	219	216	210
	尾張中部	105	103	100
	尾張東部	185	180	175
	尾張西部	308	301	285
	尾張北部	440	431	421
	知多半島	262	257	251
	西三河北部	249	249	249
	西三河南部東	231	231	230
	西三河南部西	364	358	353
	東三河北部	85	84	79
	東三河南部	570	561	549

※ 単位：人/月

(3) サービスの確保策

グループホームの具体的な確保策については、「第4章 地域生活移行についての成果目標の設定と取組施策 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (4) 本計画期間の取組 ○住まいの場の確保」に記述していますが、その概要は次図のとおりです。

## グループホーム増加のための施策

### 必要性

- ・入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する人の居住の場としてのニーズ
- ・親等と一緒に暮らしている在宅の人の地域での自立した生活を求めるニーズ

### 設置に係る支援

- ・県有地の貸付  
(県有地活用による福祉施設整備事業実施要綱、県営住宅活用型地域福祉拠点化事業)
- ・市街化調整区域における社会福祉施設の開発許可基準の改定(72頁参照)
- ・既存の戸建て住宅を活用する場合の建築基準法の規制緩和策の実施  
(愛知県既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱)
- ・公営住宅等の活用  
(グループホーム事業に関する普通県営住宅使用許可事務取扱要領)
- ・グループホーム整備促進支援制度の実施
- ・整備経費の助成

### 利用者に対する支援

- ・家賃補助(上限1万円:市町村民税非課税の場合)

## 参考 都道府県別のサービス利用状況（平成26年3月）

（単位：人）

	サービス利用者数 (実数)	サービス種類別利用者数（複数種類のサービス利用者は、各サービスに人数を計上している。）																		
		居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援	同行援護	療養介護	生活介護	短期入所	共同生活介護	施設入所支援	共同生活援助	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労移行支援 (養成施設)	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	計 (障害福祉サービス)
北海道	45,006	7,613	442	794	1	829	1,322	16,714	1,369	5,857	10,248	2,877	13	480	223	1,658	6	3,032	12,234	65,692
青森県	9,986	1,533	62	45	0	79	272	3,852	270	819	2,591	606	44	580	160	409	2	621	2,548	14,493
岩手県	9,277	1,138	31	13	0	58	310	3,126	362	1,172	2,090	456	8	192	68	192	3	647	3,429	13,295
宮城県	12,270	2,411	68	51	0	275	364	4,302	709	1,418	1,886	458	45	179	88	663	1	667	3,278	16,863
秋田県	6,942	650	28	5	0	36	260	3,439	248	346	2,593	530	45	239	140	120	0	146	1,760	10,585
山形県	6,632	895	36	25	0	78	196	2,396	226	444	1,651	557	9	306	32	174	1	471	2,098	9,595
福島県	10,625	1,755	70	58	0	251	265	3,730	379	513	2,131	1,146	6	171	62	208	3	290	3,748	14,786
茨城県	13,178	1,909	73	49	0	179	265	5,486	696	1,114	3,470	712	39	402	57	1,273	1	363	2,997	19,085
栃木県	9,958	1,665	15	43	3	283	241	4,326	452	921	2,176	549	17	177	49	439	1	359	2,370	14,086
群馬県	9,133	1,709	40	73	0	317	309	3,894	319	754	2,513	666	27	65	148	324	3	161	1,880	13,202
埼玉県	26,500	5,657	231	803	4	790	702	9,869	1,277	2,043	5,264	642	125	392	169	1,264	20	553	6,756	36,561
千葉県	23,015	5,192	199	191	0	815	372	9,359	1,460	2,130	4,400	723	75	553	82	1,494	6	481	4,509	32,041
東京都	60,799	13,296	1,778	489	0	3,087	1,235	19,217	3,710	5,056	8,716	2,265	374	1,072	259	2,332	22	988	18,446	82,342
神奈川県	38,298	9,965	317	475	0	1,356	627	15,337	2,874	5,736	5,128	448	142	516	151	1,538	4	846	7,643	53,103
新潟県	12,845	2,251	40	125	0	253	502	4,173	878	825	2,662	600	48	432	212	726	1	289	4,147	18,164
富山県	5,598	510	18	13	0	64	247	2,249	235	335	1,384	358	22	155	31	197	0	493	1,649	7,960
石川県	6,894	924	13	37	0	98	282	2,569	320	510	1,631	478	92	81	1	257	0	604	1,968	9,865
福井県	5,699	690	14	7	0	131	129	2,026	239	546	1,303	216	14	115	52	299	0	1,052	1,309	8,142
山梨県	4,842	879	61	88	0	67	116	1,865	316	230	1,173	271	14	108	1	266	0	170	1,381	7,006
長野県	12,599	2,203	26	368	15	200	353	4,479	593	1,824	2,482	382	60	268	119	511	2	512	3,916	18,313
岐阜県	9,826	1,442	28	84	0	202	189	4,252	538	681	2,269	194	6	176	108	349	0	1,205	2,220	13,963
静岡県	17,517	2,787	93	125	0	477	415	6,398	1,264	892	3,503	677	60	319	64	878	5	1,238	5,082	24,257
愛知県	32,700	8,906	1,206	613	1	926	454	12,418	2,427	2,972	4,219	298	78	252	53	1,514	1	3,375	6,048	45,761
三重県	9,522	1,709	34	32	0	228	197	3,807	646	1,091	1,703	60	26	135	59	147	1	877	2,733	13,485
滋賀県	7,911	2,227	122	329	0	216	251	2,574	680	795	945	157	30	128	63	198	2	277	2,664	11,658
京都府	15,792	4,336	292	441	0	810	423	5,523	1,102	1,078	2,392	151	83	429	19	424	15	576	4,344	22,438
大阪府	52,654	19,406	2,198	501	7	2,961	977	17,526	3,810	5,685	5,135	313	155	669	248	1,843	8	1,229	11,057	73,728
兵庫県	29,689	7,328	681	160	0	1,258	794	10,691	2,190	1,903	5,506	453	156	422	70	790	5	1,148	8,173	41,728
奈良県	7,591	2,063	109	627	0	282	174	3,365	474	574	1,386	63	48	113	16	246	0	379	1,186	11,105
和歌山県	6,988	1,821	50	50	0	200	260	2,141	269	738	1,186	125	11	108	18	158	0	564	1,899	9,598
鳥取県	5,224	842	20	45	0	66	153	1,537	139	395	1,034	235	32	58	60	198	0	378	2,130	7,322
島根県	6,283	1,106	18	35	0	51	276	2,285	296	705	1,339	483	20	166	49	124	0	365	2,095	9,413
岡山県	11,700	2,298	145	62	0	157	442	3,541	384	969	2,264	402	5	126	61	200	0	1,942	3,163	16,161
広島県	15,852	3,678	166	157	1	250	625	5,539	1,268	1,127	3,070	542	52	218	70	574	1	815	4,254	22,407
山口県	8,455	1,123	44	4	0	177	261	3,561	305	628	2,347	428	4	207	98	296	0	276	2,534	12,293
徳島県	5,913	1,615	28	116	0	246	261	2,242	192	277	1,511	262	11	140	79	153	0	135	1,116	8,384
香川県	5,183	1,141	39	31	0	200	218	1,824	556	198	1,077	416	33	66	24	106	1	106	1,362	7,398
愛媛県	9,579	1,944	72	56	0	540	278	3,470	418	766	2,094	261	32	92	40	359	0	906	2,189	13,517
高知県	5,452	814	14	6	0	98	275	1,913	240	565	1,325	347	31	98	17	77	0	358	1,674	7,852
福岡県	31,073	7,046	187	181	3	1,053	1,024	11,206	1,415	2,033	6,613	1,627	160	633	115	1,720	16	2,145	7,029	44,206
佐賀県	5,776	761	19	101	0	58	336	1,945	215	448	1,421	433	37	66	12	218	1	420	1,823	8,314
長崎県	11,294	1,860	89	44	0	247	502	3,920	420	1,335	2,443	727	47	314	230	453	1	579	3,415	16,626
熊本県	12,794	1,717	115	25	0	233	671	4,551	502	786	3,018	1,260	40	277	55	486	0	1,943	2,715	18,394
大分県	8,870	1,657	33	121	3	216	335	2,488	267	306	1,940	884	42	264	151	350	1	628	2,930	12,616
宮崎県	7,475	1,121	42	6	0	355	273	2,780	373	567	1,735	321	35	96	86	359	0	431	1,944	10,524
鹿児島県	12,864	1,628	110	99	0	236	461	5,009	644	627	3,523	1,059	49	457	102	425	3	663	3,708	18,803
沖縄県	11,630	2,059	164	98	0	378	410	3,422	580	259	2,267	786	52	458	144	713	1	1,027	3,362	16,180
合計	695,703	147,280	9,680	7,901	38	21,367	19,304	252,336	38,546	60,993	132,777	27,904	2,554	12,950	4,215	27,702	138	36,730	180,895	983,310

資料：厚生労働省統計情報

## 4 相談支援

### (1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、本人や保護者が各種の相談を受けられることや、障害福祉サービス等に関する情報提供などが行われることが必要です。

サービスを利用する人全てが、適切にサービスが利用できるようにするためのサービス等利用計画の作成や、障害福祉サービス事業者などとの連絡調整を行う相談支援事業所は、サービス等利用計画の作成に要する時間や、近年は困難ケースの増加により解決のための時間が長期化し、必要なときに相談支援を行う十分な人的体制がとれない地域もあります。

また、相談支援に対するニーズは高く、相談支援は、障害者の心身の状況や生活環境、サービス利用の意向、支援する上での課題等を総合的にアセスメントし、サービス利用につなげていく重要な役割を担っており、対応できる質の高い人材育成が課題となっています。

このため、相談支援専門員の養成を進めるとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援専門員間の情報交換ができるネットワークづくりを進めていく必要があります。

更に、精神障害のある人の相談については、対応していない相談支援事業者があり、その要因の一つとして、事業所職員の各種の障害特性に対する理解不足が挙げられていることから、研修体制の整備を含め相談支援従事者の質の向上について検討する必要があります。

【相談支援(サービス利用計画作成)の利用状況】

年度	利用実績①	見込量(計画値)②	①/②
24	2,983 人/月	4,584 人/月	65.1%
25	4,678 人/月	6,062 人/月	77.2%

## (2) サービス見込量

相談支援は、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の3区分ごとに算定しています。

### ア 計画相談支援

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービスです。

サービス見込量については、障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数等を勘案し、全ての障害福祉サービスの利用者を計画相談支援の対象とすることとして、算定しています。

【サービス見込量】

区分		27年度	28年度	29年度
県全体		6,551	7,093	7,583
圏 域 別	名古屋	2,090	2,270	2,470
	海部	193	210	230
	尾張中部	57	59	61
	尾張東部	267	298	326
	尾張西部	519	539	565
	尾張北部	371	486	528
	知多半島	552	601	650
	西三河北部	598	621	642
	西三河南部東	510	542	574
	西三河南部西	319	352	384
	東三河北部	107	107	107
	東三河南部	968	1,008	1,046

※ 単位：人/月

### イ 地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行うサービスです。

サービス見込量については、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害のある人の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、算定しています。

【サービス見込量】

区分		27年度	28年度	29年度
県全体		147	159	178
圏 域 別	名古屋	74	74	74
	海部	7	8	10
	尾張中部	5	7	8
	尾張東部	6	6	7
	尾張西部	2	6	11
	尾張北部	12	12	13
	知多半島	13	14	16
	西三河北部	8	8	8
	西三河南部東	3	5	7
	西三河南部西	4	6	8
	東三河北部	1	1	3
	東三河南部	12	12	13

※ 単位：人/月

## ウ 地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障害の特性を原因として生じた緊急の事態等の相談などを行うサービスです。

サービス見込量については、地域における単身の障害のある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人の数、地域生活への移行者数等を勘案して、算定しています。

【サービス見込量】

区分		27年度	28年度	29年度
県全体		145	170	199
圏 域 別	名古屋	24	27	30
	海部	11	12	14
	尾張中部	5	7	8
	尾張東部	11	12	12
	尾張西部	2	6	11
	尾張北部	13	13	14
	知多半島	40	50	61
	西三河北部	8	8	8
	西三河南部東	6	8	10
	西三河南部西	5	7	9
	東三河北部	7	7	9
	東三河南部	13	13	13

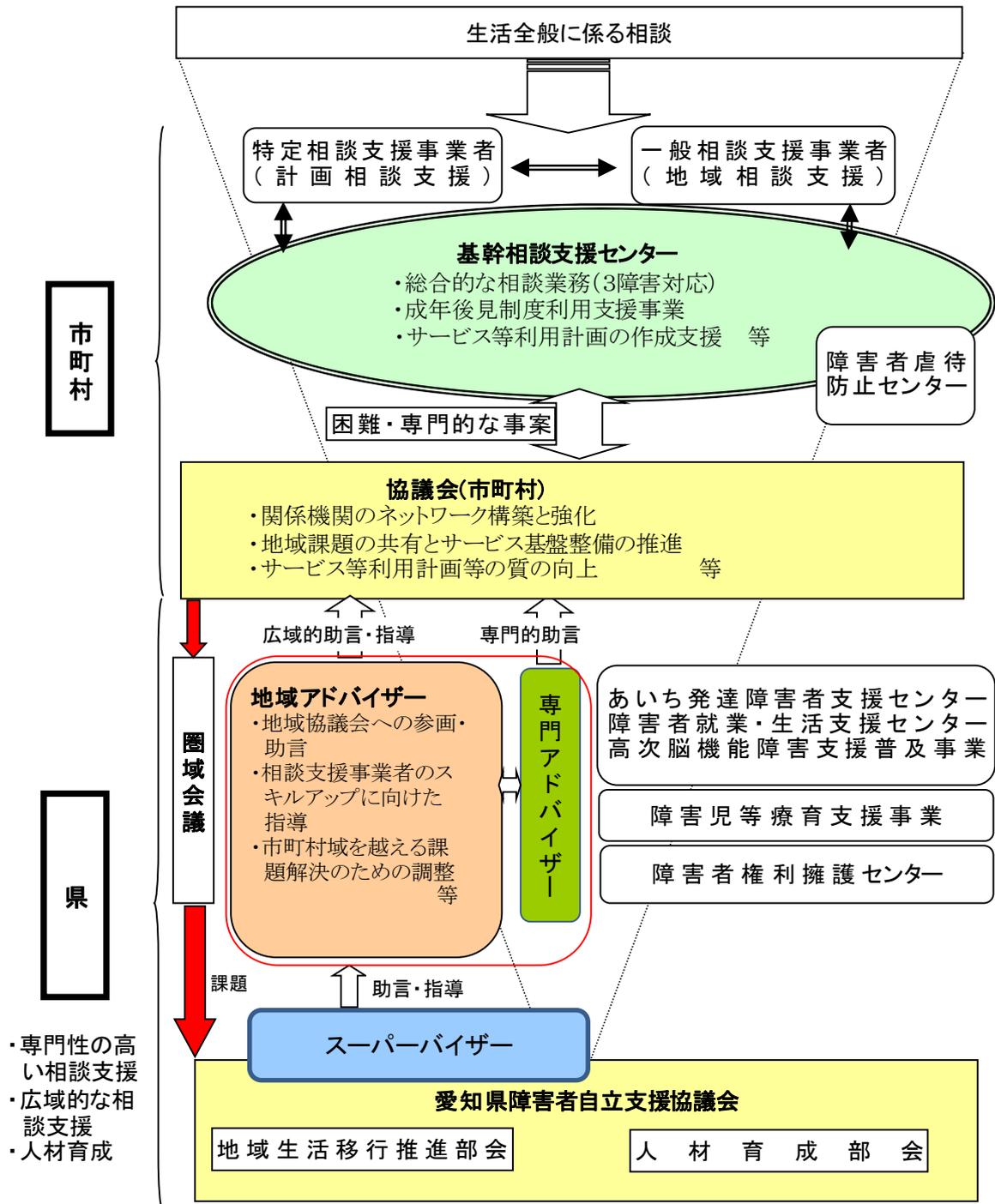
※ 単位：人/月

### (3) サービスの確保策

- 相談支援従事者等研修を実施し、サービスを利用する全ての人にサービス等利用計画の作成ができるよう、相談支援専門員の確保を図っていきます。
- 基本的な相談支援事業は一元的に市町村で実施されています。市町村は、障害福祉サービス事業者、労働、教育、医療等関連する分野の関係者等を含めた協議会において、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムについて協議を行い、社会資源の開発を進めるとともに、事業者との連絡調整などの相談支援事業を効果的に実施していく必要があります。

基幹相談支援センターについては、各種の障害に対応するワンストップ相談窓口としての機能のほか、権利擁護・虐待防止の窓口、地域移行・地域定着支援の実施主体、更に地域の相談支援事業者に対する助言、人材育成等、相談支援に係わる主導的役割が期待されているところであり、設置を促進していく必要があります。

このため、県は、愛知県障害者自立支援協議会や圏域会議において、広域的観点から市町村又は圏域（協議会単位）の相談支援体制の状況を把握・評価し、整備方策の助言等を行うほか、相談支援に関するアドバイザーを各圏域に設置し、基幹相談支援センターの設置に向けた助言や、相談支援事業所間のネットワーク構築に向けた指導・調整、地域単独では対応困難な事例に対する助言、相談支援従事者のスキルアップに向けた指導など広域的専門的な支援を行うことにより、障害のある人が安心して暮らしていけるシステムづくりを支援していきます。



## 5 発達障害・難病のある人のサービス利用

平成 22 年に改正された障害者自立支援法、平成 23 年に改正された障害者基本法では、発達障害が障害の中に含まれることが明示されました。また、平成 24 年度に改正され平成 25 年度から施行されている障害者総合支援法において、難病が対象に加えられました。発達障害のある人は福祉サービスの対象とされてきましたが、難病が対象に加えられたことも含め、発達障害のある人、難病のある人の福祉サービスの内容や利用方法について一層の周知を図ることが必要です。

## 6 障害児支援サービス

### (1) サービス見込量

#### ア 児童発達支援

未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

#### 【サービス見込量】

区分		27 年度		28 年度		29 年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		35,229	3,600	37,405	3,845	39,651	4,109
圏 域 別	名古屋	9,330	901	9,920	967	10,370	1,017
	海部	542	119	545	122	555	130
	尾張中部	971	86	1,055	95	1,282	104
	尾張東部	2,402	249	2,445	255	2,543	269
	尾張西部	2,350	325	2,438	338	2,528	349
	尾張北部	4,647	564	4,898	612	5,162	671
	知多半島	4,296	334	4,905	382	5,189	403
	西三河北部	1,281	121	1,320	126	1,359	131
	西三河南部東	2,320	310	2,450	322	2,880	375
	西三河南部西	3,162	212	3,234	223	3,314	234
	東三河北部	297	25	297	25	302	26
	東三河南部	3,631	354	3,898	378	4,167	400

※ 利用日数の単位：人日/月

イ 医療型児童発達支援

未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

【サービス見込量】

区分		27年度		28年度		29年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		1,490	167	1,647	191	1,702	198
圏 域 別	名古屋	190	31	190	31	190	31
	海部	148	14	159	15	177	17
	尾張中部	76	9	76	9	86	10
	尾張東部	18	3	18	3	18	3
	尾張西部	37	7	150	27	165	29
	尾張北部	25	4	39	5	39	5
	知多半島	419	38	429	39	429	39
	西三河北部	385	36	385	36	385	36
	西三河南部東	132	17	132	17	132	17
	西三河南部西	28	4	37	5	44	6
	東三河北部	0	0	0	0	5	1
	東三河南部	32	4	32	4	32	4

※ 利用日数の単位：人日/月

ウ 放課後等デイサービス

就学中の児童に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

【サービス見込量】

区分		27年度		28年度		29年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		76,773	7,377	84,030	8,124	90,477	8,745
圏 域 別	名古屋	28,720	2,051	31,830	2,273	34,220	2,444
	海部	3,616	335	3,901	359	4,231	388
	尾張中部	2,744	283	2,871	303	3,202	335
	尾張東部	4,765	434	5,448	523	6,039	564
	尾張西部	6,550	937	7,390	1,061	8,137	1,167
	尾張北部	11,281	942	12,233	1,046	12,943	1,117
	知多半島	4,844	666	5,266	732	5,712	800
	西三河北部	2,343	311	2,435	322	2,519	332
	西三河南部東	2,810	360	2,910	373	3,010	385
	西三河南部西	3,416	489	3,672	526	3,964	568
	東三河北部	72	17	77	18	87	20
	東三河南部	5,612	552	5,997	588	6,413	625

※ 利用日数の単位：人日/月

エ 保育所等訪問支援

保育所等に通う児童に対し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【サービス見込量】

区分		27年度		28年度		29年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		339	173	466	248	633	337
圏 域 別	名古屋	20	20	30	30	40	40
	海部	6	3	6	3	16	6
	尾張中部	5	1	5	1	5	1
	尾張東部	28	8	81	40	142	70
	尾張西部	80	38	117	57	162	79
	尾張北部	49	15	57	18	65	21
	知多半島	63	33	68	39	72	45
	西三河北部	23	22	25	24	27	26
	西三河南部東	5	5	11	6	32	17
	西三河南部西	23	5	23	5	23	5
	東三河北部	0	0	0	0	5	1
	東三河南部	37	23	43	25	44	26

※ 利用日数の単位：人日/月

オ 障害児相談支援

障害児相談支援事業所が障害児通所支援、障害福祉サービス利用に関する障害児支援利用計画を作成し、サービス事業者と連絡調整などを行います。

【サービス見込量】

区分		27年度	28年度	29年度
県全体		1,682	1,927	2,116
圏 域 別	名古屋	376	417	462
	海部	52	60	72
	尾張中部	52	57	61
	尾張東部	100	113	127
	尾張西部	140	147	153
	尾張北部	156	180	206
	知多半島	208	238	256
	西三河北部	184	249	259
	西三河南部東	113	124	135
	西三河南部西	99	105	111
	東三河北部	6	6	7
	東三河南部	196	231	267

※ 利用日数の単位：人/月

## カ 福祉型障害児入所支援

障害のある児童が入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与といった福祉サービスを行うのが福祉型障害児入所支援です。

【福祉型障害児入所支援<指定医療機関：国立2施設含む>（平成26年4月1日）】

設置者	事業所	サービス種類	定員		対象者
			H26	H29見込	
愛知県	愛知県心身障害者コロ ニー はるひ台学園	障害児入所支援	80	80	知的
社会福祉法人英功会	愛松学園	障害児入所支援	30	30	聾
社会福祉法人岩崎学園	岩崎学園	障害児入所支援	65	65	知的
社会福祉法人若草学園	若草学園	障害児入所支援	50	50	知的
社会福祉法人昭徳会	小原学園	障害児入所支援	50	50	知的
社会福祉法人相和福祉会	トイBOX	障害児入所支援	40	40	知的
社会福祉法人米山寮	米山寮盲児部	障害児入所支援	17	17	盲
社会福祉法人豊橋市福祉 事業会	豊橋ゆたか学園	障害児入所支援	45	45	知的
名古屋市	名古屋市あけぼの学園	障害児入所支援	84	84	知的
合計			461	461	

## 【障害支援区分別入所状況】

区分	当月初日 現員数	重 度			中 度	軽 度	非該当	
		A判定 1～2級	1級 (IQ20以下)	2級 (IQ21以上)	B判定 3～4級	C判定 5～6級		
措置児	愛知県	206	73	34	39	38	79	16
	名古屋市	90	36	17	19	10	40	4
	県外	2	2	2	0	0	0	0
	小計	298	111	53	58	48	119	20
契約児	愛知県	2	1	1	0	1	0	0
	名古屋市	4	3	2	1	1	0	0
	県外	1	0	0	0	0	1	0
	小計	7	4	3	1	2	1	0
合 計	305	115	56	59	50	120	20	

## 【サービス見込量】

単位：人/月

27年度	28年度	29年度
302	302	302

キ 医療型障害児入所支援

障害のある児童が入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設で、福祉サービスに併せて治療を行うのが、医療型障害児入所支援です。

【医療型障害児入所支援＜指定医療機関：国立2施設含む＞（平成26年4月1日）】

設置者	事業所	サービス種類	定員	対象者
愛知県	愛知県青い鳥医療療育センター	医療型障害児入所支援	170	肢体不自由(50) 重心(120)
愛知県	愛知県心身障害者コロニー こばと学園	医療型障害児入所支援	180	重心
愛知県	愛知県三河青い鳥医療療育センター	医療型障害児入所支援	120	肢体不自由
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構東名古屋病院	指定医療機関	50	重心
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構豊橋センター	指定医療機関	40	重心
合 計			560	

(定員には療養介護含む)

【障害支援区分別入所状況】

区分	当月初日 現員数	重 度			中 度 B判定 3~4級	軽 度 C判定 5~6級	非該当	
		A判定 1~2級	1級 (IQ20以下)	2級 (IQ21以上)				
措置児	愛知県	33	30	27	3	1	0	2
	名古屋市	21	20	16	4	0	0	1
	県外	0	0	0	0	0	0	0
	小計	54	50	43	7	1	0	3
契約児	愛知県	24	15	10	5	4	0	5
	名古屋市	8	7	6	1	1	0	0
	県外	1	1	0	1	0	0	0
	小計	33	23	16	7	5	0	5
合 計	87	73	59	14	6	0	8	

【医療型障害児入所支援<指定医療機関：国立2施設含む>（平成29年度末見込）】

設置者	事業所	サービス種類	定員	対象者
愛知県	愛知県青い鳥医療療育センター	医療型障害児 入所支援	170	肢体不自由(50) 重心(120)
愛知県	愛知県心身障害者コロニー こぼと学園	医療型障害児 入所支援	120	重心
愛知県	愛知県三河青い鳥医療療育センター	医療型障害児 入所支援	140	肢体不自由(50) 重心(90)
独立行政法人国立病院 機構	独立行政法人国立病院機構東名古屋 病院	指定医療機関	50	重心
独立行政法人国立病院 機構	独立行政法人国立病院機構豊橋セン ター	指定医療機関	40	重心
名古屋市	名古屋市重心施設	医療型障害児 入所支援	90	重心
社会福祉法人杏嶺会	重心施設(一宮市)	医療型障害児 入所支援	120	重心
社会福祉法人明世会	重心施設(豊川市)	医療型障害児 入所支援	64	重心
合 計			794	

(定員には療養介護含む)

【サービス見込量】

単位：人/月

27年度	28年度	29年度
113	113	123

(2) サービスの確保策

児童福祉法に規定される障害児にかかるサービスを提供する事業所については、身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスを利用できるよう、NPO法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図ります。

## 7 就労支援

第4期計画では、平成29年度における障害者雇用に関する活動指標を、国の基本指針に即して次のとおり設定し、関係機関と連携しながら、福祉施設から一般就労への計画的かつ着実な移行を進めていきます。

活動指標		平成29年度の目標値	平成25年度状況	
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行見込数	【就労移行支援事業】	810人	468人	65.4%
	【就労継続支援事業A型】	170人	122人	17.1%
	【就労継続支援事業B型】	174人	106人	14.8%
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援		2,398件	1,036件	—
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数のうち福祉施設から一般就労への移行見込数 (福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が受講することができる。)		20人	14人	2.0%
障害者試行雇用事業(トライアル雇用)の開始者数のうち福祉施設から一般就労への移行見込数 (福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が活用することができる。)		172人	50人	7.0%
職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援対象者数のうち福祉施設から一般就労への移行見込数 (福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が支援を受けることができる。)		154人	57人	8.0%
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数 (福祉施設から一般就労へ移行するすべての者が障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができる。)		1,178人	96人	13.4%

※ 平成25年度状況の右側の割合は、25年度一般就労移行者数715人に対する利用割合(%)

【平成 25 年度の就労支援策利用状況】

利用した制度	公共職業安定所経由	476 人	66.6%
	委託訓練事業受講者数 (再掲)	14 人	2.0%
	トライアル雇用の開始者数 (〃)	50 人	7.0%
	ジョブコーチによる支援者数 (〃)	57 人	8.0%
	センター事業の支援対象者数 (〃)	96 人	13.4%
一般就労移行者数		715 人	

〈制度利用者 参考数値〉

【委託訓練事業の受講者数】

24 年度	25 年度
398 人	405 人

【障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数】

24 年度	25 年度
174 人	124 人

【職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援対象者数】

24 年度	25 年度
123 人	138 人

## 8 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）

### （1）圏域単位での地域特性及び課題

各圏域を人口別で見ると、平成 26 年 4 月現在、2,268,217 人の名古屋圏域から 57,434 人の東三河北部圏域まで大きな開きがあり、人口密度も、名古屋圏域の 6,949 人/k m<sup>2</sup>から東三河北部圏域の 55 人/k m<sup>2</sup>まで大きな開きがあります。

人口密度の低さは、サービス利用者の面積当たりの少なさにつながり、訪問系や日中活動系のサービス事業者にとって経営上不利となり、それらの事業者数が少ない要因となっています。その一方、地価は相対的に低く、施設整備に係る建設コストは低くなりますが、こうした地域では市街化を抑制すべき区域として定められた市街化調整区域であることが多く、社会福祉施設であっても開発許可が必要です。

市街化調整区域における社会福祉施設は、県が所管する市町村においては、平成 21 年 11 月 12 日から新たに許可の基準を施行し、近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設の機能と密接に連携しつつ立地又は運用する場合等、一定の立地要件を満たす施設の立地が認められています。更に、平成 23 年 10 月 1 日施行の「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」では、一定の要件を満たす地域で、社会福祉施設も立地することができるような区域を市町村の申出により指定することができるようになっています。

障害のある人の数で見ると、平成 26 年 4 月現在で、身体障害者手帳所持者、療育（愛護）手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の合計数の人口比は、最も高い圏域が 6.0%を占める東三河北部圏域で、最も低い圏域は 3.8%を占める尾張東部圏域です。

圏域内の市町村の住民で、圏域外のサービス事業所を利用している人の割合は、尾張中部圏域が 42.7%と最も高く、次いで、尾張東部圏域 33.2%、海部圏域 29.3%、東三河北部圏域 27.1%となっています。逆に圏域内でのサービス充足率が最も高い圏域は、東三河南部圏域（圏域外のサービス事業所利用割合 6.4%）となっています。

市町村ヒアリング・圏域会議の結果等から、障害福祉サービスの現状と課題をまとめると以下のようになります。

#### 【訪問系サービス】

訪問系サービスのニーズに対してのサービス供給量は、概ね充足している市町村と不足している市町村があります。訪問系サービスは、地域で生活を支える基本事業であり、地域生活移行を支えるサービスでもあるため、必要となるサービス量を確保するために、引き続き、基盤整備を進める必要があります。

なお、充足している市町村でも、新しく設置された事業所については、利用者へ

の周知が、市町村等において適切に行われる必要があります。

不足している市町村の主な理由は、利用者の絶対数が少なかったり、利用希望が土日・祝日・早朝や夜間など特定の時間に集中していること及び報酬単価が低いことなどにより事業者の参入が少ないことや、行動援護などについて資格要件を満たす従業者が不足していること、男性ヘルパーが不足していること、医療的ケアが実施できる従業者が不足していること、などが挙げられます。

特に東三河北部圏域では、利用者の密度が低いために、利用者間の移動に時間がかかるなど、事業者として効率が悪いことなどがあります。

必要となるサービス量を確保するためには、基盤整備及び人材確保、スキルアップを進める必要があります、事業者への働きかけのほか、一部の市町村ではサービス従業者の研修を実施したり、協議会や協議会に専門部会を設けて協議を行っています。

### 【日中活動系サービス】

短期入所、自立訓練（機能訓練）を除き、多くの市町村で強い不足感はないものと考えられますが、地域で自立した日常生活や社会生活を送るための日中の多様な活動の場として、生活介護や就労継続支援など、必要となるサービス量を確保するための基盤整備を進める必要があります。

不足している市町村の主な理由と現状としては、利用者の絶対数が少ないこと（通所手段がなく利用できない場合を含む）などによる事業者の参入がないこと、報酬単価が低いこと、男性の介護職員雇用が難しいことなどが挙げられます。

特に東三河北部圏域では、居宅からの通所手段が非常に少ないため、利用者が限定されるとともに、交通費の負担が大きい人がいます。

一部の自治体では、通所施設への交通費の全額又は一部の助成を行っています。

なお、就労移行支援は、利用期間が2年間（期間1年以内、1回更新可）と限られ、利用者の継続的な確保が難しいことから、事業者が参入しづらくなっています。しかしながら、就労移行支援は就労を希望する障害のある人のニーズを把握し、適切な支援により就労に結びつけるサービスであるため、参入が増えるよう検討を進める必要があります。

また、短期入所については、サービス提供の基盤が不足している上に、利用者の情報を市町村及び事業所間で共有できるネットワークがないために、緊急時におけるサービス利用に困難が生じています。更に、利用者の固定化により緊急利用等の潜在的な利用希望に答えきれず、他市町村の事業者を使う例も多く見られるため、各市町村には事業者の更なる参入促進に努めるとともに、必要なときにサービスを利用できる体制づくりが強く求められます。

日中活動系サービスが不足する市町村においては、基盤整備及び人材確保等を進める必要があり、一部の市町村では施設用地の無償貸与や整備費の法人負担分への補助などの事業者確保策が実施又は検討がされています。

なお、一部の地域における短期入所については、圏域内でのネットワークを構築し、申請書類を統一するなどにより、緊急時における利用者への迅速なサービスを図っています。

## 【居住系サービス】

グループホームは、入所施設を利用していた障害のある人が地域生活へ安心して移行し、自立した生活をするために大変重要なサービスです。また、親など保護者と暮らす障害のある人が、地域で自立して暮らすためのサービスとして大きなニーズがあります。そのため、これまで以上に、サービス量を確保するための基盤整備を進める必要があります。

不足している市町村の主な現状と理由としては、精神障害を対象とするサービスが少ないこと、整備や運営の経験やノウハウがないこと、サービス報酬単価が低いこと、世話人の確保が難しいこと、設置に際して障害に関する正しい知識の不足から地域の理解が得られないことなどが挙げられます。

また、新たに設置されたグループホームへの入居は、設置法人が運営する日中活動系サービスを利用している人が優先されるという現状も一部にあります。

グループホームの確保策としては、十分な防火・避難対策を講じた、既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱に基づくグループホームの開設が進められ始めています。

また、一部の市町村では施設整備費や運営費への上乗せ補助が実施又は検討されているほか、事業者に参加を促すため、運営モデルを作成し提示するなどしています。

## (2) 平成29年度末までに不足するサービスの基盤整備

必要なサービスを確保するためには、事業者のより一層の参入などが求められますが、その事業者の参入を促進するためには、国における介護報酬を始めとした制度の一層の改善が望まれるところです。

また、不足するサービス基盤の整備を促進するためには、地域の協議会がその機能を有効に発揮することが重要です。

体制の整備に当たっては、「どこに暮らしを築いても一定の水準の支援を受けられ

るよう、地方自治体間の限度を超え合理性を欠くような格差についての是正を目指す」とする「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」の趣旨を踏まえて取り組むことが求められます。

県では、圏域ごとに掲げたサービス見込量を確保するため、第2期計画において設置した「圏域会議」において、引き続き、サービス利用実績及び基盤整備状況の検証を行い、地域特性や課題を踏まえた今後の方策などの検討を行い、市町村と協働して整備を進めていきます。

なお、一部の圏域において、緊急時における短期入所の円滑な利用について、市町村と事業者が協働して、ネットワークを形成して、その強化に取り組んでいます。

また、障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見センターを実施しているところ、実施に向けて検討に取り組んでいるところ等、成年後見についての機能強化が検討されています。

(3) 各圏域の現状と今後のサービス見込量

ア 名古屋圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	280,592 時間	327,000 時間	365,000 時間	409,000 時間
	— 人	7,450 人	8,240 人	9,180 人

○日中活動系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
生活介護	76,848 人日分 — 人	81,630 人日分 4,370 人	132	84,240 人日分 4,510 人	136	86,860 人日分 4,650 人	140
自立訓練（機能訓練）	407 人日分 — 人	410 人日分 40 人	1	410 人日分 40 人	1	410 人日分 40 人	1
自立訓練（生活訓練）	1,168 人日分 — 人	2,280 人日分 150 人	15	2,590 人日分 170 人	17	2,890 人日分 190 人	19
就労移行支援	8,147 人日分 — 人	9,020 人日分 550 人	45	9,680 人日分 590 人	47	10,330 人日分 630 人	49
就労継続支援（A型）	27,208 人日分 — 人	35,470 人日分 1,870 人	102	40,950 人日分 2,160 人	114	46,420 人日分 2,440 人	126
就労継続支援（B型）	29,037 人日分 — 人	35,480 人日分 2,110 人	113	39,350 人日分 2,340 人	122	43,210 人日分 2,570 人	131
療養介護	161 人	190 人	3	220 人	3	240 人	3
短期入所（福祉型）	5,087 人日分 — 人	5,610 人日分 880 人	64	5,900 人日分 930 人	67	6,210 人日分 990 人	70
短期入所（医療型）	— 人日分 — 人	180 人日分 30 人	3	280 人日分 40 人	3	350 人日分 40 人	3

短期入所 H25年度実績は福祉型 医療型 区分なし

○居住系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
共同生活援助	1,287 人	1,550 人	330	1,710 人	360	1,870 人	390
施設入所支援	1,180 人	1,160 人	15	1,145 人	15	1,130 人	15

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	区分	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	2,268,217	人口密度	6,949
65 歳以上	522,942		

\*人口は統計課「あいちの人口」、土地面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。(各圏域とも同じ)

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)	人口比 (%)	
身体障害者手帳所持者数	78,399	3.5	4.9
愛護(療育)手帳所持者数	15,002	0.7	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	18,588	0.8	
精神障害に係る公費負担の受給者数	28,675	1.3	

\*厚生労働省「福祉行政報告例」による。(各圏域とも同じ)

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
19,349	2,333	12.1

\*障害福祉課「障害福祉サービス及び実績等調査」による。(各圏域とも同じ)

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学 年	人数(人)
1 年生	322
2 年生	315
3 年生	301
合計	938

\*圏域内居住者の数

\*特別支援教育課、名古屋市教育委員会、愛知教育大学附属養護学校「通学区域別生徒数」による。  
(各圏域とも同じ)

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	20	8.5
就職者	47	20.1
その他	19	8.1
福祉施設等の利用者	148	63.2
卒業生計	234	100

\*文部科学省「学校基本調査」による。(各圏域とも同じ)

イ 海部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	5,399 時間	6,897 時間	7,246 時間	7,855 時間
	— 人	295 人	310 人	330 人

○日中活動系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
生活介護	8,437 人日分 — 人	9,161 人日分 467 人	14	9,650 人日分 492 人	14	10,376 人日分 529 人	16
自立訓練（機能訓練）	61 人日分 — 人	146 人日分 10 人	0	176 人日分 12 人	0	249 人日分 16 人	0
自立訓練（生活訓練）	52 人日分 — 人	49 人日分 4 人	0	58 人日分 5 人	0	98 人日分 8 人	1
就労移行支援	1,047 人日分 — 人	1,627 人日分 82 人	2	1,952 人日分 103 人	3	2,426 人日分 131 人	4
就労継続支援（A型）	2,834 人日分 — 人	4,015 人日分 215 人	11	4,540 人日分 247 人	13	5,229 人日分 285 人	13
就労継続支援（B型）	6,832 人日分 — 人	7,589 人日分 389 人	16	7,951 人日分 411 人	16	8,551 人日分 444 人	18
療養介護	21 人	22 人	0	22 人	0	23 人	0
短期入所（福祉型）	801 人日分 — 人	2,156 人日分 259 人	13	2,225 人日分 274 人	13	2,352 人日分 290 人	13
短期入所（医療型）	— 人日分 — 人	226 人日分 30 人	1	227 人日分 30 人	1	233 人日分 31 人	1

短期入所 H25年度実績は福祉型医療型 区分なし

○居住系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
共同生活援助	157 人	199 人	15	213 人	18	226 人	19
施設入所支援	221 人	219 人	3	216 人	3	210 人	4

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	区分	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	329,283	人口密度	1,575
65 歳以上	81,711		

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	10,564	3.2	4.4
療育手帳所持者数	1,967	0.6	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,070	0.6	
精神障害に係る公費負担の受給者数	4,228	1.3	

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
2,108	618	29.3

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学 年	人数(人)
1 年生	49
2 年生	56
3 年生	44
合計	149

\* 圏域内居住者の数

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	2	3.8
就職者	14	26.4
その他	0	0
福祉施設等の利用者	37	69.8
卒業生計	53	100

ウ 尾張中部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	4,197 時間	4,825 時間	5,696 時間	6,190 時間
	— 人	197 人	219 人	243 人

○日中活動系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
生活介護	5,511 人日分 — 人	5,849 人日分 305 人	6	6,221 人日分 325 人	6	6,545 人日分 362 人	6
自立訓練（機能訓練）	20 人日分 — 人	31 人日分 4 人	0	31 人日分 4 人	0	42 人日分 5 人	0
自立訓練（生活訓練）	92 人日分 — 人	98 人日分 7 人	0	115 人日分 8 人	0	116 人日分 8 人	0
就労移行支援	259 人日分 — 人	293 人日分 19 人	0	323 人日分 21 人	0	355 人日分 24 人	0
就労継続支援（A型）	1,349 人日分 — 人	1,750 人日分 109 人	3	2,026 人日分 125 人	3	2,223 人日分 144 人	3
就労継続支援（B型）	1,517 人日分 — 人	1,575 人日分 114 人	4	1,741 人日分 125 人	4	1,868 人日分 134 人	4
療養介護	13 人	14 人	0	14 人	0	14 人	0
短期入所（福祉型）	400 人日分 — 人	326 人日分 53 人	1	354 人日分 58 人	1	388 人日分 63 人	1
短期入所（医療型）	— 人日分 — 人	16 人日分 4 人	0	16 人日分 4 人	0	20 人日分 5 人	0

短期入所 H25年度実績は福祉型医療型 区分なし

○居住系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
共同生活援助	49 人	55 人	3	58 人	3	62 人	3
施設入所支援	117 人	105 人	1	103 人	1	100 人	1

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	区分	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	164,293	人口密度	3.923
65歳以上	36,923		

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	4,874	3.0	4.1
療育手帳所持者数	903	0.5	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	996	0.6	
精神障害に係る公費負担の受給者数	1,879	1.1	

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
972	415	42.7

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学 年	人数(人)
1 年生	27
2 年生	18
3 年生	19
合計	64

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	—	—
就職者	—	—
その他	—	—
福祉施設等の利用者	—	—
卒業生計	—	—

## 工 尾張東部圏域

### 【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

#### ○訪問系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	10,336 時間	11,541 時間	12,627 時間	13,764 時間
	— 人	595 人	641 人	690 人

#### ○日中活動系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
生活介護	11,219 人日分 — 人	12,889 人日分 688 人	23	13,855 人日分 741 人	25	14,714 人日分 790 人	26
自立訓練（機能訓練）	34 人日分 — 人	114 人日分 8 人	0	128 人日分 10 人	0	145 人日分 12 人	0
自立訓練（生活訓練）	167 人日分 — 人	129 人日分 13 人	1	168 人日分 19 人	1	195 人日分 22 人	2
就労移行支援	1,758 人日分 — 人	2,578 人日分 149 人	9	2,963 人日分 170 人	9	3,361 人日分 193 人	10
就労継続支援（A型）	2,313 人日分 — 人	3,476 人日分 174 人	11	3,995 人日分 200 人	13	4,297 人日分 217 人	13
就労継続支援（B型）	4,769 人日分 — 人	6,336 人日分 348 人	18	6,716 人日分 370 人	19	7,203 人日分 398 人	19
療養介護	12 人	15 人	0	16 人	0	17 人	0
短期入所（福祉型）	659 人日分 — 人	715 人日分 134 人	9	791 人日分 148 人	10	941 人日分 172 人	12
短期入所（医療型）	— 人日分 — 人	17 人日分 6 人	0	19 人日分 7 人	0	25 人日分 9 人	0

短期入所 H25年度実績は福祉型医療型 区分なし

#### ○居住系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
共同生活援助	144 人	180 人	20	218 人	22	253 人	26
施設入所支援	187 人	185 人	3	180 人	3	175 人	3

#### [参考]

##### (ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	区分	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	468,570	人口密度	2,035
65 歳以上	103,603		

##### (イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	13,045	2.8	3.8
療育手帳所持者数	2,331	0.5	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,584	0.6	
精神障害に係る公費負担の受給者数	4,575	1.0	

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
2,516	836	33.2

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学 年	人数(人)
1 年生	73
2 年生	63
3 年生	69
合計	205

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	0	0
就職者	0	0
その他	0	0
福祉施設等の利用者	3	100
卒業生計	3	100

才 尾張西部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	13,409 時間	14,542 時間	15,404 時間	16,190 時間
	— 人	748 人	779 人	801 人

○日中活動系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
生活介護	18,119 人日分 — 人	18,896 人日分 993 人	42	19,415 人日分 1,023 人	43	19,870 人日分 1,042 人	44
自立訓練（機能訓練）	36 人日分 — 人	62 人日分 5 人	0	64 人日分 5 人	0	66 人日分 6 人	0
自立訓練（生活訓練）	283 人日分 — 人	290 人日分 24 人	1	304 人日分 25 人	1	317 人日分 26 人	2
就労移行支援	2,244 人日分 — 人	1,937 人日分 117 人	11	2,112 人日分 128 人	11	2,289 人日分 139 人	11
就労継続支援（A型）	4,982 人日分 — 人	6,141 人日分 318 人	14	7,235 人日分 365 人	16	8,239 人日分 423 人	17
就労継続支援（B型）	6,905 人日分 — 人	8,032 人日分 426 人	28	8,722 人日分 462 人	29	9,409 人日分 499 人	30
療養介護	35 人	35 人	0	36 人	0	36 人	0
短期入所（福祉型）	1,374 人日分 — 人	1,448 人日分 208 人	28	1,587 人日分 224 人	31	1,724 人日分 241 人	34
短期入所（医療型）	— 人日分 — 人	70 人日分 13 人	0	90 人日分 18 人	1	105 人日分 20 人	1

短期入所 H25年度実績は福祉型医療型 区分なし

○居住系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
共同生活援助	240 人	267 人	54	305 人	58	345 人	61
施設入所支援	306 人	308 人	5	301 人	5	285 人	5

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26.4.1)

区分	(人)	区分	(人/k㎡)
総人口	515,497	人口密度	2,668
65歳以上	125,825		

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (H26.3.31)

区分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	17,573	3.4	4.7
療育手帳所持者数	3,459	0.7	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,086	0.6	
精神障害に係る公費負担の受給者数	5,849	1.1	

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
3,867	800	20.7

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学 年	人数(人)
1 年生	91
2 年生	78
3 年生	74
合計	243

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	3	3.6
就職者	27	32.5
その他	2	2.4
福祉施設等の利用者	51	61.4
卒業生計	83	100

カ 尾張北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	17,129 時間	19,467 時間	20,400 時間	21,309 時間
	— 人	919 人	956 人	995 人

○日中活動系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
生活介護	21,783 人日分 — 人	24,666 人日分 1,293 人	33	25,863 人日分 1,351 人	34	26,721 人日分 1,397 人	36
自立訓練（機能訓練）	35 人日分 — 人	143 人日分 10 人	0	154 人日分 11 人	0	168 人日分 12 人	0
自立訓練（生活訓練）	405 人日分 — 人	335 人日分 27 人	1	398 人日分 33 人	2	479 人日分 40 人	2
就労移行支援	1,575 人日分 — 人	2,313 人日分 137 人	9	2,588 人日分 157 人	9	2,813 人日分 172 人	10
就労継続支援（A型）	5,973 人日分 — 人	8,773 人日分 438 人	21	10,083 人日分 504 人	21	11,441 人日分 573 人	38
就労継続支援（B型）	9,791 人日分 — 人	11,328 人日分 601 人	31	12,422 人日分 652 人	32	13,401 人日分 697 人	33
療養介護	45 人	47 人	1	50 人	1	51 人	1
短期入所（福祉型）	1,111 人日分 — 人	1,249 人日分 238 人	19	1,370 人日分 258 人	21	1,428 人日分 268 人	23
短期入所（医療型）	— 人日分 — 人	92 人日分 13 人	1	110 人日分 16 人	1	112 人日分 16 人	1

短期入所 H25年度実績は福祉型医療型 区分なし

○居住系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
共同生活援助	228 人	296 人	45	347 人	47	368 人	52
施設入所支援	450 人	440 人	12	431 人	12	421 人	12

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	区分	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	730,639	人口密度	2,469
65歳以上	172,789		

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	23,206	3.2	4.4
療育手帳所持者数	4,670	0.6	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	4,302	0.6	
精神障害に係る公費負担の受給者数	8,102	1.1	

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
4,313	687	15.9

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学 年	人数(人)
1 年生	109
2 年生	127
3 年生	85
合計	321

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	0	0
就職者	75	62.0
その他	1	0.8
福祉施設等の利用者	45	37.2
卒業生計	121	100

キ 知多半島圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	16,540 時間	16,955 時間	17,531 時間	18,076 時間
	— 人	916 人	957 人	996 人

○日中活動系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
生活介護	19,922 人日分 — 人	21,580 人日分 1,119 人	65	22,610 人日分 1,168 人	66	23,659 人日分 1,229 人	67
自立訓練（機能訓練）	59 人日分 — 人	137 人日分 13 人	0	137 人日分 13 人	0	137 人日分 13 人	0
自立訓練（生活訓練）	183 人日分 — 人	260 人日分 34 人	3	263 人日分 37 人	3	271 人日分 39 人	3
就労移行支援	2,033 人日分 — 人	2,181 人日分 123 人	13	2,554 人日分 142 人	13	2,923 人日分 162 人	13
就労継続支援（A型）	2,748 人日分 — 人	3,220 人日分 190 人	13	3,504 人日分 206 人	13	3,499 人日分 203 人	13
就労継続支援（B型）	10,994 人日分 — 人	12,412 人日分 745 人	52	12,848 人日分 771 人	53	13,539 人日分 811 人	55
療養介護	32 人	165 人	0	170 人	0	176 人	0
短期入所（福祉型）	931 人日分 — 人	1,156 人日分 295 人	20	1,213 人日分 309 人	21	1,287 人日分 327 人	23
短期入所（医療型）	— 人日分 — 人	134 人日分 10 人	0	149 人日分 11 人	0	149 人日分 11 人	0

短期入所 H25年度実績は福祉型医療型 区分なし

○居住系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
共同生活援助	323 人	390 人	92	411 人	95	439 人	99
施設入所支援	259 人	262 人	16	257 人	15	251 人	15

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	区分	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	620,440	人口密度	1,586
65 歳以上	139,979		

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	19,233	3.1	4.3
療育手帳所持者数	3,942	0.6	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,643	0.6	
精神障害に係る公費負担の受給者数	6,211	1.0	

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
4,312	488	11.3

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学 年	人数(人)
1 年生	117
2 年生	95
3 年生	93
合計	305

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	3	2.8
就職者	38	34.9
その他	0	0
福祉施設等の利用者	68	62.4
卒業生計	109	100

ク 西三河北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	8,364 時間	10,287 時間	10,997 時間	11,415 時間
	— 人	374 人	382 人	389 人

○日中活動系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
生活介護	12,809 人日分 — 人	17,388 人日分 935 人	21	19,523 人日分 1,050 人	21	21,491 人日分 1,156 人	21
自立訓練（機能訓練）	19 人日分 — 人	47 人日分 5 人	0	47 人日分 5 人	0	47 人日分 5 人	0
自立訓練（生活訓練）	104 人日分 — 人	133 人日分 9 人	0	150 人日分 10 人	0	166 人日分 11 人	0
就労移行支援	1,856 人日分 — 人	1,527 人日分 87 人	7	1,709 人日分 94 人	7	1,927 人日分 106 人	7
就労継続支援（A型）	2,201 人日分 — 人	4,100 人日分 205 人	8	5,020 人日分 251 人	8	5,880 人日分 294 人	8
就労継続支援（B型）	5,713 人日分 — 人	7,227 人日分 403 人	15	7,892 人日分 440 人	15	8,503 人日分 474 人	15
療養介護	27 人	27 人	0	27 人	0	27 人	0
短期入所（福祉型）	1,069 人日分 — 人	1,484 人日分 210 人	10	1,655 人日分 234 人	10	1,821 人日分 257 人	10
短期入所（医療型）	— 人日分 — 人	101 人日分 14 人	0	117 人日分 16 人	0	133 人日分 18 人	0

短期入所 H25年度実績は福祉型医療型 区分なし

○居住系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
共同生活援助	109 人	133 人	14	142 人	14	151 人	14
施設入所支援	249 人	249 人	5	249 人	5	249 人	5

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	区分	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	480,869	人口密度	506
65歳以上	92,180		

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	14,412	3.0	4.1
療育手帳所持者数	3,052	0.6	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,438	0.5	
精神障害に係る公費負担の受給者数	4,803	1.0	

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
2,114	417	19.7

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学 年	人数(人)
1 年生	86
2 年生	87
3 年生	69
合計	242

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	0	0
就職者	61	51.3
その他	1	0.8
福祉施設等の利用者	57	47.9
卒業生計	119	100

ケ 西三河南部東圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	7,297 時間	7,240 時間	7,520 時間	7,828 時間
	— 人	573 人	644 人	725 人

○日中活動系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
生活介護	10,797 人日分 — 人	11,160 人日分 590 人	21	11,519 人日分 609 人	23	11,896 人日分 629 人	24
自立訓練（機能訓練）	33 人日分 — 人	43 人日分 3 人	0	43 人日分 3 人	0	43 人日分 3 人	0
自立訓練（生活訓練）	221 人日分 — 人	332 人日分 24 人	2	332 人日分 24 人	2	332 人日分 24 人	2
就労移行支援	1,214 人日分 — 人	1,730 人日分 100 人	6	1,923 人日分 111 人	6	2,255 人日分 128 人	7
就労継続支援（A型）	4,373 人日分 — 人	5,340 人日分 270 人	10	5,576 人日分 282 人	11	5,830 人日分 295 人	11
就労継続支援（B型）	7,833 人日分 — 人	9,612 人日分 534 人	29	10,422 人日分 579 人	30	11,250 人日分 625 人	31
療養介護	23 人	25 人	1	28 人	1	28 人	1
短期入所（福祉型）	686 人日分 — 人	758 人日分 143 人	9	822 人日分 155 人	11	888 人日分 168 人	11
短期入所（医療型）	— 人日分 — 人	24 人日分 4 人	1	30 人日分 5 人	1	30 人日分 5 人	1

短期入所 H25年度実績は福祉型医療型 区分なし

○居住系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
共同生活援助	80 人	97 人	9	108 人	12	119 人	15
施設入所支援	230 人	231 人	5	231 人	5	230 人	5

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26.4.1)

区分	(人)	区分	(人/k㎡)
総人口	414,668	人口密度	934
65歳以上	84,605		

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (H26.3.31)

区分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	12,618	3.0
療育手帳所持者数	2,600	0.6
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,841	0.7
精神障害に係る公費負担の受給者数	4,683	1.1

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
2,131	417	19.6

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学 年	人数(人)
1 年生	64
2 年生	64
3 年生	70
合計	198

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	5	6.3
就職者	23	29.1
その他	3	3.8
福祉施設等の利用者	48	60.8
卒業生計	79	100

コ 西三河南部西圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	13,893 時間	15,506 時間	16,404 時間	17,252 時間
	— 人	695 人	730 人	765 人

○日中活動系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
生活介護	21,391 人日分 — 人	23,376 人日分 1,239 人	37	24,421 人日分 1,290 人	39	25,486 人日分 1,342 人	39
自立訓練（機能訓練）	65 人日分 — 人	75 人日分 6 人	0	75 人日分 6 人	0	75 人日分 6 人	0
自立訓練（生活訓練）	89 人日分 — 人	170 人日分 14 人	2	155 人日分 14 人	2	159 人日分 15 人	2
就労移行支援	2,593 人日分 — 人	3,077 人日分 198 人	12	3,369 人日分 225 人	12	3,751 人日分 253 人	12
就労継続支援（A型）	5,991 人日分 — 人	7,146 人日分 407 人	19	7,863 人日分 445 人	19	8,265 人日分 469 人	19
就労継続支援（B型）	9,085 人日分 — 人	10,738 人日分 643 人	34	11,227 人日分 672 人	34	11,716 人日分 702 人	35
療養介護	37 人	40 人	0	42 人	0	44 人	0
短期入所（福祉型）	1,033 人日分 — 人	1,197 人日分 291 人	15	1,250 人日分 303 人	17	1,298 人日分 314 人	17
短期入所（医療型）	— 人日分 — 人	16 人日分 2 人	0	16 人日分 2 人	0	16 人日分 2 人	0

短期入所 H25年度実績は福祉型医療型 区分なし

○居住系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
共同生活援助	273 人	330 人	46	364 人	48	393 人	49
施設入所支援	364 人	364 人	5	358 人	5	353 人	5

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26.4.1)

区分	(人)	区分	(人/k㎡)
総人口	680,433	人口密度	1,880
65歳以上	135,737		

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (H26.3.31)

区分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	19,887	2.9	4.1
療育手帳所持者数	4,151	0.6	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,642	0.5	
精神障害に係る公費負担の受給者数	7,808	1.1	

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
4,255	789	18.5

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学 年	人数(人)
1 年生	126
2 年生	108
3 年生	118
合計	352

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	3	4.7
就職者	20	31.3
その他	2	3.1
福祉施設等の利用者	39	60.9
卒業生計	64	100

サ 東三河北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	1,091 時間 — 人	1,413 時間 77 人	1,510 時間 83 人	1,613 時間 89 人

○日中活動系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
生活介護	2,618 人日分 — 人	2,516 人日分 134 人	7	2,599 人日分 139 人	7	2,658 人日分 142 人	7
自立訓練（機能訓練）	0 人日分 — 人	22 人日分 1 人	0	22 人日分 1 人	0	44 人日分 2 人	0
自立訓練（生活訓練）	0 人日分 — 人	26 人日分 1 人	0	26 人日分 1 人	0	150 人日分 7 人	1
就労移行支援	328 人日分 — 人	386 人日分 25 人	2	436 人日分 29 人	2	511 人日分 33 人	2
就労継続支援（A型）	552 人日分 — 人	639 人日分 29 人	1	842 人日分 39 人	1	1,136 人日分 52 人	1
就労継続支援（B型）	1,133 人日分 — 人	1,252 人日分 70 人	4	1,320 人日分 74 人	4	1,390 人日分 78 人	4
療養介護	7 人	7 人	0	7 人	0	8 人	0
短期入所（福祉型）	211 人日分 — 人	176 人日分 29 人	4	207 人日分 35 人	4	243 人日分 66 人	4
短期入所（医療型）	— 人日分 — 人	31 人日分 5 人	0	31 人日分 5 人	0	36 人日分 6 人	0

短期入所 H25年度実績は福祉型医療型 区分なし

○居住系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
共同生活援助	53 人	63 人	4	71 人	4	80 人	4
施設入所支援	84 人	85 人	3	84 人	3	79 人	3

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	区分	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	57,434	人口密度	55
65 歳以上	19,595		

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	2,664	4.6	6.0
療育手帳所持者数	448	0.8	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	349	0.6	
精神障害に係る公費負担の受給者数	628	1.1	

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
798	216	27.1

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学 年	人数(人)
1 年生	10
2 年生	8
3 年生	4
合計	22

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	—	—
就職者	—	—
その他	—	—
福祉施設等の利用者	—	—
卒業生計	—	—

シ 東三河南部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	17,564 時間	18,789 時間	19,593 時間	20,151 時間
	— 人	865 人	888 人	913 人

○日中活動系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
生活介護	30,328 人日分 — 人	33,093 人日分 1,544 人	44	33,831 人日分 1,577 人	45	34,571 人日分 1,610 人	47
自立訓練（機能訓練）	5 人日分 — 人	89 人日分 4 人	0	89 人日分 4 人	0	89 人日分 4 人	0
自立訓練（生活訓練）	504 人日分 — 人	687 人日分 31 人	2	731 人日分 33 人	2	753 人日分 34 人	2
就労移行支援	2,092 人日分 — 人	3,539 人日分 192 人	18	3,921 人日分 211 人	21	4,676 人日分 247 人	23
就労継続支援（A型）	4,017 人日分 — 人	4,753 人日分 217 人	12	5,034 人日分 241 人	12	5,422 人日分 260 人	14
就労継続支援（B型）	11,254 人日分 — 人	12,062 人日分 724 人	39	12,343 人日分 741 人	39	12,629 人日分 758 人	40
療養介護	38 人	39 人	1	40 人	1	46 人	2
短期入所（福祉型）	1,689 人日分 — 人	1,817 人日分 246 人	24	1,854 人日分 251 人	24	1,906 人日分 258 人	24
短期入所（医療型）	— 人日分 — 人	66 人日分 11 人	0	82 人日分 12 人	0	92 人日分 15 人	1

短期入所 H25年度実績は福祉型医療型 区分なし

○居住系サービス

種類	H25年度／実績	H27年度	事業所数	H28年度	事業所数	H29年度	事業所数
共同生活援助	341 人	393 人	45	425 人	48	463 人	53
施設入所支援	577 人	570 人	11	561 人	11	549 人	11

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26.4.1)

区分	(人)	区分	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	697,175	人口密度	1,044
65歳以上	165,596		

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (H26.3.31)

区分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	22,914	3.3
療育手帳所持者数	4,659	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	4,228	0.6
精神障害に係る公費負担の受給者数	8,017	1.1

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
5,579	356	6.4

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H23. 5. 1)

学 年	人数(人)
1 年生	148
2 年生	150
3 年生	133
合計	431

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	4	2.6
就職者	34	22.2
その他	2	1.3
福祉施設等の利用者	113	73.9
卒業生計	153	100

利用者が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするため、利用者支援の仕組みづくりや質の高いサービスの提供が求められています。

県は、人材の養成、サービスの評価、障害のある人の権利擁護や虐待防止など、適切なサービスの選択・利用を支援する仕組みを身近な地域に整備していきます。

## 1 サービス提供に係る人材の育成

### ○ 福祉の場で働く人材の確保

これまで、福祉人材の確保を図るため、愛知県社会福祉協議会に福祉人材センターを設置し、福祉人材無料職業紹介事業の実施や、福祉の就職総合フェアの開催、福祉の仕事を希望する人への講習会などを実施してきました。

引き続き、福祉人材センターを中心に、福祉の場で働く意欲のある人材の確保に取り組んでいきます。

### ○ 相談支援専門員研修の実施

相談支援専門員はサービス利用計画の作成やモニタリング、地域移行・地域定着に向けた相談支援等を行うなど、重要な役割を担っていますので、養成研修により資質の向上及び量的確保を図っていきます。

### ○ サービス管理責任者等研修の実施

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく事業の実施に当たっては、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の配置が必要ですが、その資格取得のための研修受講のニーズに十分対応できていません。サービス管理責任者等はサービスの質の確保のため、利用者ごとの個別支援計画の策定や共通のアセスメント項目により利用者へのサービス内容の継続的な評価を行うことや、それらケアマネジメントプロセス全般に権利擁護及び虐待防止を図っていくなど重要な役割を果たしていますので、引き続き質の向上を図るとともに、研修定員の確保に努めていきます。

### ○ 福祉施設・事業所職員研修の実施

名古屋市及び中核市を除く福祉施設・事業所職員に対しては、愛知県社会福祉協議会に委託して、研修を継続的に行っています。また、23年度から開始した現任のサービス管理責任者向けの研修も引き続き実施していきます。今後も、福祉を取り巻く制度改正やますます増加・多様化するニーズに的確に対応するための研修を実施し、質の高い福祉サービスを提供できる人材の養成を行っていきます。

## ○ 訪問系サービス従業者養成研修の実施

居宅介護従業者、同行援護従業者、重度訪問介護従業者、行動援護従業者等の各訪問系サービスの従業者養成研修については、それぞれの研修事業者を指定し、人材の養成を行っていきます。

## ○ 喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成

喀痰吸引等の業務を行う事業者や介護職員等に対し研修を行う機関の登録を適切に行うことにより、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めます。

## ○ 強度行動障害者への支援を行う人材の育成

自傷や他害行為に代表される著しい行動障害がある人に対して適切な支援が行えるよう、研修事業者を指定するなどして強度行動障害支援者養成研修を実施し、人材の養成を図っていきます。

---

## 2 サービス提供事業者に対する第三者評価

---

事業者の提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するのが、福祉サービス第三者評価です。

第三者評価は、事業者が必ず受審しなければならないものではありませんが、受審することによって、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上につなげることができ、また、評価を受けた結果が公表されることにより、利用者にとっても、適切なサービスの選択が可能となります。

県は、平成16年9月に愛知県社会福祉協議会内に推進組織（愛知県福祉サービス第三者評価推進センター）を置き、障害福祉施設等の評価基準の作成や福祉サービス第三者評価機関の認証、評価調査者養成研修の実施など、事業の充実強化に取り組んでいます。

今後も、福祉サービスを受ける人の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、ホームページを活用して福祉サービス第三者評価制度の周知を行うとともに、指定事業者集団指導の場等で、制度の積極的な受審を促していきます。

---

## 3 障害のある人の権利擁護

---

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が施行されました。

障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置くなどの必要な体制を整備するとともに、従業者に対して、研修を実施するなどの措置が求められています。

また、県は愛知県障害者権利擁護センターを、市町村は市町村障害者虐待防止セン

ターを中心として、関係団体とのネットワークを構築し、虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止に努める体制を整備するとともに、市町村は虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害者の安全の確認や事実確認ができる体制を整備することが必要です。

また、平成28年4月1日からは、障害者差別解消法が施行され、差別を解消するための措置として差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が、差別を解消するための支援措置として啓発活動などが求められます。

県は、障害のある人への虐待の防止のみならず、人権侵害や様々な不利益や不都合な環境をなくすとともに、障害のある人の諸権利の擁護について、次のような取組を積極的に進めていきます。

#### ○ 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

相談支援事業所職員、障害福祉サービス事業所の管理者及び従業者等を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、障害者虐待防止、権利擁護等の専門的知識を有する人材の確保と資質の向上を図っていきます。

#### ○ サービス事業者に対する指導・監督

障害者総合支援法及び児童福祉法では、障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者並びに障害者支援施設及び障害児入所施設の設置者、(特定・障害児・一般)相談支援事業者は、障害のある人の人格を尊重するとともに、虐待の防止のための措置を講じなければならないと規定されています。

県は、サービス事業者等に対し、虐待の防止の取組、身体拘束の禁止など法令等で定められた事業運営の基準を遵守させるとともに、良質な事業者を育成し適正な障害福祉サービス等の提供が図られるよう、継続かつ定期的に指導・監督を行っていきます。

また、事業者において虐待が行われた場合には、障害者虐待防止法に基づき、関係法律に基づく適切な権限の行使を行い、速やかに適切な措置を講じます。

#### ○ 市町村に対する助言・指導

障害者総合支援法は、市町村の責務として、障害のある人に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うこと、その他障害のある人の権利の擁護のために必要な援助を行うことを規定しています。

また、障害者虐待防止法では、特に家庭内における虐待の防止について、市町村が大きな役割を担うこととされています。

県は、市町村が行う相談支援事業が、協議会を活用すること等により、適切に実施され、障害のある人の権利が擁護され、虐待の未然防止につながるよう、必要な助言・指導を行っていきます。

## ○ 適切な苦情解決

各事業所は苦情の迅速かつ自主的な解決を目指すため、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員を配置することとなっています。

また、愛知県社会福祉協議会には、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査、あっせん、県知事への通知を行うことを役割とする運営適正化委員会が設置されています。

適切な苦情解決は、福祉サービスに対する満足度の向上や虐待防止に資することから、県は今後も、サービス提供事業者等に対する継続かつ定期的な指導・監督を行うとともに、運営適正化委員会についてリーフレットを作成し周知を行うなど、その実効性の強化を図っていきます。

## ○ 成年後見制度の活用等権利擁護の推進

平成 11 年 10 月から、愛知県社会福祉協議会において、知的障害や精神障害などで判断能力に支援を要する人の権利擁護に資することを目的として、利用者との契約に基づき、福祉サービスや苦情解決制度の利用の援助、日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業が実施されています。

また、平成 12 年には、知的障害や精神障害などで判断能力が不十分な人を保護し、支援する成年後見制度が創設されました。

平成 22 年の障害者自立支援法の改正では、この成年後見制度の利用支援事業が、市町村の実施する地域生活支援事業の必須事業へ格上げされました。

県は、相談支援従事者、市町村職員、福祉サービス従事者等を対象に研修会を開催し、成年後見制度の普及啓発や成年後見センターの未設置地域での設立、成年後見センターと市町村等との連携強化を支援し、障害のある人の権利擁護を図っていきます。

## ○ 偏見・差別の意識の解消

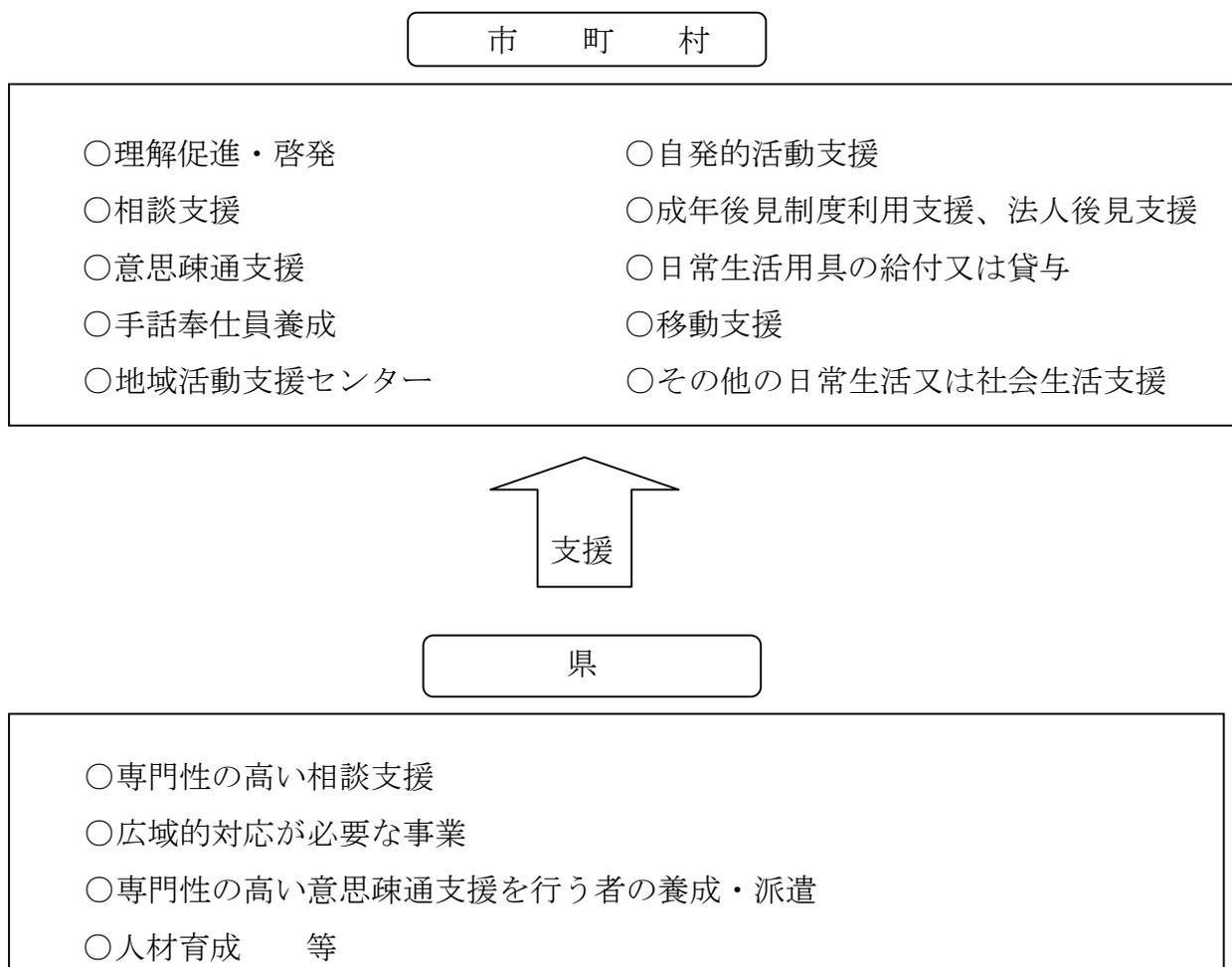
障害者差別解消法では、国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとされています。

障害のある人の安心した地域生活の確保とノーマライゼーションの理念の浸透を図るため、講演会の開催などにより、地域住民に対して、障害のある人に対する偏見・差別の意識の解消に向けた普及啓発（障害及び障害者に対する県民理解促進事業、こころの健康フェスティバルの実施等）を推進していきます。

相談支援、意思疎通支援、移動支援などの地域生活支援事業は、障害のある人が安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が主体となって実施するものです。

相談支援、意思疎通支援、移動支援等の地域生活支援事業については、広くその利用について周知をしていく必要があります。

都道府県の行う地域生活支援事業としては、特に専門性の高い相談支援事業、広域的な対応が必要な事業や指導者育成事業などを実施することとされていることから、県は、専門性・広域性の視点から、地域生活支援事業を展開していきます。



## 1 専門性の高い相談支援事業

### (1) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害のある人に対する支援を総合的に行う拠点として、平成 15 年 5 月に愛知県心身障害者コロニー内に、愛知県自閉症・発達障害支援センター（平成 18 年 4 月から、あいち発達障害者支援センターに改称）を開設し、相談支援（発達支援、生活

支援、就労支援を含む)、人材育成、情報発信、普及啓発などを実施しています。

引き続き、あいち発達障害者支援センターでは、発達障害のある人とその家族等に対する相談支援などの直接的支援はもとより、各ライフステージにおける支援者の育成を行うとともに、生涯を通じて一貫した支援がなされるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等各分野の関係機関との連携強化に努め、総合的な支援体制整備を進めていきます。

また、市町村に配置した「発達障害支援指導者」を活用し、平成20年度から21年度にかけて「愛知県発達障害者支援試行事業」で開発した「地域支援プログラム」及び「家族支援プログラム」の普及及び市町村の支援体制の強化に努めていきます。

なお、事業の推進に当たっては、名古屋市発達障害者支援センターと連携を図り、実施していきます。

#### 【サービス見込量】

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)
発達障害者支援センター運営事業	1	1,400	1	1,400	1	1,400

#### (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

平成18年10月から、名古屋市総合リハビリテーションセンターを県内の支援拠点機関として指定し、高次脳機能障害及びその関連障害のある人に対する専門性の高い相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を実施しています。

引き続き、名古屋市総合リハビリテーションセンターを拠点に、高次脳機能障害及びその関連障害のある人の支援を進めていきます。

#### 【サービス見込量】

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)
高次脳機能障害及び関連機能障害支援普及事業	1	580	1	590	1	600

※ 実利用見込者数は、名古屋市総合リハビリテーションセンターにおける相談支援実人員について計上

### (3) 障害児等療育支援事業

障害児への相談支援は、児童相談センターで実施するとともに、在宅での療育に関する相談、指導について、県内 13 箇所の支援・拠点施設において、障害児等地域療育支援事業を実施しています。

また、在宅の障害児等の地域生活を支えるため、身近な地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等への療育上の指導や助言を充実していきます。

#### 【サービス見込量】

事業名	27年度	28年度	29年度
障害児等療育支援事業	13 箇所	13 箇所	13 箇所

### (4) 障害者就業・生活支援センター運営事業

知事が指定する社会福祉法人等が運営主体となって、就労支援と生活支援を専門に担当する職員を 12 箇所の障害者就業・生活支援センターに配置し、職場定着が困難な障害のある人等に対し、就業や日常生活上の相談支援を実施し、障害のある人に対する、地域における就業面及び生活面での一体的な支援を推進していきます。

なお、人口規模（障害者数）の大きな障害福祉圏域については、障害のある人の利便性を考慮し、障害者就業・生活支援センターの複数設置を検討していきます。

◆設置状況（平成 26 年 4 月 1 日現在） ＊括弧内は、活動地域

- ① 豊橋障害者就業・生活支援センター（東三河南部及び北部圏域）
- ② 知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」（知多半島圏域）
- ③ なごや障害者就業・生活支援センター（名古屋圏域）
- ④ 西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪」（西三河南部東圏域）
- ⑤ 尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」（尾張西部圏域）
- ⑥ 尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」（尾張北部及び中部圏域）
- ⑦ 尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」（尾張東部圏域）
- ⑧ 西三河北部障がい者就業・生活支援センター（西三河北部圏域）
- ⑨ 海部障害者就業・生活支援センター（海部圏域）
- ⑩ 東三河北部障がい者就業・生活支援センター「ウィル」（東三河北部圏域）
- ⑪ 尾張中部障害者就業・生活支援センター（尾張中部圏域）
- ⑫ 西三河南部西障がい者就業・生活支援センター（西三河南部西圏域）

## 【サービス見込量】

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)
障害者就業・生活支援センター運営事業	12	5,000	12	5,330	12	5,680

※ 実利用見込者数は、登録者数について計上

## 2 広域的な支援事業

### (1) 相談支援体制整備事業

平成27年度から、障害福祉サービスの利用を申請する全ての人に、サービス等利用計画の作成が必要となりました。

#### ア 相談支援体制整備事業

相談支援に関し圏域（名古屋市を除く11圏域）を担当するアドバイザー及び専門アドバイザーを設置し、市町村や地域の相談支援事業者からの要請に基づき、地域でのネットワーク構築に向けた指導・調整や地域単独では対応困難な事例や専門分野に係る助言、基幹相談支援センターの設置に向けた助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導など広域的な支援を行うことにより、引き続き相談支援体制の充実を進めていきます。

#### イ 愛知県障害者自立支援協議会

市町村の相談支援体制の充実のため、広域的見地から協議を行う場として、引き続き、愛知県障害者自立支援協議会や圏域会議を開催し、相談支援体制の状況を把握、評価していきます。

愛知県障害者自立支援協議会の協議結果については、圏域を担当する地域アドバイザーを通して市町村に対し助言・周知を図っていきます。

### (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

#### ア 精神障害者地域精神保健福祉推進協議会

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、地域の行政機関、福祉サービス事業者、精神障害者家族会等で構成される地域精神保健福祉推進協議会を開催し、精神障害のある人の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

#### 【12保健所で年1回開催】

#### イ ピアサポートの活用

社会の偏見が依然少なくない精神障害のある人にとっては、同じ悩み・苦しみを経験したピア（仲間）の存在と助言は大きな意味を持っています。

当事者が経験に基づく支援を充実する観点や、精神障害のある人が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポートの積極的な活用を努めます。【ピアサポーター実施件数 年400件】

#### ウ アウトリーチ訪問支援事業

精神科医療の必要な未受診者や、ひきこもり等の精神障害者に対して多職種による包括的な支援体制の確立を図ります。【アウトリーチチーム設置数 2】

#### エ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

災害、事故等においては、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を始めとする様々な心理的な反応が生じることから、専門的なケアが必要です。

災害時等の緊急時において、専門的な心のケアに関する対応や被災によって失われた精神科病院機能への支援が円滑に行われるよう、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備していきます。【委員会 年1回開催】

---

### 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣

---

#### (1) 手話通訳者養成研修事業

聴覚障害のある人の自立と社会参加を図るために、身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施していきます。【目標養成者数 年40人】

#### (2) 手話通訳者派遣事業

聴覚障害のある人の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に手話通訳者を派遣していきます。

【年64人】

#### (3) 要約筆記者養成研修事業

中途失聴者、難聴者の自立と社会参加を図るために、要約筆記者を養成する研修を実施していきます。【目標養成者数 年20人】

#### (4) 要約筆記者派遣事業

中途失聴者、難聴者の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に要約筆記者を派遣していきます。

【年45件】

(5) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者通訳・介助員を養成する研修を実施していきます。【目標養成者数 年 20 人】

(6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を実施していきます。【23 人登録】

(7) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者及び要約筆記者の市町村域を越えた派遣が市町村において適切に実施されるよう、市町村相互間の連絡調整を行います。

---

## 4 人材育成等その他の事業

---

(1) 障害支援区分認定調査員等研修事業

障害者給付に係る認定調査等に従事する人を対象に、必要な知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るため、障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修を実施していきます。

(2) 相談支援従事者等研修事業

精神障害の理解促進や平成 27 年度から障害福祉サービスを申請する全ての人にサービス等利用計画の作成が必要となったことに伴い、これから相談支援事業等に従事する人を対象に、相談支援従事者初任者研修を実施し、必要な知識・技能を習得させ、相談支援専門員の量的確保を図ります。

また、相談支援専門員を対象に、資質の向上を図るため相談支援従事者現任研修を実施するとともに、より一層の専門性を図るための専門コース別研修を実施していきます。

【初任者研修目標修了者数 年 400 名、現任研修目標修了者数 年 200 名】

(3) サービス管理責任者等研修事業

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画作成、サービス内容の評価等を行うため配置されるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成研修を実施していきます。

【目標養成者数 サービス管理責任者 年 400 名／児童発達支援管理責任者 年 200 名】

#### (4) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び知的障害者相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るために、相談員を対象に研修を実施していきます。

【身体、知的 年各1回開催】

#### (5) 視聴覚障害者情報提供施設運営事業

昭和43年10月から明生会館を設置、平成27年4月からはあいち聴覚障害者センターを設置し、視聴覚障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や他人との意思疎通ができるように、個々の障害に対応した支援の充実を図ることで、情報のバリアフリー化を進めていきます。

#### (6) 盲人ホーム事業

自営又は雇用されることが困難な、あんま師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害者に対し、活動施設の提供と必要な技術の指導を、県盲人福祉連合会に委託し、実施していきます。【実施場所：明生会館盲人ホーム 定員20名】

#### (7) 障害者社会参加促進事業

障害のある人の社会参加と自立を促進するために、次の社会参加促進事業を実施していきます。

##### ア 情報支援等事業

(点字即時情報ネットワーク事業、字幕入り映像ライブラリー事業 等)

障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な人に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図っていきます。

##### イ 障害者IT総合推進事業

障害のある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者ITサポートセンターを拠点として、各IT関連事業を総合的かつ一体的に実施し、ITを活用して障害のある人の社会参加を一層促進していきます。

##### ウ 生活訓練事業

(音声機能障害者発声訓練事業、オストメイト社会適応訓練事業等)

障害のある人の生活の質的向上を図るために日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

##### エ 身体障害者補助犬育成事業

障害のある人の社会活動及び自立更生に役立つ補助犬の無償貸与を図るために、補助犬の育成費を助成していきます。

オ 社会参加促進事業

障害のある人の社会参加を一層促進するため、社会復帰促進事業（社会復帰促進講習会等）、広報普及啓発事業、手話奉仕員指導者養成研修事業、点訳・音訳奉仕員養成研修事業等を実施していきます。

カ スポーツ振興事業

身体、知的、精神障害者のスポーツ大会開催事業、全国障害者スポーツ大会への選手派遣事業等を実施していきます。

キ 障害者芸術活動参加促進事業

平成 28 年度第 16 回障害者芸術・文化祭など、障害のある人が作成したアート作品を広く県民が鑑賞することにより、障害に対する理解を深めるためのアート展の開催や、芸術大学等の講師や学生等が県内の障害者入所施設等を巡回し、絵画教室等の出前講座を開催していきます。

本計画に記載した様々な取組については、今後施策化・事業化を目指すものも含まれており、市町村や愛知労働局などの関係行政機関、教育委員会等の教育関係機関、障害者団体やサービス事業者、医療関係機関など障害のある人の自立と社会参加に関わる関係者の御意見を聴きながら、「あいち はぐみんプラン」等、子育て支援関係施策とも連携・協働して進めていきます。

本計画の推進に当たっては、毎年度、各障害福祉サービスの実施状況、福祉施設等からの地域生活移行や一般就労への移行などについての状況を把握し、計画の進行管理を的確に行うことが必要です。

また、平成 23 年の障害者基本法の改正及び障害者虐待防止法の制定、平成 24 年の障害者自立支援法の改正による平成 25 年からの障害者総合支援法の施行、平成 25 年 6 月に成立した障害者差別解消法等の、国内法令の整備が進み、平成 26 年 1 月に国連の障害者権利条約を批准し同年 2 月に効力が発生したところであり、今後も、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化することが予想され、それを受けた対応が必要になると考えられます。

第 3 期計画からは、改正された障害者基本法に基づき、愛知県障害者施策審議会で、県の障害者施策の実施状況を監視し、本計画の推進を図ってまいりました。

第 4 期計画期間においても、県の障害者施策の実施状況の監視機能が適切に発揮されるよう、成果目標及び活動指標については、各年度における実績を把握し、十分な報告を行い、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行います。

更に、障害者総合支援法に基づく愛知県障害者自立支援協議会にも計画の実績報告を行い、今後の計画の推進に向けた意見を聴くこととします。

これらの機関での審議を PDCA サイクルに組み込み、計画の着実な推進を図ります。

今後、分析・評価を実施し、必要があると認める時には、計画推進のための取組、更には計画自体の見直し等の措置を講ずることとします。

## 用語説明一覧

あ

### 【愛知障害者職業センター（地域障害者職業センター）】

障害のある人の雇用を図るため、ハローワーク等と密接な連携を取りながら、障害のある人と事業主に対する職業リハビリテーションを実施しています。

い

### 【意思疎通支援事業】

障害のある人とない人の意思疎通を支援するため、平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法において、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成等を行う制度として「意思疎通支援」が規定されました。意思疎通を支援するための手段としては、聴覚障害者への手話通訳や要約筆記、盲ろう者への触手話や指点字等、視覚障害者への代読や代筆、知的障害や発達障害のある人とのコミュニケーション、重度の身体障害者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達などがあります。

え

### 【NPO】

広義には、民間非営利組織を意味し、公益法人、社会福祉法人、学校法人等の法人格を有する団体のみでなく、ボランティア団体など法人格をもたない団体も含まれます。なお、狭義には、特定非営利活動促進法により、法人格を取得したボランティア団体を始めとする民間非営利団体のことを言います。

お

### 【オストメイト】

大腸やぼうこうなどの病気治療のため外科手術により人工肛門や人工ぼうこうとなられた人のことです。

き

### 【基幹相談支援センター】

市町村が設置する地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、相談機能、権利擁護・虐待防止、地域移行支援・地域定着支援等の役割を持つものです。

### 【協議会（障害者自立支援協議会）】

相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として地方公共団体が設置します（障害者総合支援法に基づく努力義務）。なお、「自立支援協議会」という名称は、現在は法に規定されたものではなく、地方自治体における固有名称となっています。

### 【共同生活援助】

地域において共同生活を営むのに支障のない障害のある人に対して、主として夜間において共同生活を営む住居で相談や入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。一般的にはグループホームと呼ばれています。

## 【居宅介護】

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。ホームヘルプサービスと呼ばれています。

け

## 【計画相談支援】

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービスです。

こ

## 【高次脳機能障害】

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障害のことです。

## 【高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業】

名古屋市総合リハビリテーションセンターを本県の高次脳機能障害者への支援拠点とし、高次脳機能障害及びその関連障害に対する専門的な相談支援や、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い、高次脳機能障害及びその関連障害に対して適切な支援が提供される体制を整備することを目指した事業です。

## 【行動援護】

自己判断能力が制限されている障害のある人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行うサービスです。

さ

## 【サテライト型住居】

一人で暮らしたいという障害のある人のニーズに応えるため、平成26年4月から創設されました。

本体のグループホーム住居から概ね20分以内で移動することが可能な距離にサテライト型住居をグループホームの運営事業者が確保し、本体のグループホーム住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に相互に交流を図ることができるように、事業者は必要な支援を行います。

早期（原則3年以内）に一般住宅等への移行が可能であると見込まれる障害のある人が、サテライト型住居を利用できます。

## 【サービス等利用計画作成】

障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、指定相談支援事業者が、計画的なプログラムの作成等の支援を行うサービスです。

し

## 【施設入所支援】

施設に入所している障害のある人に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供する

サービス。対象者は、平日の日中は、日中活動のサービスを利用します。

#### 【視聴覚障害者情報提供施設】

無料または低額な料金で、点字刊行物や視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物等の製作を行ったり、利用に供するとともに、点訳若しくは手話通訳等を行う者の養成・派遣、点字刊行物等の普及促進、視聴覚障害者に対する情報機器の貸出しや、相談等を行う施設を指します。点字図書館、点字出版施設および聴覚障害者情報提供施設があります。

#### 【児童発達支援】

身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練や相談など、通所による指導訓練等を行います。

#### 【児童発達支援センター】

「児童発達支援」としての指導訓練等のほかに、地域の障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての機能を持つ施設を指します。

なお、児童発達支援センターには、「福祉型」と「医療型」があり、「医療型児童発達支援センター」は、肢体不自由児や重症心身障害児に対し、必要な知識技能の付与等のほか、治療を行います。

#### 【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

#### 【就労継続支援（A型）】

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供するものです。

#### 【就労継続支援（B型）】

一般企業等での就労が困難な障害のある人や、一定の年齢に達している障害のある人に一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービス。雇用契約は結びません。

#### 【住宅入居支援等事業】

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業（居住サポート事業）です。

#### 【重度障害者等包括支援】

介護の必要性がとて高い障害のある人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

### 【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者若しくは重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする障害のある人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

### 【障害者虐待防止法】

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」であり、平成23年6月24日に公布され、平成24年10月1日に施行されました。法律では、障害者虐待を、①養護者、②福祉施設従事者等、③使用者によるものと3つに分類し、i 身体的虐待、ii 性的虐待、iii 心理的虐待、iv ネグレクト、v 経済的虐待の5つの類型に規定しているほか、何人も虐待をしてはならないこと、虐待の防止に係る国及び地方公共団体の責務、虐待を発見した人の通報義務、対応の窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」の設置などが規定されています。

### 【障害者権利条約】

正式名称は「障害者の権利に関する条約」であり、国は平成26年1月20日に批准し、条約の効力は平成26年2月19日に発生しました。条約では、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止など、障害のある人の権利を実現するための措置などが規定されています。

### 【障害者差別解消法】

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」であり、平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行されます。法律では、差別を解消するための措置として差別的取扱いの禁止（国・地方公共団体等・民間事業者：法的義務）や合理的配慮の不提供の禁止（国・地方公共団体等：法的義務／民間事業者：努力義務）及び差別を解消するための支援措置として啓発活動などが規定されています。

### 【障害者支援施設】

障害のある人に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設です。

### 【障害者試行雇用事業】

障害のある人を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れてもらうことにより、事業主に対して障害者雇用についての理解を促し、常用雇用への移行を進めることを目的としたもので、原則3か月の期間で、公共職業安定所が窓口となります。

### 【障害者就業・生活支援センター】

就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る機関であり、都道府県知事がその指定を行っています。

### 【障害者職業能力開発施設】

就職を希望する障害のある人が自己の能力に適応する職種について、必要な知識と技能を習得することにより、就職及び自立を容易にし、社会で活躍できるよう援助するための施設です。

### 【障害者総合支援法】

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」であり、平成26年6月27日に公布され、平成25年4月1日（一部は平成26年4月1日）に施行されました。法律では、障害者基本法の改正を踏まえて法律の基本理念を新たに規定するとともに、①障害者の範囲に難病を追加、②「障害程度区分」に代わる「障害支援区分」を創設、③重度訪問介護の対象を知的障害・精神障害に拡大、④ケアホームのグループホームへの一元化、⑤地域生活支援事業の必須事業として意思疎通支援を行う者の養成研修などが規定されています。

### 【障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業】

障害のある人が居住する地域で、多様な委託先を活用した職業訓練を実施し、障害のある人の雇用の促進を目指すもので、一般就労への移行支援に取り組んでいる社会福祉法人等に委託して、就職の促進を図っています。

### 【障害児入所施設】

障害児に対して、障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行う入所施設です。

なお、障害児入所施設には、「福祉型」と「医療型」があり、「医療型障害児入所施設」は肢体不自由児や重症心身障害児、自閉症児に対し、必要な知識技能の付与等のほか、治療を行う施設を指します。

### 【障害福祉サービス】

障害者総合支援法においては、個別給付としての自立支援給付に係る諸サービスを示す用語として使われ、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を指します。

### 【障害保健福祉圏域】

市町村の範囲を越えた障害者施策の広域的な実施や、障害者施設の地域バランスを考慮した配置を進めるため設定した区域。本県においては2次医療圏や老人保健福祉圏域と同じ12圏域としています。

### 【職業適応援助者】

一般に「ジョブコーチ」と呼ばれ、障害のある人と一緒に職場に入り、障害のある人が一人で作業できるよう作業遂行上の支援をしたり、安定した職業生活が送れるよう支援を行う人のことです。必要に応じて、事業所や家族に対しても提案・助言を行い、障害のある人・事業所・家族の架け橋となるような支援を行っています。平成17年10月から地域障害者職業センターにおいてジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、ジョブコーチ助成金を活用して支援ができるようになりました。

### 【自立訓練（機能訓練）】

身体障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

### 【自立訓練（生活訓練）】

知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期

間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

## せ

### 【生活介護】

常に介護を必要とする障害のある人に、主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。

### 【成年後見制度】

家庭裁判所で選任された成年後見人や保佐人等が、精神上の障害により判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行います。

## そ

### 【相談支援事業】

相談支援事業は基本相談支援（障害児（者）及び保護者からの相談、情報提供、連絡調整）、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、計画相談支援（サービス等利用計画を作成し、事業者などとの連絡調整）を行う事業となっています。

### 【相談支援従事者研修】

地域の相談支援体制の充実を図るため、障害のある人等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなどにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする研修です。

## た

### 【短期入所】

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人等が短期間、夜間も含め、施設へ入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスです。

## ち

### 【地域移行支援】

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行うサービスです。

### 【地域生活支援事業】

地域の実情に応じて柔軟に行われることが望ましい事業として、相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援センター等の事業が地域生活支援事業として法定化されました。都道府県及び市町村が柔軟に事業を展開できるようになっています。

### 【地域定着支援】

常時の連絡体制を確保し、障害の特性を原因として生じた緊急の事態等の相談などを行うサービスです。

## と

### 【同行援護】

視覚障害により移動が著しく困難な障害のある人の外出時に必要な代筆・代読を含む視覚

的情報の支援や移動の援護等を行うサービスです。

### 【特別支援学校】

本県では、視覚障害者、聴覚障害者に対する教育を主として行う学校としてそれぞれ盲学校、ろう学校を、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を主として行う学校として知肢病特別支援学校を設置しています。

の

### 【ノーマライゼーション】

障害のある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方で、障害者施策の根本理念です。

は

### 【発達障害者支援センター運営事業】

自閉症等の発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として心身障害者コロニーに「あいち発達障害者支援センター」を設置しており、相談対応、療育・就労支援や、情報提供、施設職員等への研修、関係機関・団体との連絡調整を実施し、発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を目指した事業です。

ふ

### 【福祉サービス第三者評価事業】

第三者評価機関が、福祉サービスの質を公正・適切に評価する体制作りを推進することにより、利用者の適切なサービス選択に資する情報提供及び福祉サービスの質の向上を目指す事業であり、具体的には、「愛知県福祉サービス第三者評価推進センター」を愛知県社会福祉協議会内に設置し、①第三者評価機関の認証の審査、②第三者評価基準の策定、③評価調査者養成研修を実施しています。

### 【福祉人材無料職業紹介事業】

福祉に関する人材の登録（求人・求職者）、職業紹介、情報提供等を行います。

### 【福祉ホーム】

住居を求めている障害のある人に、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与するところです。

ほ

### 【保育所等訪問支援】

保育所等を現在利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用を促進するための事業です。

### 【放課後等デイサービス】

学校通学中（幼稚園、大学等を除く）の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するための通所事業所です。

### 【法定雇用率達成企業】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害のある人の雇用を達成した民間企業です。

も

### 【盲ろう者】

目（視覚）と耳（聴覚）の両方に障害がある人のことを言います。盲ろう者のコミュニケーション方法は、視覚及び聴覚の障害の程度や生育歴、他の障害との重複の仕方等によって様々であり、主には触手話や指文字、指点字、手書き文字などがあります。

り

### 【療養介護】

医療と常時介護を必要とする障害のある人に、主として昼間において病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。療養介護のうち、医療に係るものは、療養介護医療となります。

## 参考資料

### <資料 1>

#### ◆第 4 期愛知県障害福祉計画 策定経過（予定）

年 月 日	策 定 経 過
平成 26 年 7 月 10 日	第 1 回第 4 期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループ
平成 26 年 7 月 31 日	平成 26 年度第 1 回愛知県障害者施策審議会
平成 26 年 9 月 26 日	第 2 回第 4 期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループ
平成 26 年 10 月 9 日	平成 26 年度第 1 回愛知県障害者自立支援協議会
平成 26 年 11 月 7 日 ～11 月 日	第 4 期障害福祉計画の数値目標・サービス見込量等の市町村 意見聴取
平成 26 年 12 月 11 日	第 3 回第 4 期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループ
平成 26 年 12 月 22 日	平成 26 年度第 2 回愛知県障害者施策審議会
平成 27 年 1 月 日 ～2 月 日	第 4 期愛知県障害福祉計画（案）に対する県民意見提出制度 （パブリック・コメント制度）
平成 27 年 月 日	平成 26 年度第 2 回愛知県障害者自立支援協議会
平成 27 年 月 日	平成 26 年度第 3 回愛知県障害者施策審議会

## <資料 2>

### ◆愛知県障害者施策審議会

#### 1. 設置年月日

昭和 47 年 3 月 29 日

#### 2. 設置の根拠

障害者基本法第 36 条

#### 3. 設置の目的

障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するとともに、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視するために設置された審議会

#### 4. 委員名簿（平成 26 年 7 月 25 日現在）

（委員定数 20 名、敬称略、50 音順、◎は会長、※はワーキンググループ）

氏 名	所 属
※荒木 登喜子	愛知県知的障害者育成会副会長
井上 雄裕	愛知県精神障害者家族会連合会
※宇佐美 崇法	会社員
岡田 ひろみ	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長
※加賀 時男	愛知県身体障害者福祉団体連合会会長
※河口 尚子	立命館大学生存学研究センター客員研究員障害学会理事
※川崎 純夫	愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会副部会長
小樋 友里恵	愛知県知的障害者育成会
※園田 大昭	愛知県聴覚障害者協会副理事長兼常任理事
◎※高橋 脩	豊田市こども発達センター長
都築 裕之	愛知県セルフセンター副会長
※土本 隆幸	公募委員
土屋 葉	公募委員
※徳田 清純	愛知県精神障害者家族会連合会副会長
長谷 由香	愛知県重度障害者団体連絡協議会会長
野田 正治	愛知県医師会理事
松隈 知栄子	弁護士
※武藤 久枝	中部大学現代教育学部教授
横江 淳一	蟹江町長（愛知県町村会副会長）
※渡辺 久美子	愛知県盲人福祉連合会

第4期愛知県障害福祉計画

平成27年3月発行

愛知県健康福祉部障害福祉課

郵便番号 460-8501

住 所 名古屋市中区三の丸3-1-2

電 話 052-954-6294(ダイヤルイン)

ファックス 052-954-6920